

第八十四回国会 参議院 大蔵委員会 會議録 第十四号

昭和五十三年四月十八日(火曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

四月十四日

神谷信之助君

補欠選任
渡辺 武君

四月十八日

竹田 四郎君

補欠選任
丸谷 金保君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

嶋崎 均君

藤田 正明君

細川 護熙君

福岡 知之君

塩出 啓典君

中村 利次君

岩動 道行君

糸山英太郎君

梶木 又三君

河本嘉久蔵君

戸塚 進也君

中西 一郎君

松垣徳太郎君

藤井 裕久君

宮田 輝君

稲山 篤君

竹田 四郎君

丸谷 金保君

矢田部 理君

吉田忠三郎君

鈴木 一弘君

国務大臣

大蔵 大臣

政府委員

大蔵政務次官

大蔵大臣官房審議官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省関税局長

国税庁直税部長

国税庁間税部長

事務局側
常任委員会専門員

公正取引委員会
事務局長

公正取引委員会
調査課長

公正取引委員会
品表示指導課長

厚生省公衆衛生
局精神衛生課長

農林省農蚕園芸
局果樹花き課長

食糧庁総務部長

参考人
日本酒造組合中央
会副会長

金露酒造株式会
社代表取締役社長

多田 省吾君

渡辺 武君

市川 房枝君

野末 陳平君

村山 達雄君

井上 吉夫君

福田 幸弘君

山口 光秀君

大倉 眞隆君

戸塚 岩夫君

水口 昭君

矢島錦一郎君

杉本 金馬君

関根 芳郎君

土原 陽美君

目黒 克己君

畑中 孝晴君

小野 重和君

桃井 直造君

大塚和二郎君

金升酒造株式会
社代表取締役社長
高橋 篤君

本日の會議に付した案件

○酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置
法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

○各種手数料等の改定に関する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

○委員長(嶋崎均君) ただいまから大蔵委員会を
開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る十四日、神谷信之助君が委員を辞任され、
その補欠として渡辺武君が選任されました。

○委員長(嶋崎均君) 酒税法及び清酒製造業の安
定に関する特別措置法の一部を改正する法律案を
議題といたします。

本日は、本案審査のため、日本酒造組合中央会
副会長桃井直造君、金露酒造株式会社代表取締役
社長大塚和二郎君及び金升酒造株式会社代表取締
役社長高橋篤君の三名の方々に参考人として御出
席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言御あいさつを申し
上げます。

参考人の方々に、御多忙中にもかかわらず、本
委員会に御出席をいただきましてまことに
ありがとうございます。委員会を代表して厚く御
礼を申し上げる次第でございます。

皆さまから忌憚のない御意見を拝聴し、今後の
本案審査の参考にいたしたいと存じます。

これより参考人の方々に順次御意見をお述べ願
うことになっておりますが、議事の進行上、お一
人十ないし十五分程度でお述べを願ひ、参考人の

方々の御意見の陳述が全部終わりました後、委員
の質疑にお答えいただくという方法を進めてまい
りたいと存じますので、各位の御協力をお願いい
たします。

それでは、まず桃井参考人にお願ひいたしま
す。

○参考人(桃井直造君) 酒造組合中央会の桃井で
ございます。

清酒製造業の概況を御説明を申し上げたいと思
います。

清酒製造業は中小企業集団でございます。全
体の業者数三千百の中で、いわゆる資本金一億円
を超え従業員三百人超という大手業者は十三社に
とどまるわけであります。すなわち九九・六%、
これが中小企業でございます。そして、この中小
企業集団が大体おおむね毎年九百万石、百六十万
キロリットルの酒をつくって販売をいたしており
まして、全酒類の中で占める販売量は、最近の統
計では二八%弱になっておるわけであります。

この製造業の販売の類型と申しますか、主とし
て卸売販売業者に売る型、あるいは直接小売業者
に売る型、あるいはさらに主としておけ売りで仲間
取引で売られる型と、こういう型を分けてみます
という、主として卸売に売られる型は全体の二
〇%、それから小売に主として売られる型は二七
%、仲間取引で売られる型は四四%
というところで、この仲間取引のおけ売りの型が一
番多い、こういうような形になっております。

また、これを製造規模別に見ますという、製
造数量年間三百キロリットル以下の方、これが全
体の企業数の中で六七%、約七割弱でございます
るが占めておるわけでございます。

そして、この中小企業と、先ほど申しました十
三社の大手業者のシェアを申し上げますという
と、中小企業の製成品数は八七%、大手企業は

その残りの一三%でございます。また、ボトルに入れた自分の銘柄をつけて売りまする要するに販売数量では中小が七二%、それから大手企業が二八%になっております。そして、特に二級酒につきましては九四%がこれは中小企業、こういうような内容になっております。

清酒製造業者は各県に広く散布しております。位置してあります。それぞれの地域で自分の販売数量に見合うようなマーケットをしっかりと握るように一生懸命に努力をされている業者でございます。したがって非常に地域的な性格が強いわけでありまして。ほとんどの県も全部清酒製造業者があるわけでございますが、その中でどの地域に一等分布が多いかと申しますと、まず近畿地域、業者数の一八%が近畿地域にありまして。近畿地域の製造数量は三分の一を超えております。販売数量は約半分ということで、圧倒的に近畿地域に清酒製造業者が存在しておるわけでありまして。その次に多いのは中国地方の一六%、同じパーセントでございますが関東信越地区が一六%でございます。東北は業者数から申しますと一三%ということになっております。現在の製造能力、これはどのくらいになっているかと申し上げますと、製造能力はこれは推計でございます。大体百八十八万キロリットルというぐあいにおかれは推定いたしております。石数に直しますと一千二百萬石ちょっとでございます。そして、製造の方法は主として寒づくり、十二月から三月にわたって酒をついておられます。したがって、春夏秋冬つくる四季醸造というのは一割に満たないというふうなことで、ほとんどがやはりこれは寒づくりでございます。そして、大体稼働率はいまのわれわれの推計では七五%ぐらいの稼働率になっておるだろうと。ただ製成数量百キロリットル以下の方は、これは五割を切る稼働率になっておると、こういうような実況になっております。

多くてまことに実は残念に思っておるわけでございますが、年間税引き前利益五十萬円未満の方が二二%、それから欠損業者の方が二九%、約三割でございます。合わせて五一%、こういうのが私どもの過小利益あるいは欠損業者でございます。大いに私どもはこういう点を反省して、奮起しなければならぬいろいろな問題点を抱えておるわけでありまして。

欠損業者のうち、内容を調べてみますと、その中で製成数量、製造数量三百キロリットル以下の方が七八%を占めておる。また、おけ売りの方がかなり多くこの欠損業者の中に占めておるわけでありまして。欠損の内容を私ども業界は私ども業界なりにいろいろ分析をいたしておりますが、いろいろ原因がございます。もちろん売り上げ不振もございまして、規模の關係でコスト高という問題がございますが、共通の一つの大きな問題点といたしまして、酒はまとめて寒づくりである、十二月から三月につくってそれを一年三カ月にわたって売ると。こういうふうなことで、米代を中心とする酒造資金が酒づくりのときに一時に必要になる。そして回収がしかも長期にわたる。こういうような特徴を持っております。ほかの企業と比較いたしますと、総資本の中で借入金占める比率が大変高いわけでございます。五九%、約六割近く占めております。ほかの食品産業と比べますと十数%多い、こういうような金利負担の重圧が経営上の赤字あるいは過小利益の原因となつておるといふ共通の問題が一つあるわけでありまして。

それから、その次は経営の状況の中で製造原価の問題でございますが、製造原価、それから詰め口費用、これは私どもが詰める過程の費用を詰め口費用と呼んでおります。それから販売及び管理費、こういうぐあいに三つに分けてまして生産の段階のコストを点検してみますと、製造原価の中で原材料費が八〇%を占めております。その中で約七割を占めるのは米代でございます。酒造米の代金でございます。したがって、こ

の酒造米の代金の価格がどのくらいになるかというところは、清酒製造業の生命を制する重要な問題であるわけでありまして。

それから、詰め口費用は材料費が七五%、これも材料費の方がかなりかかります。ナショナルブランドの方は主に新びん新箱を使いますので、その他の方々はその新びん新箱の二回目を使う。こういうふうなことで、ナショナルブランドの方がわりあいこの容器、包装費においてはかなりコストが割り高になっておる、こういう問題がございます。

次は販売管理費の問題でございますが、販売管理費はやはり人件費が主たる部分になりますので、販売数量の多い方ほど、要するに規模の多い方ほどメリットがあるという状況になっておるわけでありまして。最近の清酒の消費動向を見ますと、ここ数年間の年平均の伸び率でございますが、全体の酒が三%伸びております。しかし清酒は一%を切るころの消費需要であります。ビールが四%、ウイスキーが一三%、非常に伸び悩みの状況、むしろ停滞ぎみの状況、こういうものを示しておるわけでありまして。この消費需要不振の理由は何かというと、最近の十数年間における生活の洋風化、特にアメリカ風の生活の洋風化というのが大きな影響をしておるのではないかと私どもは考えております。したがって食生活が違ふ、消費の生活が違ふ、こういう問題も一つ大きな影響かと思っております。

それから第二番目は中小企業集団でございますが、各企業にとりましては販売数量というものはしております。したがって、テレビを使うとかいうような有効なマスコミ手段に訴える力がございせん。したがって広告宣伝がウイスキー、ビールに比べて弱い。消費者把握、消費者アピールがそれだけ弱い、こういうような点が私どもは消費不振の第二の問題と思っております。

第三の問題は、お酒の原料の米が毎年毎年実価格はアップで上がって、これがコストアップになりまして酒が割り高になる。四十四年から見ま

すという酒米は倍に上がっております。ところがほかの酒類、麦芽とかホップとか原料モルトを使うほかの酒類におきましてはこれがそう上がっておらない。こういう問題、特に最近そういうものなものは主として輸入物資に仰いでおりますから、最近の円高でさらにそれが下がると、こういう問題もございまして。したがって、こういうようなコスト面で大変大きなハンディキャップをいたしながら、実は一生懸命に何とかこの日本の伝統酒を守つていこう、こういって業界が努力をいたしているわけでありまして。また、政府におかれましていろいろ御配慮をいたしておられます。自主流通米につきましては主食と同様の助成をいたしておられます。それから一俵約三千円安い酒米を昨年全体六十萬トンを使ううち一割をいたしております。ところが一割、すなわち六萬トンをいたしたのであります。これは全部それを消化ができません。約四萬五千トンの消化ができません。というのは、いただくのが低温古米である。古米というのは古米臭があつていい酒をつくるにはこれはまことに困るのであります。したがって、これを米は新米をぜいいただいて、いい酒をつくって、少しでも米の消費拡大に努力をしていきたいと、こういう強い実願を持っております。

以上申し上げましたように、非常に厳しい環境にありまします清酒業界であります。このままではいけない、何とかしてやはり立ち直らなければいけません。こういうことで、現在第三次の近代化ということで構造改善を推進をいたしております。それは販売力の増進を目標に、流通業界と提携いたしまして協同化して新製品、新市場の開発あるいは新技術の開発、こういうことで多様化してまいります消費者ニーズにに応じて、一歩でも二歩でもひとつ消費と需要の振興と、こういうことで努力をしております。昨年はこの構造改善計画の第一年目に当たりまして、主として人材養成あるいは需要開発、こういうような点に重点を置いて実施しておるわけでありまして。

今回御審議をいたしております清酒業安定法におかれましては、清酒業の経営基盤に関する事業の問題、構造改善給付金の問題、特に構造改善給付金では合併の際に給付金を出す、転産の際に給付金を出す、こういうような制度を御審議をいただいております。これは私どもの第三次近代化の推進に当たりまして、側面的に大きな有力な御援助をいただくことになると思いをいたしておるわけであります。ただし、この給付金の総額が二十九億円ということと予定されておりました、半額は残存業者の負担、残りの半額は信用基金の運用益から出すと、こういうことになっております。果たして最近の低金利で運用益で十分賄えるのかどうか、二十九億以上の転産業者があるいは合併給付金を必要とする業者が出た場合には一体どうなるのか、こういう点につきまして大変業界としては心配しております。また、その際にはぜひ政府の御善処をお願いをいたしたい、こういうふうに考えておるわけであります。

次は、今回の増税の問題でございますが、増税は結局それだけ末端価格が上がります、それだけ業界としては売りにくくなります。また、末端価格を上げなければ業者が負担をしなければなりません。したがって業界としては反対ではあります。特に今回の増税に当たりましては食糧会計のもとにおける最近の原料米の値上がり、また、酒の消費の態様を御配慮をいただきまして、負担の引き上げ幅について所要の調整をお考えいただいております。まことに業界の基本問題について深く御認識をいただいている、こういうようなことと存じまして感謝を申し上げておる次第でございます。今後のまた税制改正に当たりまして、この物の考え方、基本的認識をさらに御推進いただいて、特に国民酒である清酒について育成の観点から税率の御検討をお願いをいたしたい、こういうふうに考えておるわけであります。

最後に、表示問題でございますが、原材料表示、製造方法の表示、こういうような表示につき

ましては、関係官庁の御指導もありまして、実はいち早くほかの酒類より先駆けて製造年月日、原材料名、比較表示、製造方法の表示、産地表示、こういうようなものを五十年一月からは製造年月日、その他は五十年四月から実施してまいりました。が、やはり同じマーケットで競合する他酒類との関係からまいりますと、非常にアンバランスでいろいろの問題点を業界内部としては包蔵をいたしておりますので、他酒類業界が動き出すまで、今後公正規約をどうするかという問題は慎重に実は考えておるわけであります。やはりこのアンバランスも何とかバランスがとれるようにと念願をいたしておるわけであります。

以上申し上げまして私の意見陳述といたします。ありがとうございます。

○委員長(嶋崎均君) どうもありがとうございます。次に、大塚参考人にお願いたします。

○参考人(大塚和郎君) 私、兵庫県灘五郷の中に営業いたしております金露酒造株式会社社長の大塚でございます。

ただいま桃井さんから業界全般の状況の御報告がございまして、私といたしましては主産地の灘の立場から、業界の現況等につきましてお話しをさせていただきます。

ただいま灘五郷といわれる主産地でございますが、その企業の数は六十六企業でございます。六十六企業の中に常識的には非常に大きな酒屋が多いということになっておりますが、先ほど桃井副会長が大企業十三とおっしゃいましたが、そのうちの七が私たちの灘の地にあるわけでございまして、したがって残り五十九という約九〇%のものは中小企業でございます。私の企業なども年間の蔵出し数量が約六千キロリットル、大体業界の中間の業者でございます。中には主産地の灘といえども三百キロ以下の非常に小さい企業も数社あるわけでございます。

灘といいたしましては、年間の蔵出し数量、いわゆる販売数量でございますが、ほぼ五十五万キロ

リッターでございます。それは全国の移出数量の大体三分の一に相当いたしますので、それなりに清酒の業界に対するウエイトは相当高いというふうに考えなければならぬと思っております。特に御承知のように特級酒、一級酒、二級酒とございまして、特級酒は課税移出の蔵出し数量の中で約九割を占めておりますので、全国の五・一%に比しますと相当倍近く多いわけでございまして、全国の特級酒の六・一%に相当する数量でございます。約六割は灘五郷で蔵出しをさせていただいております。それからいまい一番売れております一級酒につきましては、全国では全体の酒の中の五六%となっておりまして、私たちのうち約八〇%を占めるわけでございまして、残るは二級でございますが、全国では三九%のシェアでございます。言いかえれば特級と一級と合わせまして二割と九割、灘五郷の売っている酒というものは九割が特、一級なのでございまして、その全体で先ほど申しました大手の企業、大企業七社が占めるのは大体七五%、いわゆる四分の三は大手が占めておりますから、相当上位集中しているというふうに御理解願いたいと思っております。

最近の営業の状態でございまして、大体全国と同じ環境のもとでございまして、残念ながらオイルショック以来伸び悩んでおります。その理由としては幾つか挙げ得るわけでございまして、基本的には企業努力の不足も反省しなければなりませんけれども、先ほど桃井さんのお話にありましたように、主原料である米の代金が上がるというものが引き金になりまして、昭和四十八年から、もっとも五十一年は税金でございまして、五年間連続して値上げをしておるというように、この大きな要因であるかと思っております。一つ、この原料米の価格の問題につきましては、われわれ灘といいたしてもぜひ先生方の御理解をいただきたいと思います。

それで、今回の増税の問題でございますが、先ほど申しましたように、われわれ灘といいたしましては販売数量の九〇%が特級、一級でございますので、九割の商品が今回の増税に關係をしてくるわけでございまして、そういう意味におきまして非常に重大な關心を持っておるわけでございまして、今後の影響を心配しておるわけでござい

ます。それに関しまして、承りますところ、今回の増税後の予算で六十億の増徴と承っておりますわけでございまして、ちよと先ほどの試算ではじめてみますと、兵庫県、いわゆる灘五郷で特級酒で三十一億、一級酒で六十一億、ざっと九十二億、これは非常に概数でございますけれども、今回御計画になっております六十億円の中で九十二億円はわれわれが負担させていただきますことになる。大体六〇%近いということで、今回の増税に關します六割はわれわれの方にはね返ってくるという受けとめ方をいたしておるわけでござい

ます。桃井副会長の話にありましたように、清酒はビールや洋酒との競合に非常におくれをとっており、このことは否めないものでございまして、清酒の主産地であります灘の立場といたしまして、この清酒の不振というものは、灘の責任というのには非常にいかがしいと思っておりますが、あるいは灘のプライドとしても何とかこれをはね返すといいますが、打開をしていかなきゃならぬということで、現に昨年度から始まっております第三次の近代化構造改善の事業にも参加いたしております。まづ具体的には人材養成の事業といたしましては、近畿六府県の主産権をとりまして人材養成に努めており、今年も計画をいたしております。

それからもう一つは、灘酒の需要開発でございます。これにつきましては、灘酒の展覧会を東京、大阪、名古屋の百貨店を借りまして昨年も開催いたしました。本年も正月の二日、三日、四日というような正月返上で委員の者は努力をしたような事情でございます。

特に難をいたしました申し上げたいことは、最近不況のせいか特級酒の消費が減少いたしておる傾向がございます。とにかく先ほど申しましたように、全国の六割の特級酒をわれわれが引き受けておるわけでございます。何とかこの特級酒の減退というものを食い止め、さらに伸ばすというところが清酒全体のイメージアップにもつながるわけでございますので、小型の卓上ボトルとか、あるいは陶器のつぼとか、いろいろ努力をいたしております。また、米ばかりでつくり出す純米酒というものは非常に原価が高くなるわけでございますが、そういったものも努力をいたしておりますが、現在の税のシステムにおきまして、少し高くなりますと特級酒は従価税になりまして、一般の一番の税率負担が三割程度に對しまして、従価税となりまして四十割程度になるということで、小売価格が急にはね上がってまいりまして消費につなげにくい。したがって、なるべく末端価格を抑えたい点にもつていくことになりまして、手取りが悪くなつて、たとえ材料費ぐらひは賄えませんが、そういったものをつくり出す技術料とか、それからあるいは非常に手間がかかりますが、そういう手間料というものはあきらめなきやならぬ。

すなわち、知識集約化の高付加価値の商品をつくれということ、何も酒だけでなく、わが国の産業として一つのポイントでございますが、そういった点でせつかくやつても、いわゆる高収益の付加価値の高いものを編み出すことができないというふうなことでございます。何とかこの辺も今回の増税に連動いたしまして、特級酒の従価税の非課税限度額というものをもう少し上げていただくようなお考えをいただけないかということとは、かねて大蔵御当局にもお願いしておる次第でございます。そういうふうなことで、特級酒の沈滞というものは、量的には非常に少ないシェアでございますけれども、イメージにおきましては、やはりこれがなければ清酒が洋酒やビールに對抗するというところで非常に旗印が悪いというふう

うにお受けとめ願いたいと思うわけでござい

それから、われわれ主産地の販売市場といふものは、東京とか大阪を中心として大都市、名古屋あるいは博多、福岡方面とかというふうに都市部でございます。ビールとかウイスキー、ワイン、こういうふうなものも非常に流通する地域でございます。特に最近輸入のウイスキー等も大変量がふえてまいりました。過当競争になっております。ワインまたしかりでございます。業界は清酒とか洋酒とかいろいろ分かれておるといいますが、流通業界は一本でございます。われわれはそういったような洋酒の過当競争と對抗しつつ、これらと激しい競争をいたさなきやならぬわけでございます。特に先ほど申しましたように、離れの大手以外の中小メーカーというものは数十社あるわけでございまして、これもやはり過去の実績で大都市部に市場を持つております。こういったところは、片やビールやウイスキーとの競合に巻き込まれますし、また片や業界の中で、最近これは近代化の方向でもござい

ますが、地酒の振興ということで各地で非常に熱心におやりになっておられて、こういったいわけの地酒ブームとも聞かれないというところで、非常に両面から苦しい闘いをしておるというふうな現状も、離れといえは強い酒屋がおるんだという御認識を若干改めていただきたいと思うわけでございます。

そういうようなことでございまして、一番大きな問題はやはり原料米の価格の問題で悩んでおります。しかし、その他流通等いろいろな問題があるのでございまして、時間が参りましたよう

でございますので、これで御報告を終わらしていただきます。

どうもありがとうございました。

○委員長(嶋崎均君) どうもありがとうございました。

次に、高橋参考人をお願いいたします。

○参考人(高橋篤君) 私は、新潟県に所在いたし

ます金升酒造の高橋でございます。

私も、企業経営の根柢は自助努力にあるというところは十分認識しているつもりでございます。そのために、中小企業の近代化促進法に基づき構造改善事業は、今般第二年度の計画が去る三月末に大蔵大臣の認可を受けてまして、これから四年間の努力で何とか成果あるものにいたしまして、私も中小企業の安定という状態に到達したいというのを念願いたしておる次第でございます。

私の所属いたしております新潟県といたしましても、百十五社の酒造組合のメンバーが全員協力いたしまして構造改善事業と取り組んでおります。需要開発のための果産酒の振興事業、あるいは新潟県内で発見いたしました酵母、特殊なこうじ菌、これを利用いたしまして独特の新商品開発に努力をいたしております。また、知識集約化の事業のために人材養成事業ということで、それらのために委員会とかあるいはプロジェクトチームを編成いたしまして鋭意取り組んでおる次第でございます。

しかしながら、これらの事業を推進するに当たりますと最も問題となる点はたくさんございまして、二つ取り上げますと、原料米問題と一つは市場における過当競争問題でございます。これらの要因が需要の伸び悩みと相関連いたしまして、構造改善事業を推進するために必要な人と金を投入するのに年々収益性が低下いたしておりますので、なかなか事業推進に困難な点があるわけでございます。

増税に關しましては、業界の現状から基本的には反対でございますけれども、先ほどからの桃井さんの陳述にもございましたように、清酒に關しましては他の酒類に比較いたしまして、特に原料事情あるいは消費事情を考慮して、しかもなおかつ構造改善事業等の関係で清酒の安定法の改正しては、これらの特別な御配慮に關しましては感謝いたしておる次第でございます。なお、これか

らの問題といたしまして、先ほど申し上げました二点につきまして特段の御配慮をいただきたい。そこで、まず原料米問題でございますが、引き続き政府管理米の払い下げ措置をお願いいたしたいというところでございます。それにつきましては新米を安い価格で、しかもこの計画の決定はできるだけ早くお願いをいたしたい。八月末ぐらいまでは決定をお願いいたしたいというところをお願いする次第でございます。

新米でなければならぬ理由というのはたくさんございまして、低温古米であつては製品としての清酒にどうしても品質的に欠陥があらわれてくるのでございます。技術的に欠陥を取り除く研究は行われておりますけれども、まだこれを具体的に実用化する域には達していないと私どもは考えております。

もう一つは、品質を懸念いたしましてお売り企業が買い取り企業を選別をやはり有利にしたい、買つてもらいたいという気持ちがあるために、どうしても低温米であつても古米は使われないということになっております。

それからもう一つは、私どもの使命といたしまして日本古来の国民酒である清酒の需要を何とかも振興していかなければならない。この場合に、よりよい品質の清酒を御提供申し上げるというこのためにはどうしても新米が欲しい。やはり消費者の方々のイメージの中には、古米でつくった酒ということと新米でつくった酒ということではどうしてもイメージ的に大きな差があるはずでございます。以上のような理由で新米がどうしてもお願いいたしたい。

それから、価格を安くすることにつきまして、私どもは消費者ニーズに對応いたしまして、各企業とも米の使用率を上げたというところは日ごろ念願をいたし、また年々その努力をいたしまして、継続的に米の使用率は高まっておりますのでござい

ます。しかし、現在の政府米の価格によつても急激に原料アルコール、現在使用しております原料

うことになりまして、まあ約百十円以上のコストアップに原料費だけになってまいります。これを価格に転嫁するということになりましてなかなか売れない。実際に純米酒を出してあるんでございますが、価格の関係でなかなかどんどん売れていくという状態ではございません。また、売れ行きを拡大するためにこれを原価吸収をいたしましてやっておりますと、これは企業採算上、売れば売れるほど現在の米の価格では企業採算が成り立たないという二律背反の問題があるわけでございますので、どうしても消費者ニーズに対応して品質の多様化を進めていくためには、米価がもつと安くなるのが私どもの念願でございます。私どもは原料問題につきましては、清酒業界が困るから何とかして新米を安くというだけ申し上げている後ろ向きの姿勢ではございません。先ほども申し上げましたように、前向きの姿勢で何として日本古来の伝統国民酒を維持育成をして、そうして国民の皆様これを支持していただくという前向きの姿勢でやろうとするならば、いまの米の問題は何とかして解決していただかなければならない、こう考えている次第でございます。

また中小企業対策といたしまして、いわゆる三増酒で、薄めた画一的な清酒ではどうしても競争上、大と中小との競争では中小が負けるに決まっております。米一〇〇%というような形で個性を出すことによって地方地方に特色を、個性のある特色のある酒ができていくと、これがまた地方の中小企業の前向きの企業努力につながることでございますので、私どもは前向きの需要開発努力のために米の問題はぜひお願いしたい、価格の問題でございます。

ゆる系統農業関係の購入計画というのは、いまの農業生産関係の計画とも非常に絡んでおりますので、自主流通米をこしは私はこれだけ買いますと言っておるんでございますが、この政府米の払い下げの数字が決まりますと、その入れかえがございまして、こういうことは円滑な自主流通米の自主流通を阻害することになりますので、農業関係の方からもいろいろと苦情がまいります。特に米産地の新潟県の実情からしますとこの現象が顕著でございますので、遅くともひとつ政府米の払い下げの計画決定は八月の末までお願いして、農業関係の方と十分に円滑な了解のもとにこの政府米と自主流通米との調整ができるようにしていただきたいと思います。このお願いの筋でございます。

次に、先ほど申し上げました第二の点の酒類の市場競争、過当競争の問題でございますが、先ほどから前述べ者が申し上げましたように、酒類の市場は多数の中小企業から成ります競争的な構造の清酒と、それから大企業の寡占構造のビール、ウイスキー等が同一の市場で競争をいたしているわけでございます。その中でおのの企業が他の競争相手との関連でそれぞれの市場行動をとっております。弱小企業でございまして清酒中小企業とあるは御、小売業界にございましてその競争のしわが寄せられて、非効率、非能率な過当競争となつてその現象があらわれております。

さらに、ここでまた円高とかあるいは関税の引き下げ等の影響で輸入酒類を迎え撃つ国産洋酒は、一層この競争の関係というものが強くあらわれてまいりまして、これらが流通段階にあらわれてまいりまして、その余波も清酒の中小企業にやはり間接的にあらわれてまいります。

もう一つは、大企業の、いわゆる寡占産業の膨大な広告宣伝、これに対抗するすべもない私ども清酒中小企業は、どうしてもそのしわ寄せが価格競争という姿であらわれてまいりまして、先ほど申し上げました構造改善努力を一生懸命でやっておりますが、これは中長期的に時間がかかりまして、それが安定の域に達するまでに、現在の過当

な市場競争の中で多くの犠牲者が出る可能性が今日あるのでございまして、この点に關しましては、私どもはもちろん現在の市場機構の中で、いわゆる競争という原理を否定をしないということではございません。有効な競争、正常な競争、そして非有効な、非能率的な競争の過当な部分を、ひとつ何と行政の公的な介入のお力によって過当な部分を是正していただきたい、こういう考え方でございまして、酒税保全の目的の理念から考え方はございまして、酒税保全の目的の理念から、現行の基準がいろいろございまして、しかしこれは酒税が保全できるといことが限界でございまして、先ほど申し上げましたいろいろな観点から、幅広い酒類の産業政策的な指導理念に基づきましてこの公的な介入行政指導の基準というものが、いろいろと独禁政策との関連性はあると思ひますが、その辺を再調整された上でひとつ制度的に今後設定していただきまして、構造改善計画がスムーズにいき、そして長期安定的な清酒の中小企業の姿に到達するまではその辺のお力添えをお願いしたいということが私ども清酒中小企業の今日の願望でございまして、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(嶋崎均君) どうもありがとうございます。以上で参考人各位の御意見の陳述を終わりました。それでは、これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○福岡知事 参考人お三方のいまのお話で、ほぼ清酒業界の現況といえますが、が判明しているわけでございまして。すでに御承知のとおり、今次の引き上げも一昨年に続いて酒税の改正というところで、わりあい早いピッチで問題がいま議論されるに至つておるわけでございまして、特に清酒については桃井参考人が要約的に申されたように、消費が伸び悩んでおるといふことの理由に、生活の洋風化とか、あるいはまた中小企業が多いために広告宣伝力が非常にひ弱であるというふうなこ

と、あるいは参考人お三方それぞれ共通して原料米の価格が高いということを御指摘になつたわけであります。これはかねがね問題になつてきたことであります。早急にそれが改善されないままに、再びまたいま増税という問題を迎えるに至つては、私は思ひます。そこで、今回の政府提案によりまして、確かにいまおっしゃつたように増税が清酒業界に影響があるとは言われるものの、たとえばビール、ウイスキーあるいは果実酒ですか、ワインですか、これに比べれば低くなつておりますね。もともと桃井さんのところの中央会にいたしまして、あるいはまた大塚さんの酒税制度研究委員会にしまして、委員長である大塚さんの名前、昨年の暮れ近くに増税についての一応反対という態度で見解が表明されております。しかし、ただいまのお話を聞いていますと、ある程度これはもうやむを得ぬだろうというふうなお気持ちに受け取れるんですが、しかしそれでやっていると、どうも御自信があまりないのかどうかですね。どうも先ほど来のお話を聞いていますと、基本的には反対なんだけどもうやむを得ないんだという気持ちで感じ取れるんでございまして、果たしてそれで今後、先ほど来指摘されたような問題を改善、克服しながら、他の酒類といわば競争的に一定の企業の維持を図り得るのかどうか。またその場合にはいゆる価格の修正というものが、いわゆる値上げを考慮されようとしておるのかどうか、この点をお聞きをしたいと思います。

それから、原料米の問題をめぐりまして、当委員会でも先日かなり時間をかけて議論が行われた中で、先ほどお話しのように、低温古米と新米との関係についてもやりとりがあつたわけであります。私は新米を極力回すということがベターだと思ひますし、いやこれは酒だけじゃなくて、私たち全体が古米を食べさせられたりして、私でございまして、何かそこに割り切れない矛盾を感じておるわけですから、より問題は根深いところにあるわけでございまして、しかしおけ

りをする、あるいはおけ買いをしてみたらうという立場からいえば、やっぱり新米でつくって買ってもらえるということ、そういう弱味がどうしても業界にはあると思うんですね。そういう立場からいっても、新米が必要だということはよくわかるわけでありますけれども、しからば、その点をどの程度の数量、どの程度の価格で入手をするということにすればいいんだろうか。またそれが業界と当局で、かなりいままでも基本的な問題のようですから、詰められた経過があると思うんですが、どうなのか。これは当委員会でも後刻また当局とも、政府側とも話し合いをせにやいかぬ問題ですが、業界としてはその点をどのようにやってこられたかというところであります。

それから、三つ目は近代化の問題でござい
す。特に桃井さん、中央会の立場で若干の補足を
していただきますんですが、ここ数年、一次近代
化計画ですか、その過程でどの程度のいわば企業
の合併などが行われたのか、あるいはその他構造
改善ということが具体化されたんだろうか。今後
のこの五十六年度までの近代化計画で、現在三千
百社余りあるとおっしゃるこの企業数、特に九九
・六％が中小企業だと、それはそのままではやつ
ていけないだろうという前提で、どういう展望の
もとに近代化計画を進められようとしているのかと
いうことであります。時間がありませんので、
三つ要約してそれぞれお答えをいただければ幸い
だと思います。

○参考人(桃井直造君) 私からお答えを申し上げ
たいと思います。

現段階で大変なやはり厳しい環境にありますので、いまの増税というものが清酒業界にとつてはやはり問題であるという点は十分意識をいたしておるわけでございます。しかし、同時にまた原料米の問題、コスト高の問題、こういうものを十分米の調整をいただいて、ほかの酒類と違った税負担という問題を考えていただいておるわけでございますので、こゝら辺の問題を踏まえて、さらに將來十分またお考えいただと、こういうことで、

私どもはいまの業界の現状を踏まえて一步でも実
は前進をいたしました、企業体質の強化とほかの
酒類との競合に少しでもやはり努力をしていきた
いと、こういうぐあいに考えておるわけでござい
ます。

それから増税に伴いまして、当然これは増税部
分だけはいまの業界がとても負担できませんの
で、末端の小売価格は改定させていただきたい
と、こういうぐあいに考えておるわけでありま
す。

それから原料米の問題でございますが、これは本年に入りましてはいろいろ御当局とまだ積極的にお話しはいたしておりますが、前年の低価格にお話しはいたしておりますが、前年の低価格をいいたいたものが実は全部消化ができないという点をお考えいたしたい。本年と、こういうような実情を申し上げました。本年については十分そういう点をお考えいたしたい。何とか新米を昨年より——昨年は六万トンいたしておりましたから、昨年は六万トン、まあできればまた特別価格でいただきたい、こういうような希望を実は申し述べておりますが、すべてこれからの希望を具体的なお願いの折衝になるのではないかと、ただ希望を述べている段階でございます。

それから前回の近代化、この段階では約六百社に
ぐらゐ廃業を予定しておりましたが、大体三分の一
ぐらゐに実はとまつてしまつたというやうな問
題、また企業合同その他でかなり企業合同が行わ
れておりますけれども、やはり企業合同が行われ
た観点を振り返つてみますというと、一の販売
力のものが三社集まるといふと実は三の販売力に
ならないと、こういうやうないろいろな問題点が
ございまして、成功した事例、成功しない事例が
かなりございます。そういうやうなことで、特に
また前回の近代化は、御承知のように経済成長期
でございまして、できるだけ少しでも原価を安く
するといふやうな点に重点を置きました。しか
が、いまして、設備の充実強化、こういうやうな
点に重点を置きましたが、その後石油ショックと不
況、こういうやうな問題が訪れてまいりまして、
残念ながらその前回の近代化といふのが設備強化

という点に重点を置きました結果、先ほど申しましたような、業界全体としては過剰設備をあちこちに見ておる、こういうような結論になっておりますが、この過剰設備を少しでも解消するため、今度の第三次近代化におきましては構造改善、構造改善の中で特に販売力の増進、こういうようなことで、流通業界と提携して諸施策を講じていく。そして、これは各県ごとにもいろいろ流通業界と目下提携をしている事例が幾つかございいます。しかし、まだまだこれは第一年目を経過して、第二年目を迎えている段階でございので、全体としてはまだまだこれからです。こういうぐあいな状況になっておるということでございます。

以上でございます。

○参考人(大塚和三郎君) 桃井さんと重複するのを避けてお答えをいたしたいと思いますが、先生の御質問のあります増税を是認しておるのかどうかということは非常に微妙でございますが、桃井さんのおっしゃったように、環境の厳しさということはずでに御承知願ったわけでございまして、当然私たちは増税に對しましては反対の立場であることには間違ひでございません。ただ、先ほど福間先生のおっしゃったように、委員会ではいろいろ反対があつて、その後どうだというふうな感じでございます。

たしか十一月であつたと思いますが、増税の計画が新聞に出たわけでございますが、そのときは三〇%と出ました。それから後に二十%と変わったようで、その理由はわかりませんが、委員会におきましては大藏御当局の担当官にもいろいろお話を伺ひまして、今日のわが国の国家財政の非常なピンチといひますか、歳入不足といひますか、そういうふうな状態もるる承りました。その結果、先ほど出ておりますように、清酒につきましては特別の税率の配慮がなされて原案ができてきたというような関係でございますので、さらにこれに真つ向反対をするかということになると非常にむづかしい。何だか情情的にもこちらが弱くならざるを得ない。大体清酒業者というものはそ

ういう体質でございますので、ひとつ御理解を願いたいと思います。

それから低温古米、新米の問題をどのくらいにしよう、私もこれは非常に悩んでおりまして、私たち灘の方でも特に大量に消費いたしますので、専門の委員会をつくりまして、国税御当局は当然でございますが、農林御当局にも格別の御配慮を願つたり折衝をいたしております。しかしどうも一般国民の皆様が召し上がる米、新米よりもさらに安くということをどこまで貫けるかということについては非常に疑問を持っております。したがって、福岡先生のおまえたちはどの程度まですれば気に入るんだという御質問には、実は数字でお答えすることができないのをお許し願いたいと思いますが、とにかく現状は刻々上がつてまいりますのに対して、それを商品価格に転嫁できない環境に到達しているということで御返事にかえたいと思うわけでございます。

それから近代化のことでございますが、桃井さん全幅的におっしゃいました。確かに近代化というものは、もう少し合併でもして企業数を集約していくということが当然であろうかと思うのでございまして、非常にこの辺がくつの上からかくような感じがあるというのは、やはり御承知のように中小企業庁でやっておられますこの近代化、何も清酒だけじゃなくてあらゆる産業に関連いたしまして、一つの基本路線というのがございまして、それにのっとって計画をして認可を受ければ近代化指定業種になるというような形で、そういった大きな枠の中でそれを拾っていくといえますか、あるいはそういう中で個々のたとえば清酒業界、特に清酒業界は固有な事情がございます。それにびたりとこないところも多々出てくるわけでございますが、この辺もそう清酒だけ気まま勝手なこともできないということでございますまして、ただおけ売りなどの点につきまして、われわれの地方は買い側でございますので、先ほど申しました大きな七つの会社あたりは大量に買うわけでございますが、これは三十年代から続

るいは農村過疎あるいは都市との関係いろいろございまして迷っている方の誘導、インセンティブになるというような形では、ただ倒産まで言ばって行くよりは、意思決定のための、どちらがいかという意思決定のための誘導剤としては、この給付金制度ができる安定法というのは大変私にはありがたいことではないかというふうに、私どもの中小企業の新潟県あたりのいろいろな懇談の中でそういう話が出ていることを申し上げる次第でございます。

○鶴山篤君　どうもきょうは御苦労様です。最初に、大塚さんと高橋さんにお伺いするんですが、低温古米と新米とどちらがいいかと言えば、それは新米がいいことは決定的だと思うんです。しかし、現実には低温古米が原料になっているわけですが、これが欠陥もあるし評判も悪い。ですから、当然欠陥の解消に乗り出されていることは十分わかるわけです。

さて、これは現実には欠陥を除去して実用化をするという事業は大変だと思えますね。仮にこれが実用化ができたという場合に、ある特定の地域だけでそれを御披露したり活用するんじゃないくて、日本全体の酒造業界に対してその技術を十分に広げていくということにならざるを得ないと思えますけれども、いまその点についての御計画あるいは御研究が進んでいるかどうかということについてお伺いします。

それから、過去の統計を見ておりますと、先ほどもお話があったわけですが、隔年ごとに数量がダウンをし、また一時回復をしながら、総体的にはスローペースで下がりがきみになっているわけですね。まあ今回それぞれ税率は違いますが、清酒に対します課税が五月一日から実施をされるということになりますと、消費あるいは売上げに重大な影響を持つものと思います。原料が高いために結果的にはこういうことになるわけですから、たとえば灘というふうな有名なところは残りますけど

れども、日本全体、各地各所で酒づくりが行われるかどうかというのは非常に疑問に思つてきたわけです。業界に、これだけの値上げが行われると、いうことを考へてみて、果たして酒造業というものが成り立つていくかどうか、日本国内において成り立つていくかどうかというのを非常に憂へるわけですが、そのことについてまあ過去の実績、統計など踏まえて将来展望、どういふふうにお考へになつてゐるのかというのを二つ目にお伺いします。

それから、先ほど桃井さんの方からも流通の各段階と十分に協力し合つて販売体制、販売強化に努力したいというお話があります。たまたま私、きよの日本経済新聞を持つてきてゐるわけですが、ここにキリンビールのホップの宣伝があるわけですが、これは通称、まあ私の計算でいきますと一千万円であり、広告代一千万円、ですから、全国紙で五大紙あるいは地方紙を使いますと約七千万円から八千万円の金が、この大手企業の場合には宣伝費として出されるわけです。これはホップだけを宣伝をしてゐるわけですが、実はキリンビール飲んでくれということなんです。そういう意味ではその宣伝力というのは非常に大きいわけですが、それで、私も氣をつけて新聞あるいはテレビのコマーシャル見ておりましたけれども、酒については余り見当たらないんですね。したがってまあ御苦勞されてゐると思つてゐるわけですが、この宣伝あるいはまあ啓蒙と言つちや語弊がありますが、すけれども、宣伝力、広報力、広告、こういうものについて先ほど流通段階と相談をしたいと言つておられます、たとえば酒のものは米ですけれども、たとえば農協というものもあるだろうし、あるいは一歩突つ込んで農林省ということも理屈の上からはあり得ると思うのです。そういう点についてアイデアといひますか、こうしてほしい、こうありたいというお話があればぜひお伺いをしておきたいと思ひます。

それから、少しいやらしい質問になりますけれども、やっぱり日本文化としての酒がある。新しい飲み物としてビールがある。それからウイスキー、ブランドー、大要三つぐらいの種類があるわけですね。売れ行きからいいますとビールが圧倒的で、伸び率からいいますとウイスキーという調子になつてゐるわけですね。それだけ皆さんのシェアは縮まつてゐるわけですね。相当ビールとウイスキーについて敵が心は持つておられぬでしようけれども、商売がたきとして内心じくじたるものを持つてゐるだろうと思つてゐるわけですね。この際共存共栄をしていくためにこうしたい、お互いにこの種アルコール屋さんの立場から考へてみて共存共栄するためにこういう施策があつてしかるべきだといふもの、しばしば私は業界の人あるいは小売販売の方々からお伺いをしてゐるわけです。ぜひきよ責任者の皆さんから、それらのことについて御注文は当然あると思ひますので、お伺いしたいと思ひます。

以上です。

○参考人(桃井直造君) 私から龜山先生の御質疑に對してお答えを申し上げますが、米の問題は国税庁の醸造試験所及び各メーカーの、特に大手メーカーの技術研究員によつてかなり研究はされてまいつておられますが、まだ古米臭の問題、この問題については本質的な解決は見ておりません。やはり古米といふのは、これは古米を使ひますという殺菌貯蔵の段階で古米臭ができて、この除去は非常に困難である。それから古米使用の酒は新しい酒の香りがなく、色が濃く、貯蔵によつて香りも味もどんどん落ちていく、こういうようなことがわかつておるだけで、それをいかにどうするかという問題については、これ材料の本質的な問題でございまして、なかなか現段階では中小企業までも一般に使へるような技術の革新といひますか、そういう手段を果して見えてゐない、こういうのが現状でございまして。

それから、清酒が消費がむしろ下がりぎみである、この増税がさらに足を引っ張るであろう、これはこの増税がやはり無影響だといふことは全然ありません。やはりそれだけ高くなつております

るから、消費には大きな抑制の問題が出てくる。したがつて増税には賛成いたしたい、反對でございまして、先ほど申し上げましたように、税率調整を積極的にやつていただいておる、今後これをまたお願いをいたしたい、こういう願望を常に持つておるわけでありまして。また、増税の負担がふえることによつて業者のこれらの存否はどうなるであらうかと。これは厳しい環境に置かれるだけに、業者それぞれがそれぞれの地域で、やはり自分のマーケットをしっかりと握つて、がんばつていかなければならない、私はそう考へております。

それから流通との提携の問題、宣伝力の問題、実はある酒は、テレビのスイッチを入れればある酒の宣伝がぱつと出てくる。これはもうこんなによく宣伝ができるなどといふほど宣伝がテレビのスイッチをひねるたびに出てくる。私の方はせいぜいナショナルブランドが、ブランド名は忘れられちや困るから、ブランド名だけ一生懸命言うだけで、日本酒の宣伝はやりません。ブランドの宣伝をやつてしまふわけです。そういうところが非常に実は弱い。しかしまた、他面私どもは三千の業者がおりますので、各村、町あるいは市における父祖伝来のマーケット、こういうものについてはやはり何とかしてそれを守り通して、こう、こういう努力をいたしております。したがつてそれぞれの地域で、なるほどマスコミ、テレビの広告の段階では劣つておるが、何とかやつぱり積極的な商法を展開して自分の町のマーケット、自分の村のマーケットを少しでも拡大して、いって、しっかりと自分の製造数量に見合った販売数量を確保するやうな何か中央と共同歩調のパブリシティ、PR、こういうものをひとつ積極的に展開していききたい、こういうぐあいに考へておるわけでありまして。

この間も、先般閣議で米の消費拡大が非常に重要な問題になつた。したがつて、酒もこれは消費拡大をあわせてやることによつて米の消費拡大に

持つていく、したがつて十一月の閣議でございまして、政府の公の行事、會議、こういう場合に酒を使う場合には清酒を使う、こういうふうなお話になりました。われわれもかねがねこれはお願いをしてきた願望でございまして、ぜひこういう問題とか県庁の問題、市町村の問題、農協の會議、こういうふうな問題から一つ一つやはりこういうようなことで清酒の消費の拡大をひとつ図つていきたい、こういうことで、私も独自に開発いたしました清酒グラスといふのを各県組合を通じて、このグラスで日本酒を飲んでいただく、こういうことで県庁、市町村、農協あるいは商工會議所あるいは商工会、こういうふうなところへどんどん寄贈いたしまして、少しでも足でかせいで、個々に面接してお願ひして、テレビには乗り得ないけれども、何とか一人一人の消費者を清酒党に確保していく、獲得していく、特に若い人を獲得していく、こういうぐあいに現在努力しております。昨年、酒造組合中央会にPRセンターといふのができましたのも実はそのゆえんでございまして。

しかし、そうはいひましたけれども、やはりマスコミのテレビを何か使える方法、新聞を使へる方法、こういう問題もやはり考へていかなければいけません。実は農林省の方にも、これは米の消費拡大になるんだから、清酒の広告宣伝にやはり少し広告宣伝の助成がいただけなからうか、こういうようなこともサウランドしたこともございまして。まだまだそれは熟しておりません。今回清酒業安定法が通りますといふと、信用保証事業の基金のうちの一億の一部がその広告宣伝に使へる、こういうような内容と承つております。したがつて、それが通りますといふと、その部分だけでもやはり広告宣伝に使へるということ、業界としては期待をいたしておるわけでありまして。それから、酒類間のマーケットの競争でビール、ウイスキー、こういうふうな問題の共存共栄の問題、これは自由主義の現代の中であつていろいろ考えた非常にむずかしい問題を抱えてゐることだと考

えますが、少なくとも私どもがよく話に出しませう業者団体間の話の中では、とにかくあるキャパレーができた、あるゴルフ場ができた、そうなりますとめちやくちやに安いビールが入ってくる、めちやくちやに安いウイスキーが入ってくる、こういうようなことがあったんではなかなかやはり酒類業間のフェアな競争ができない。したがって、やはりフェアな競争をするためには公正競争秩序を守る、公正競争の取引秩序を守る、こういうようなことができないかということで、流通業界を込めていろいろ協議をいたしております。

先ほども高橋参考人からお話がありましたように、円高、関税の引き下げということで外国輸入の洋酒が安く入りますという、それに関連いたしまして日本の国内洋酒がまた安く売られてくる。そうなりますとどうしてもやはり日本酒もそれに引きずられていく。たださき日本酒の弱さがまたさらに引きずられる、こういうような問題になりますので、何かしらこゝろあたりでこの公正競争秩序の維持ができれば行政的な研究問題、立法的な研究問題、そういうものはないんだらうか、こういうようなことで業団内では寄り寄り研究をいたしておる、こういう現状でございます。

○参考人(大塚和三郎君) まず古米の使用、利用の研究の問題でございますが、私どもの難では技術者が百名以上も各社合計おるわけでございまして、技術研究会という任意団体でございしますが、六十一年の歴史を持っておりまして。この団体であるゆる清酒に関する研究をいたしておりますが、この技術者の団体は大蔵省の滝野川の醸造試験所と深いかわりがございます。また、大阪大学工学部等ほかの大学ともかわり合ひがございまして、相当高度な研究をいたしております。古米の問題につきましても、今日に始まったことではございません。御承知のように十年余り前でございますが、蓬萊米——台湾米でございますが、あるいは中共から参りました紹興米というようにものも一部使いましたときにこれらの研究、またその

ときでございましたが、カリフォルニア米も一部参りまして、これらは少しどういふわけか変な香りがするわけでございますが、こういった問題の研究もいたしました。こういったところから、古米も当然研究の対象になっておるわけでございまして、まだ完成といえますが、完全な結論を得るに至っていないわけでございまして、先生御指摘のように、各一部にその技術開発が何といたしますか、独占されてしまうという御心配かと思いましたが、私の見るところ——私、技術者ではございせんのでその団体に入っておりますが、見るところ、必ず過去の実績におきましてオープンでございまして、決してたとえば離ならぬだけでほかに技術をオープンにしないというふうなことにほならないと思っております次第でございます。

それから、蔵出しの伸び悩みによって各地の昔からある清酒業者、これが維持できるのかという御質問でございますが、二つの考え方があろうかと思ふんでございます。先ほど冒頭陳述で述べました常識的には、これはもう全国じゅう網羅してほかの酒屋全部食いつぶすんじゃないかというふうな、これはちよつと極端な言い方でございますが、そういう常識論もあろうかと思ひますが、なかなかどういたしまして、東北を初めとしたしまして北海道から九州まで各地に歴史を持った、しかも規模も相当な大きさの規模で有力な、また優秀な製品をお出しになり、また安定した消費者をつかんでおられる酒屋さんがおられまして、なおその中には今日全国的な伸び悩みをしましり目に伸びていらつしやる業者もある。こういう形で各地に昔からの伝統で、いろんな企業努力で、軒余曲折はいたしておりますけれども、各地に各地の酒が残るということは私は間違いないと思ひますが、ただ問題は、その場合に各地に残れない酒屋さんが出るといふことも必ずあり得るというわけでございまして、ですからそういうふうな受けとめ方でこの問題は対処していかねばならぬ、こういうふうに思ひます。

それから、需要開発の宣伝方法でございますが、マスコミ等につきましては桃井さんがおっしゃいました。先ほど農協の関係のお話が出ましたので、まだ具体的にどうするかはございせんが、今日の米穀需給事情の關係から、食糧庁におかれましては、全農との何で米の消費を拡大に一部清酒の需要拡大の面を繰り込んでおられまして、われわれ兵庫県におきましては農協、経済連と話し合つておるわけでございまして、まだ具体的にいたしてはおりませんが、マスコミなどを使って、新聞等を使って、農協と清酒組合との間の協力した清酒消費の拡大というふうなPRをできないものかと言つております。今日の時点ではとにかく農協の組合には必ず酒を飲んでいただく、このくらのことでございまして、これをもちと進展させていくべきであらうかというふうな動きは具体的にございまして。

それから次に、ビールやウイスキーと清酒の共同の問題でございます。一応表面には、われわれ灘の場合には卸特約店を経由して市場へ流通させておまして、いわゆる卸売型ということになるわけでございまして、したがって卸売さんで必ずビール会社やウイスキー会社の人と会うわけです。商品が競合しておりますが、人間的には合つて話し合つておるわけでございまして、これはもろ刃の剣でございます。ともに携えていけることもあり、あるいはしてやられる場合もあるわけでございますが、こういった点は大変むずかしい問題で、明確なお答えができないような気がいたしております。

以上でございます。

○参考人(高橋篤君) 第一の古米の使用技術研究が進んでいくかどうかという点につきましては、前二者がお答え申し上げましたので、それができたとして実用化ができる場合かどうか、こういうことでございまして、特に収益性の低い中小企業が事業を営んでいる場合は、一日一日のつくったものがいいもので、何とかして売れるという望みを兼ねてやっているわけでございまして、そういう

技術が完成をしたと、これを取り入れて実用化するということとは、試験研究とそれから実用化という間には、まだまだ中小企業が全般的にこれを利用して間違ひなくできるというところはなかなか困難であると考えております。さなきに、そうでなくとも中小企業の酒は二級酒だ、二級酒屋だと言われ、そしてイメージ的にも悪い酒だ、悪い酒だと言つて語弊がございまして、ほとんど二級酒で出している、こう言われるものでございまして。ところが、最近のいわゆる地酒の再評価というところ、みんながある程度明るい希望を持って努力をしようというところでございまして、ここにイメージ的にも、また使えろと言つても古米が使われたということは、なかなかこれ取り入れることは困難でございます。お答えにならないかもしれませんが、そういう考えを持っております。

それから第二番目の、こういうような増税が行われ売り上げに影響すると、地方の中小零細企業がどうも存在し切れないんじゃないか。これにつきましては、私はもういづゆる自助努力が根底にあるという考え方があつて、必ずしも税だけが、税の増減だけが経営と絡むというふうには考え切れないと思ひます。むしろその税が確保されること、いま価格の中には、私どもいづゆるコスト計算からくるところの生産者の価格の中には、酒税が確かに入っております。これが競争で、税の確保までできないような競争状態になつていけるものが何とかが正されませんと、なかなか、税の分までも負担して倒産するような状況が起きるといふことになりまして、地方の中小零細は回復できないという考え、したがって今度の増税だけではございせんので、いづゆる税を、担税物資と申しますか財政物資と申しますか、そういう特殊な商品でございまして、この酒税保全というのは、免許も与え、そしていづゆる酒と酒税法その他で制限行為もあるんじゃないかということでございますけれども、現実の市場の競争はそれを越えて行き過ぎていくという点を、何とか過当な部分、私どもはもうその競争を全くやめるようなこ

とをさせていただきたいということを申し上げるわけではございません。いわゆる自助努力根底で、それに立脚して、やはりみずから企業努力をしなければいけないのがやっていくのが、これは税が増税であろうと、あるいは税を含んでいようといなかろうと、現実には税を含んではほかの企業、ほかの業界にもあるわけでございますので、その点では私どもは、いわゆる市場の競争の税を含んでいる、特殊な商品のこの酒税保全をも含んだ市場の過当競争が何とか是正できるというのが地方零細の一番大きな願望でございます。

そういうことで将来展望につきましては、私どもはこの税が低い、しかも今度増税にならない二級酒が、じゃ増税にならないから伸びるのかと、こういうふうに言われますとはなはだ疑問があるのでございまして、これはやはりその酒の品質のたとえ二級酒であつてもいいもの、評価されるもの、あるいはさらに二級酒がいいから一級酒を買つてやろうというふうな、やはり企業努力の結果商品の売れる企業になつていくという企業は残るでございましょうし、いろいろ他方本願で企業努力が乏しいものは、やはりこの競争の激しき中では残り切れない。ただ、私どもは自分たちだけの力でいかに企業努力しても解決できない条件を申し上げたのは、さっきの米の問題と、それから市場の過当競争の問題をそういう意味で申し上げたわけでございます。

それから、宣伝広告の問題でございますが、新潟県では二、三年前から県の経済連と共同いたしまして、ささやかではございますが、酒造組合と経済連とで、これは新潟県の酒の振興と米の宣伝でございますけれども、共同広告を週刊誌にやつております。お互いに持ちつ持たれつであるから、新潟県の米の評価のようにひとつ新潟清酒の評価も高めようということで、そのかわりに新潟の米を安定的に使つていこうということで数年前からやつているわけでございますが、先生の御指摘のとおり、これが全国的に農協とか農林省で、しかもいわゆる米の消費需要拡大のために清酒の

需要拡大がなされるという形で、共同行動というものがあり、それが予算的に解決されてやれるということ、私は非常に重要なことではないかと願望いたしております。戦後、米が足らないのでパンを食うと、そして余り米食うと頭が悪くなると、どうも最近では清酒も、いや体に悪いとか、いや血圧が高くなるとか、糖尿病に悪いとかという、どこから出てきたのかわかりませんが、清酒だけがどうも酒類の中では健康の敵のごとく言われているのは、まさに米の需要低下と同じような感じを私も持つておりまして、そういう清酒と健康上のいわずの誤った理解というようなものも、ひとつ米と関連いたしまして農協あるいは農林省等の米の需要拡大の予算の中に——私どもも手ぶらでお願ひするということではございませんで、われわれの業界の中でもこの需要開発のためにそういう予算を共同してもっと効果的に拡大されれば大變いいんじゃないかと、こういうふうに先生のお話を伺つて考えておつた次第でございます。

それから最後の、共存共栄のためにどんな施策がほしいかというところでございますが、これは大変私どもとしてはいろいろな願望がございます。もちろん私どもも、ビール、ウイスキーすべてその企業が敵であつて、そしてもう憎くてしょうがないというわけではございません。これは何といつても消費者の選択でお上りになる酒類でございますので、それが伸びることをただ後ろ向きに

見て嫉視しているわけではございませんが、私ども中小企業の立場でいきますと、余りに力の相違があり過ぎる、余りにも巨大であり過ぎると、そういうところが、かつては私どもは清酒の中だけの競争という認識をしておったわけでございますが、先ほどからもいろいろ三人で申し上げていますが、今度の競争というのはやるわけでございますが、今日の競争というのはやっぱり酒類全体の種類間の競争でございますので、こういうものに対して共存共栄をして公正な競争ということになると一体どういう手段方法があるのかということにつきましては、私どももなかなかむずかしいのですが、具体的に

たとえば公正競争規約を清酒は結んでおる。まだ結ばれてない業界がある。同じ競争業界の中でそういう問題が指摘できるわけでございます。広告宣伝の量が大きいから、それをわれわれができないから制限をしろというようなことを私どもは端的に申し上げる何はございませんが、しかし、最近の新しい社会政策、いわゆる経済的な福祉ではございません、公共福祉ではございませんで、いわゆる経済的にはかられない公共福祉というような問題も、社会的には酒類に関して、酒類の特性に関して指摘されつつあるようでございます。アルコール中毒とかそういう問題でございませぬ。

これらたつて広告の表現の仕方、あるいは量によつて必ずしも關係がないと私どもは考えておらないわけで、ただ、どの程度どのような表現が必要であるかということにつきましては、専門家でもございませぬし、それから特に勉強いたしておりませんでわかりませんが、何となく私どもは、中小企業の立場を余り強調しては何でございしますが、何となく素朴な考えといたしまして、われわれの考えからすればどうか行き過ぎてゐる点もあるんじゃないか。その辺を全体の酒類の中で調整する、いわゆる幅広い産業政策と申し上げましたのは、そういう社会的な要請も組み入れてやるような一つの目的理念が立てられ、それに對しての行政が動けるようなひとつ基準が將來考えられていくべきではないかということをおぼろげながら感じておる次第でございます。

○塩出啓典君 参考人の皆さん、きょうは本当に御苦勞様でございました。

桃井さんにまずお尋ねしたいわけですけれど、表示問題であります、清酒業界は非常に業界が数が多いにもかかわらず真つ先に公正競争規約を実施したと。そういう点で私たちも非常に清酒業界の誠意ある、また消費者本位の姿勢は高く評価をしておるわけでありますが、ところがウイスキー業界などは全くやっていないわけで、お話しによりますと、公正取引委員会は清酒業界にその実施を迫ったときに、必ずほかの業界にもちゃん

とやらせますと、こういうように公取は言ったんだと、政府は約束違反じゃないかということを、この前灘、伏見の業界の皆さんとの会合にそういう意見が出たわけでありますが、実際に公取はそう言っておったかどうか。

それからウイスキー業界等が言うのは、品質劣化が蒸留酒はないから表示はする必要はないんだと、それから輸入が多いものだから、外国のウイスキーはそういうのはないから、そういうことが必要ないんだと、こういう意見が強いようであります。私はやはりウイスキーにしても蒸留酒にしても、びん詰めをしてしまえばあとは劣化することは間違いないわけでありまして、やはり公平な競争という点からは同じようにすべきではないかと思うんであります。その点についての、いわゆる洋酒業界等の意見についての御意見、それからやはり同じ条件で競争していくという点が必要であると思いますし、そういう点からどういふ表示がいい、どういふ表示を望まれるのか、この点についてお尋ねをいたします。

もう一点はおけ買いの実態であります。これは私たちもやはりいろいろ今日のいきさつから考へておけ買い、おけ売りというものはやはりある程度定着をし、このもの自体はもう認めざるを得ないんじゃないかと、こういうような感じを持っておりますが、ただ価格が、どうしてもおけを買ひう方は大きな会社であり、おけを売るのは小さい会社がたたくさんおるわけで、その間に非常に値段が不当に決定されていくという心配がありはしないかと思ふわけでありますが、現在のおけ買いであるいはおけ売り価格というものは大体適正であるかと考えているのかどうか、この点できるだけ簡単に結構ですから、まずお尋ねします。

○参考(桃井直造君) 塩出先生の御質疑にお答
えをいたしたいと思います。

まず表示問題でございますが、これは四十
九年、私も会長と一緒に公取に呼ばれまして、
いろいろお話を受けたわけでございますが、やは
り私どもといたしましては、いろいろな表示の問

題が常に同じマーケットにおけるところの他の酒類との競争の条件になる。こういうような観点から、ほかの酒類はどういうことになりましかと、こういうお話を申し上げましたら、順次やはりこの表示問題は解決していくんだという御趣旨を承った記憶はございます。しかし、いまお話を承りましたように、ウイスキーは蒸留酒だから品質が劣化がない。したがって表示については例外だ、あるいは外国製品だからこれは表示について例外だ、というようになることになりましかと、同じマーケットで公正な条件、平等の条件でやはり商売ができなくなる。たまたま内地産の清酒であるから手かせ足かせ、いろいろな条件表示をしなくちゃいかぬと、こういうようなことになりましかと、やはりそこでもいろいろなハンディがつく。たださへ伸び悩みの業界が、やはりこの問題も解決しなければ、今後の問題としてはわが業界の大きな問題になるんじゃないかと、こういうぐあいに認識をいたしておるわけでありましかと。

それからお買いの実際の問題でございます。お買いのつきましては、先生のおっしゃるとおり、いろいろ実業界内部で問題がないといったらうそでございます。問題はございます。特におけ売り側が多くておけ買い側が少ない。したがっておけ売りが競争になる、こういう問題は一つ基本的であります。しかし、競争にはなりましかども、やはりおけ取引は現在酒づくりにする前に注文契約をする、こういう条件でどういう酒をどのぐらいつくる、こういうような細かい契約をあらかじめいたしまして、おけ買い側の品質に合ったものを買います。しかし、現実にはやはりおけ取引というのは、おけ買い側とおけ売り側の人と人との関係で長く続いております。きのうやきょう始まったおけ取引というのはほとんどございませう。もう十年も前からおけで売ったり買ったりしている。こういうような意味においては、かなり現実には継続性が非常にあるわけでありましかと。しかしおけ買い価格になりましかと、おけ買い

側の立場から申しますと、自分のところにつくった酒の原価、これが一つの目安になりましかと。その目安をはるかに超えて高く買おうといううなことはなかなかこれはできない。こういううなところでおけ売り側が中小でございませうので、そこでやはりペイをする方とペイをされない方が出てまいります。特に、先ほど申し上げましたような金利負担の条件なんか、この場合に大きく作用する。原価は大体カバーしてもらったんだけれども、金利まで実はカバーがしてもらえなかったのだと、こんなような事例があるやに聞いております。しかしこれもお互いに、おけ売りがなくなりましかと、おけ買い業者は販売数量が著しく減少して困ってしまう問題でございます。で、お互いに持ちつ持たれつ問題でございます。何とか業界といたしましては、お互いの信頼関係をもちつと詰めてこのおけ取引が将来うまくいくように、特にその中ではおけ買い側の傘下の集約製造というようなものが、集約して製造すればそれだけやはり原価が安くなる、こういう問題も考えられますので、そういうような問題も踏まえて今後一歩ずつでもよくなるように努力をしていきたいと、そう考えておるわけでありましかと。

以上でございます。

○堀出啓典君 大塚さん、高橋さんもおけ買いの問題について、大体問題はないことではないと思うんですが、大体大筋、どちらも立場違うわけですから、いまのお話ではまあまあうまくいっているんじゃないかと、こういう認識でございませう。で、特にお尋ねしませんが、どうしてもこのことは言っておきたいということございませう。おっしゃっていただきたいと思います。

それで、大塚参考人にお尋ねしたいのは、やっぱり酒の消費拡大で、きのうも西ドイツの大統領が来て、宮中の宴がありまして初めて日本酒が出たと、先般の閣議決定が結果が出たんじゃないかと思ふんですが、しかし考えてみればまことに奇異な話で、なぜ初めて出たのかと。まあソ連のウォッカとかあるのはイギリスの洋酒とか日本

本にはほとんど来ているし、まあ中国の酒とか朝鮮ニンジンとか、そういうように日本にもいろいろな酒が出てくるわけでありまして、やっぱり私ももと、難というのは日本の酒ではなしに世界の酒というか、どんな酒は世界にPRをして世界の酒として、世界の人が日本へ来て帰るときに非常に珍しいみやげ物になるように、とか、こういうような点、難あたりはやはり日本の一番の有名な主産地ですから、もつと努力すれば有望なんじゃないかなという感じがするんですけども、こういう点については現状と今後の将来性についてどう考えていらっしゃるか、これをお尋ねしたいと思ふのであります。

それと、ついでに高橋参考人にお尋ねしたいのは、過当競争の問題につきましては先ほど御意見もありましたのでもう重複してお尋ねいたしませんが、原料米の確保の問題について、いま減反がすで行われておるわけで、私のふるさとの広島等ではいわゆる好適米で、酒米は減反しない、でほしいと、こういうように要望したけれども、そういう差別できないということ、なかなかそういう好適米の確保に心配をしておたわけでありましかと、そういう点は心配があるかないか、何とかいけそうであるのか、そのあたり簡単に結構です。

それともう一つは地酒ブームという、私はまあ非常に地酒ブームというものは、いまの日本の方向としてもこれはほとんど伸びていかなければいけないんじゃないかと。全国どこへ行っても同じ酒もいいますけれども、その土地にしかない本場にその酒という、こういう点が非常に今後一方においては必要ではないかと思ふのでありますが、そういう地酒ブームの将来性についてはどうなのか。これは非常に有望である、といけると、こういう感じがする。この二点について、非常に時間もおくれしておりますので、簡単な答弁で結構です。からお願ひしたいと思います。

○参考人(大塚和三郎君) 昨日宮中で日本酒が使われたということ、まことに喜ばしいことだと思

っております。公式行事につきまして日本酒を御使用願ひたいということが、三年ぐらい前だと思ひますが、宮内庁の方へもお願いにまいりました。でございませうけれども、私深い事情はわかりませんが、何といたしますか儀式の作法もちゃんと決まっております。またようございまして、使います。カッパなども決まっております。ございまして、なかなかそう簡単に話が進まなかつたというような実績がございませうが、今回の政府の何とか御決定といひますか、御通達といひますか、米の消費拡大に絡みまして公式行事に日本酒を使つていただける、使つていただくことになったということ、まことにこのことに甘んじては企業として努力すべきだと思ひます。

その努力でございませうが、先生御指摘の輸出の問題、少し古い話を持ち出して恐縮なものでございませうが、非常に米の少なかつた時代でございませうが、また日本の財政状態も悪くて、輸出を特に強くやられた昭和二十年代の話でございませうが、清酒を輸出した場合には、一キロリッター輸出をいたしますと三キロリッター使える程度のお米を特配をいただいたわけでありませう。これは大変いい制度であつたと思ふのでございませうが、そこは業者の方として反省をいたしておるものでございませうけれども、輸出をすればいづゆる二キロリッター分これは内地で売れるわけでございます。非常に酒が少なくて困つておるときですから、輸出はどうかという、内地で売れる酒の米がいたしたくないというふうな変な運動が起りまして、どうも輸出に対して価格維持とかあるのはPR宣伝とかというふうなことがだんだん手ばかりになつてきたというふうな感じがいたしておるわけで、少し古い話なんではないかとございませうが、何かそういうふうなことから、気持ちとしては輸出を望んでおるが、実際にやるときはなかなかうまくいかない。さらにまた、幸か不幸か戦前からの歴史がございまして、戦前のやはり商権が残つておる。したがって、非常に細い流通がいわゆる商権のルー

トで流れなきやならぬと、そういうようなことでまとめて大量に大きく宣伝する、あるいは日本酒業界全体として、あるいは離全体として一つのパイでロットを太めていって、そして日本酒自体あるいは離酒自体をアメリカとかヨーロッパで宣伝していくというところができなかったというふうなものも非常に輸出にうまくいかなかったと、現実的に御承知のようにしゅうゆの半分ぐらいいしか輸出がないわけでございますから、まことに遺憾だということは事実でございます。

ただ、将来性でございますけれども、そういうような市場を立て直し、さらに海外での消費を伸ばしていくということにつきまして、最近私たちの組合から輸出検査法というものを制定していただきまして、まあ附帯などではあるわけでございますが、真の日本酒のしっかりした品質の物をきちんと輸出していく、そして消費の確実な拡大を図っていくというねらいでございます。聞くところによりますと、それに研究する予算の計上もあつたやに聞きました。今後この問題は具体的にいついかに聞きたいかと、そういたしませんと、いまのままでいきますと非常に乱売の傾向が出たりいたしまして、現に先生方も御承知でございますように、アメリカあたりでは非常に安い清酒が売られておるといふような現実でございます。

ただ、関連問題として蛇足でございますが、カリフォルニアで二千キロリッター程度の工場ができる、こうなりますと、カリフォルニアの安い米で労働賃金も現在のところアメリカと日本とそう格差がございせん。そこで、二千キロリッターのものがアメリカで流れますと、われわれの輸出というものはまたさらに大きな障害にぶつかるのではないかとこの懸念をいたしておるわけでございますけれども、そういうふうなことを懸念だけではいけないうわけでございます。さらに努力をしたいと思いますがお知らせいたします。

○参考人(高橋篤君) 先生のお尋ねの原料米の確保の問題でございますが、新潟県の実情から申し

上げますと、酒の好適米は毎年契約栽培をいたしておりますので、これは予約金を払って相互予約の場合の条項を入れてやっておりますので、好適米の方は問題ございません。それから、一般のいわゆる雑米と申しますか、いわゆる好適米以外の酒米原料でございますが、これは飯米との関係が大変ございまして、先ほど申し上げましたように、いわゆる飯米に向かない、ただ、収穫量とかあるいは同じ新潟県の中でも産地の関係でフジミノリというふうなものがつくられておりまして、これはむしろ酒には向くけれども余り飯米としては好まれないというふうなものが、果たして、増産にはなりませんでしょうか、極端に減るのかどうかというあたりについては、ちよつといまのところは私もはっきり、まあ福島問題とか、いろいろ新潟県も減反に際しましては各町村の割り当て、町村への何が決まりまして、各々の農家への細分化されたものが全部が全部決まったのかどうか、私もまだはっきりいたしておりませんが、しかし、いづれにしましても大体酒米の一般雑米は新潟県全域にわたつてつくられておりますので、従来の量的な関係からいけば、減反がございまして、いわゆる自主流通米として酒米に使用するものが不適であるというふうなものはございせん。ただ飯米を使用いたしますと、自主流通米でも新潟県の米は品位的に高いものでございまして、どうして原料米としては自主流通米の中でもいわゆる飯米との比較で高いと、こういうことで大変米としては新潟県の米の評価が高いものだから、評価されていってありがたいんでございまして、飯米の方をそのまま酒米に持つてくるとどうしても高くなるという一難点があるわけでございます。全国的にどうかという点につきましては、私ちよつとまだいまの段階ではわかりません。

それから、地酒ブームの将来性についてということでございますが、私もこの地酒ブームと申しますか、地酒の再評価という点では、フランスのワインとかあるいはドイツのビールとか、こう

いういわゆる国民酒的なものを一応想起するわけでございます。フランスのように、全く農業とそれからワインづくり、醸造とが渾然一体という表裏一体になって、そしてその土地その土地に適したブドウの品種の改良も大いにやっているところでございまして、独特のワインをつくつていくと。それによつて何地方の何産地のさらに細かいエリアの何々というふうな非常に高く評価をされるものが出てくるというふうな将来持っていければ、大衆地酒の本当の意味での評価というものが地位を確立してくると思ふんでございまして、ただ残念ながら、私も新潟県の農業試験場やいろいろ醸造技術者と話し合つておりますが、いわゆる米の独特の品種、いわゆる醸造用米の独特の品種で独特の酒をつくらんと、その地方の独特の酒をつくるというふうな米の品種改良はいままでのところでは全然行われておりません。全然行われておらないやなくて、特殊な新潟県の、たとえば農事試験所ではそういう交配等をやつて研究をいたしております。研究をいたしておりますが、まだ一、二回の試験で、それが独特の風味の、新潟県独特の風味の酒ができるというふうなところについておりません。米からいくのは大変むずかしいかと思ふんでございまして、先ほど申し上げましたように、私はやはり各地方で努力をいたしまして、独特といつてもなかなか簡単にまいりませんが、たとえば特殊な酵母であるとかあるいはこうじであるとか、そしてその地方で特性を出せるようなやはり差別化のある商品をお互いに、これはなかなか単独の中小企業ではできませんので、県の試験場であるとか、あるいは県内の技術者同士が集まつて相協力して共同でやるという形で地方独特のものをより上げていくというものが本当の地酒ブームを定着させて、地方の酒の本当の意味での評価、そうなたつた場合には二級酒メーカーから脱却をして特級酒メーカーにもなるでございまして、一級酒メーカーにもなるであらう、こういう願望を持つて努力をしてまいりたいという、現在の段階では願望的な将来展望でござい

ます。まず桃井参考人に伺いたいと思ひますが、先ほど、清酒業界は中小企業集団だというお言葉がございました。全くそのとおりだと思ひます。ところが、他方でウイスキーそれからビールなどの業界では巨大企業がいわば独占的な地位を持つておると。資本力から経営力から宣伝力からいつてというい比喩ものにならないほどの力を持つていて、いう状況だと思ふんです。特に私サントリーのやり方などにはいろいろ問題があるというふうな考へておりますが、いま清酒業界がそういう点に対処する意味も含めて構造改善事業を進めてい

います。それら、参考人の方には、こういうことを申し上げてはかえつて失礼かとも思ひますが、どうぞ御忌憚のない御意見を聞かせたいと思ひます。

○塩出啓典君 どうもありがとうございます。○渡辺武君 質問に先立つて、委員長に一言お願いがあるんです。それは、きょうのこの委員会の開会に先立つて、国税庁が参考人の方々を呼びつけていろいろ注意を与えたというのを私聞いております。どういう注意なのか、内容のいかんによつては委員会の審議に対する干渉にもなりかねないと思ひますが、事実をお調べいたしまして、もしそういうことがあれば嚴重に注意をしていただきたいと思ひます。

それからもう一点は、今回の税制改正ですけれども、これが実施されますと増税率は清酒特級で一七・五%上がります。ところがウイスキー特級の場合を見ても、サントリーオールドで一六・二四%、G&Gの黒びんで一・一八%、それからロバートブラウン一・一八%。いずれ

にしても清酒の特級の方が税の引き上げ率が大きいということでも不利になつてくるんじゃないかならうかという点を非常に気遣つてゐるわけですから、これ、この点で、業界として大蔵省当局にどういふような要望を考へていらつしやるか、これもお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、もう一点やはり税の問題ですが、先ほどお話もありましたが、外国のワインとかビールとか、これの販売価格に占める税の割合と、それからわが国の清酒の販売価格に占める税の割合、これ比較してみても、どうもわが国の方が比率が高過ぎるんじゃないかと、そんなふうにお聞かれますが、そういう点についての御意見もお聞かせいただきたい。

それから最後に、お取引の問題ですが、私お取引をやつておられる地方のメーカーにいろいろ実情を伺いますと、いろいろの要望がありましたが、中でもお取引の契約がいわば単年度契約で、したがつて数量、価格などについて非常に不安定な立場にあるという意見が非常に強うございしました。したがつて、お取引、お買い、お売り、メーカーが長期契約が結べるようにしたいんじゃないかならうかというふうにも思ひますし、同時に、価格決定に当たつてやはり業界が主導をして合理的な価格決定が行われるようになさるべきじゃないかならうかというふうにも思ひますが、その点についてのお考えを承りたいと思ひます。

なお、続いて大塚参考人と高橋参考人に伺いたいと思ひますが、先ほど原料が非常に高いという御意見がございました。ごもっともな御意見だと思ひます。

端的に伺いますが、自主流通米を酒米として使つておられるというところにその一つの重要な原因があるんじゃないかと思ひます。これを政府管理米に切りかえることになれば、相当原料価格は低目に抑えることができると思ひますが、もちろん好適米などは約十万吨使つておられると思ひますが、それは政府管理米にすべきかどうかという点は私よくわかりませんが、少なくとも

それを除いた残りの約五十万トンが政府管理米にするというふうなことはどうだろうかと思ひますが、その点についての御意見伺いたいと思ひます。

それからもう一点、業界の方々に伺いますと、国税庁の行政は酒税行政はあつても産業政策はないんだということをよく言われるわけですが、税収を上げんがために比較的大きな企業を中心として的大量生産というものを大蔵省が推し進めてきたというところに現在の酒の味の画一性というふうな原因があるんじゃないかならうかというふうにお聞かれますが、そういう点でどんなふうな業界としてはお考えなのか。

それから、先ほど地酒ブームのお話もありましたけれども、中小企業集団というふうな業界の実情からしますと、やはりその中小企業としての特質を生かして、そして各地方の味を育てていくということが非常に重要じゃないかならうかというふうな考へるわけですが、その点どんなふうな考へていらつしやるか。

それからそれに関連しまして、最近純米酒あるいは本醸造酒などがわりあい評判がいいというところで、まじめにやはり味も考慮しながら酒づくりに励んでいくというその効果が上がつてきているんじゃないかというふうにも思ひますが、私こういう方向をさらに発展させる必要があると思ひますけれども、業界として大蔵省等にその点でどんなふうな御要望があるのか、伺いたいと思ひます。

以上です。

○参考人(桃井直造君) 渡辺先生の御質疑にお答えをいたしたいと思ひます。

まず、同じマーケットで競合いたしておりますウイスキー、ビール業界は近代化の整備をされた大企業であるし、私どもは各地域に分布いたしました三千の中小企業集団である。したがつて対抗には限界があるんじゃないか、こういうふうな御質問の御趣旨かと承つております。やはり同じようなことで同じような戦いをいどむということ

になりますと、われわれの方はとてもそれは資本力、それから広告宣伝の資金、こういうふうな問題からはなかなかそれは太刀打ちという問題はいろいろ問題があるかと思ひます。しかし、何といひましても私どもは全国各地に三千の業者が分布いたしまして、それぞれ見ると小さなマーケットでございしますけれども、しつかりそのマーケットを一つずつ握つて確保していく、こういうふうなことで従来も商売をやつてまいりましたけれども、これからはやっぱりそういう形で商売をやつていく。やはり何といひても地酒あるいは地域産業としての特徴を生かしていく。なるほどある意味におきましてはテレビのようなマスコミをはでにできない地酒業者があつても、しつかりしたその自分の銘柄の愛好者を品質の向上というところで獲得していく、こういうふうなことで努力をしていくことが三千の中小企業集団のやはり何としても対抗していく基本的な姿勢ではないか、こういうふうな考へておるわけでございます。

しかしながら、まず先ほどちょっと触れた問題でございますが、酒類間のやはり競争にもおのずから公正な取引秩序があるべきである、私はそういうふうな考へております。特にやはりアルコール飲料というもので健康問題にも関係するこれは飲料でございます。税金だけの問題でなく、酒類全体はこれは三兆円産業と言われております。この酒類産業全体に通ずるところの産業の行政組織があつてしかるべきじゃないか。銀行に対して銀行局があるし、証券に対して証券局があるし、保険に対して大蔵省の保険部がある。こういうのと同じように、やはり酒類についての専門部局が大蔵省にあって常に産業全体をどうかじをとつていくか、こういうふうな組織が私は必要である。そういうふうな場合には酒類というものの特質からどういふ措置を考へるべきであるか、こういうふうな問題で、おのずから広告についてもある程度たばこと同じように何かやはり考へるべき問題もこれはあるんじゃないかならうか、こんなよう

な考へ方も実はいたしております。それから、その次に御質問にありましたように、今回の増税で特級が一七％余、一番売れるウイスキーのオールダが一六％、こういうふうないろいろなことの、G&Gのお話もありまして、なるほど私どもはその点については非常に実は理解しがたいものをつつております。率直に申し上げますと、しかし基本的に言いますと、国際問題、こういう問題、それから従価税がかなり高いといういままでの問題、こういうふうないろいろな問題のしわ寄せがこういふふうなことになる。しかし、それで果たしていいのかどうかという問題はまた別な立場でひとつ考へる問題でございますが、いろいろな環境の結果そういうふうなことになるんだというお話も実は承つておるわけで、しかしこれも将来の展望としては、今後どうするかという問題はやはりこういう問題を踏まえてまた考へ直していく問題が私はあるんじゃないか、こういうふうな将来の問題としてはあるような感じがいたします。

それから、外国のワイン、ビールに比し税率が高くないか。これは実はまだ余り外国のものを少し勉強不足でございまして十分お答えができませんが、やはり何としても日本酒というのは日本民族がこの日本列島に残した世界にない唯一の酒でございますので、この酒が佐渡のトキのようにもう何とも保護しなければ滅亡していくのだと、こんなようなことになつては大変でございます。やはりそれそれ日本国民の嗜好品として、現実の社会において消費需要に應ずる嗜好品としてその企業責任を果たしていくような企業でありたい、また企業として進んでいきたい、こういうふうな考へておりますので、いろいろな角度で米の問題、税制の問題あるいは産業行政の問題、こういうふうないろいろな問題で国民酒を十分ひとつ、われわれも努力いたしますので、その環境整備に御協力、御援助をいただきます、こういうふうな考へておるわけでありまして、

お取引の問題について、毎年毎年の契約では

非常に不安だ、先生のこれはおっしゃるとおりだと思ひます。おけ売り側にとつてはそういうような感じを持つことは十分ありますが、それならおけ買い側におればおまえの酒を五年間買つてやるよというようになりつかりした経営基盤があるかというとなるとこれはまた問題でございます。

非常に激しい市場競争をやっておりますので、来年の発注量をどうしようかという問題も、ふやす方もあるというし恐らく半分は減らす方もあるまいしょうし、しかしできるだけいままでの人のつながり、清酒業界というのには長いことの人つながり、恐らくおけ買い業者の側から切るところでございます。

これは数量が減る場合ありまして、なかなかケースとしてはいかにまねなケースのような、事実上のこれは問題でございますので、そういうような事実上の問題でございます。

しかし、やはり現実には人と人との関係で、もう注文契約を十年もやっていると十五年もやっていると注文事例がほとんどでございます。きのうきょうおけ取引を始めたという者、こういうような者はほとんどございません。したがって、事実上の継続はしておりますが、まさに法律上、契約上の債務としての長期契約ではないというのは問題点でございますが、おけ買い側にまたすべてそういう強い力があるかという、これもまた非常に浮沈の具体例が実はございましていろいろございまして、その辺はやはり長年の信義誠実の原則で何とかしてこのお互いのメリットが出るように努力をしていきたい、そういうぐあいに考えております。

○参考人(大塚和三郎君) 渡辺先生のお尋ねでございますが、原料米が高いから自主流通米を使うことをやめて政府米に切りかえてはどうかという御提言でございます。私たちも政府米を使つていただいたのはついでこの間、昭和四十四年に自主流通米ができるまでは全量政府米をちようだいしておつたんでございまして、そのときは、いわゆる平易にコスト主義と言ひまして、御承知だと思ひます。

○参考人(大塚和三郎君) 渡辺先生のお尋ねでございますが、原料米が高いから自主流通米を使うことをやめて政府米に切りかえてはどうかという御提言でございます。私たちも政府米を使つていただいたのはついでこの間、昭和四十四年に自主流通米ができるまでは全量政府米をちようだいしておつたんでございまして、そのときは、いわゆる平易にコスト主義と言ひまして、御承知だと思ひます。

いいます、食糧米になります方の米は、経費は政府が持つておりましたかどうか、いわゆる逆さや的な経費が食糧会計から出まして、それなりに安い価格で皆さんの食糧として配給されていくというところでございまして、酒の場合は、いわゆる工業原料と申しますか、そういうような形でございまして、農家から買い上げた価格、それにコストを上積みいたしましていわゆるコスト価格、そういう価格で私たちに払い下げをちようだいして、これは一貫しておりまして、そうなりまして、もし今日政府管理米を無条件でいただきます、先生のお指摘になりましたように、そうならたいというふうになりまして、ただ、先生のお指摘は、おまえたちの米が安くなるんじゃないかという御心配が、うまくいかないおそれがあるのでございまして。この点はこの場でどう保証がされるわけではないんで、こういう事実だけを御考慮願ひたいと思ひます。あるいはまた、方向を変えまして、そういう政府米を現在の食糧米と同じ価格で酒屋に五十万トンいたただけるならば、自主流通米の現在の補助制度でやっぱり二百数十億ちようだいしておるわけでございますから、これがもつともとふえるわけでございますが、結果、政府全体の食糧会計の負担は同じことになりまして、現在食糧にはこうこうで補助は出るけれども、どちらかというと酒造米にはそこまで補助をしなくてもいいんじゃないかというのが、政治の流れといひますか、行政の流れがございまして、けれども、われわれはそれでは困るので、ぜひ少なくとも食糧米と同じだけの補助をちようだいしたいとお願ひして、今日まで一〇〇%いたしたいとお願ひして、非常に感謝しておりますけれども、さらにそれ以上突つ込むとすれば、酒米は食糧米以上の補助をしてやれと、こういうふうにならば、結果は同じになつて、われわれもかえつて米の品質の選別とかいうような問題ではメリットがあるんじゃないか、あるいは産地とかというふうな問題でも、まあそういうことにならないと思ひますけれども、払い下げ米であると、兵庫県の

米はもう要るんだから富山まで取りに行けとか、福岡で取つてこいというような遠方からの輸送というふうなものもこれは全国計画で起つてまいるわけでございますが、そういう点も避けられて、地元の米、先ほど高橋さんのおっしゃつたように、新潟は新潟の米で酒をつくらうというふうなこともスムーズにいけるのではないかと、ううな気がいたしますので、お答えをいたさしていただきます。

それから、庁の行政のあり方が徴税中心で産業行政に欠けるということも桃井さんから御返答がございましたので、私たち、ただいま中央会の方で酒税制度研究委員会というものをやらされております。そのときにも同様のお話がしまして、少し酒税制度じゃなくて大蔵省設置法の問題にも返りますので、いかにがかと申したんでございましてけれども、基本的な問題でございますので、研究をさせていただいておるわけでございます。いま桃井副会長からおっしゃつたとおりの方向で進んでおるので、同様の意見ということになっております。

それからもう一つは、中小企業集団であるから各地独特の味はどうかということ、仰せのとおりでございます。まあとかく原料のいわゆる米不足という時代から、ある程度どうしても日本全体としての消費に見合う酒をつくるためにはアルコールも使わなきゃならぬわけでございます。そういうふうな形で特色が薄められておつたのは事実でございますけれども、そのアルコールの使用量もどんどん減りまして、また承認基準と申しますと専門的になりますけれども、大蔵省の通達でこうやれと、この範囲内と言われておるよりもさらに少なくなつておまして、だんだん米の使用率のウェイトが高まつてまいつておりますだけに、現在でもたとえば灘の酒、伏見の酒、秋田の酒、広島等の酒等有名な産地の酒でございますが、これら四つ並べて専門家にきかせれば、相当な特色が出ておるんじゃないかと思ひわけでございます。常識論的には、町で言われるのは、このごろ

の酒は特色が全くないと、こういうふうにおつしやいますけれども、なかなか一般消費者の方というのは、この鑑定には非常にふなれでいらつしやいますので、なかなかうまくいかなければ、また酔つていけるうちになかなかわからなくなつてしまつていくことも、われわれも同様でございますけれども、確かに特色は出つたつあるというので、この方向でやつていきたいというつもりでございます。

純米醸造、本醸造につきましては、私何度もここで申し上げておるわけでございますけれども、とかく地酒は純米で醸造はそうじゃないというふうな何かそんなことがあつて、まことに心外に思つております。お調べ願へば灘でも純米もございまして、本醸造もつくつております。ただそれだといふことじゃなくて、よりよき製品としてこれら扱つておるわけでございます。その辺も含み願つて、先生おいでになるまでに私立場を説明したのですけれども、きょうは大体難といふことで、私自身は中小企業でございましてけれども、主産地の立場で発言をさせていただいておるわけでございますけれども、純米、本醸造、大いに研究して開発していきたい。ただ、また戻りますけれども、米が高いのでこの研究がうまくいかないといふことになりまして、さうな次第でございます。

○参考人(高橋篤君) 原料の問題につきまして、先ほど大塚さんから申し上げましたので、同意見でございますので、特に私も食糧管理法とその運用の中身の問題については全く素人でございますので、果たしてそういうふうになつた場合に、コスト主義でそうなるのかどうかというふうな予測が全く立ちません。とにかく政府管理米にして安くなるのであれば、政府管理米に全量なることも一つの考え方ということで、とにかく新米で安くなるということが望ましいということでございます。それから、酒類行政に産業行政がないということも、桃井副会長から申し上げたさういふ意見で、私も酒税制度研究委員会でも議論をいたした

ておりまして、やはり酒税の賦課徴収という行政の遂行と、それからもう一つは幅広い産業行政的ないわゆる政策に基づく行政を遂行する組織とは、これは長い間、明治の初年以來こうやってまいりました、いわゆる酒税徴収と、いろいろなすべての仕事を含んだ賦課徴収とそれから産業行政的なものが一元化されて行われているわけでございますが、そういう点で、組織の分離ができれば大変私どもの要望する点がさらに進んでいくのではないかと、こういうふうに考えている次第でございます。

それから、純米酒と本醸造のことでございますが、先生の御指摘のとおり、だんだんその評価が認められるようになってまいりましたけれども、何しろ純米酒、本醸造の量というのが、先ほどから申し上げましたように、どうしてもコスト的には高くなるので、これを価格に転嫁いたしますと、やはり経済的な価値判断からいくと、そうと、やがて買われまいというところで伸びてまいりません。したがって、やはり米の問題に絡んでまいりますが、たとえば純米とかあるいは本醸造に對しては米で優遇する方法はないかというように、私も私も議論をしてみたいわけでございますが、米で優遇ということになりますと、純米酒、本醸造のこの定義で区分してまいりますのは、現在は自主的な規制で表示をしているわけでございます。したがって、法的にこれは確実に純米酒である、本醸造酒であると。これは実際やっている者はそういう間違いはございませんけれども、やはりそれに対して特別の米の割り当て等をやるということになりますれば、法的な判定がなければ実行できないんじゃないか。そういったしますと、現在の自主規制のこの表示関係、純米酒、本醸造というようものが、いわゆる法的な判定に、制度的な判定にかかるといふのは、これは公正競争規約に移行する場合にあるいはなるのか。いずれにいたしましても、いまの税法の関係では、これは公正競争規約の方に進む方の自主的な規制の表示の問題でございますので、米の特別

な措置をするというふうになると、どうかかわり合いが直接には出てこないという点で、なかなかそういう要望が現在の段階ではしにくいというふうな議論をしている段階でございますので、その辺がもう少し詰めてまいりませんと、要望してもそれは自分たちで表示をしている問題じゃないかと、こういうことでございますので、まあいづれやはり純米酒とか本醸造酒というのは米の消費需要拡大、米の使用率を高めるといふ意味からいけば何らかの法的な審査制度の中に入っていくということも、権威づけるためにはいまの級別制度と同じように必要なのではないかと、こういうふうな考えているわけですが、そうした場合には、そうなるのであれば特別な米の配分等とかかわり合いも持てるのではないかと。そういう奨励の方向、米の需要拡大とつながりを持つ奨励の方向とするならば、そういう点を私どもはこれから要望していてもいいんじゃないかと、こういうふうに考えている次第でございます。

○中村利次君 酒税を審議するに当たりまして、お三方に参考人としておいでをいただきましていろいろ御意見等承るほど、私どもは清酒に非常に強い関心を持ちますのは、清酒が日本古来のものであるということ、それからいま需要と供給の面で大変問題になっております米を原料とするものであるということ。それから、皆さんからも御意見としてございました酒造業が中小企業集団であるということ。

そこで、日本古来の清酒が酒類の競争の中で果たして相当の正当な国の助成を受けておられるかどうか。税法上、行政上果たして相当であるかどうかという点を十分に承知をしたい。これは過剰の助成は誤りであると思いたすけれども、やはり冒頭に申し上げましたような理由からいいますと、相当の保護助成は当然これはウイスキー、ビール等に比較して受けるべきであると思っております。

まあ時間もございませんから、質問はお三方に一問ずつ御意見を伺って、後は十分にそういう立場から願いのない審議を続けていきたいと思いたす。

まず、桃井参考人に初めに、これは近代化、構造改善にもかかわりがあるんではないかと思われしますが、これは私が素人で認識不足ならお許しをいたしたいと思いたす。たる取引がございすね。単年度の契約ではあるけれども、しかし十数年という実績が非常に多いという御意見でございます。これはまあ系列化、それから構造近代化とどういうかわりがあるのか。まあこれは酒づくりというのは古来からの芸術品みたいなものだから、なかなかそのまでの進展はないんだというところなのか。あるいはそういうことを特に若い当主なんかをお持ちの酒造業者なんかではあるいはお考えになってお伺いしたいのかどうか、そういう点についてお伺いしたいと存じます。これは将来構想等も含めてですね。

それから大塚参考人にお伺いをします。

私は、かなり酒造業界でも努力をされてきたとは思いますが、やっぱり日本古来のものであつて、ある意味ではわれわれの作品は芸術品であるという誇りもある程度というか、かなりといういまいすかあつたんではないかと思いたすし、また私はある意味ではそれは当然である。そういうものがあつて初めてこの日本古来の酒であるという値打ちがあるわけですね。ところが、ずうっと酒類の需要の動向等を見ても、まずウイスキーがものすごく急ピッチで需要量がふえました。最近では、これはこういう表現がよろしいのかどうか知りませんが、昔は余りどうも飲むものではないという印象が強かったんではないかと思われしやう。ところが、このままでいくとブームになりかねないような様相ではないかと思いたす。ビールはその割合からいいますと、きわめて高い割合を、大体はちよぼちよぼぐらいで維持しておるんではないかと思いたす。そういう中で清酒の伸び、これは非常にまだ割合も少ないですけれども、しかし先ほど大塚参考人がおっしゃったように、加州米を使ってカリフォルニアに清酒の製造工場が

できるという、あるいはハワイにもすでにあるというふうな、やはり日本酒、清酒の私は嗜好者というものはある。これはかなりある。そういう意味では、まあ外で酒を飲む場合でも量の上で飲む場合には日本酒相当飲んでます。私なんかこれは日本酒が一番うまいと、酒の中では思っていますけれども、しかしいすに座って飲むときにはほとんど日本酒というのは聞かれません。特殊ですよ。そういう点については聞かれません。特殊ですよ。これは過去、現在、将来にわたってそういう需要の開拓、どういうぐあいにお考えになっておられるのか。これはまあウイスキーなんでも、ビールは栓抜き、まあウイスキーなんでも、ウイスキーなんかでも氷があつてロックで飲むとか水割りにするとか実に簡単に飲める。日本酒は冷酒、冷用酒なんてのもないわけではないようなんですけれども、非常に少ない。そういう何というのですか、アイデアを売るといふ点についてどうお考えになっておられるのか、お伺いしたいと思います。

それから高橋参考人には、これは品質についてある意味では日本酒は芸術品であるという誇りに對しては冷水を浴びせるような言い方になるかもしれないが、加州米を使って清酒をつくって需要が結構あるということになりますと、私どもが聞くのは一〇%や二〇%の加州米を使つても味はそれほど違つたものではないんだということをよく聞くんですが、これはもうとんでもないことかもしれないが、そうなりますと古米を一種や二割ぐらい、低温古米使つても、それほど味の上で問題にするほどのことはないんじゃないかという気がするんですけれども、そういう点はどうでしょう。あるいはこれは、しかししたる取引なんかの影響がございすように、低温古米を使うことについての条件としてですね。そういう点についてお伺いをします。

○参考人 桃井直造君 お答えを申し上げます。最近の業界の近代化について、特に若い二代目の業者は一体どう考えているだろうか、こういうふうな御趣旨の御質疑かと承っております。特

におけ取引も関連する問題かとも思いますが、現在の若い世代のメーカーの人々は、やはり一体どうなるんだろうかと、こういうようなことで大変実は心配しております。何とかやっぱり現状を打開しなければならぬという点については、若い人はいまもう真つすぐそのみを考えている。先般もアンケートをとりましたときに、現状を打開するという人が圧倒的に多かったわけがあります。やっぱりその場合一体何で打開していくのか、ここでは売れる商品をつくっていくか、あるいは売れるような販売方法を講じていく、こういうようなところに重点が置かれております。

最近私もが行います人材養成事業には若い方々がたくさん参加していただいております。したがって、今後こういうような若い人々が自分の環境、条件、経営条件といいますが、商売の条件に合った一等効率的な、一等有効な近代化の方法を考えていただけるものと、実はこう信じております。寄り寄りいろんなことが、情報が入ってまいっております。あるところでは、お取引ももうそう長く続かないから、われわれだけでひとつ県内の独特の皆に好まれる酒を開発しようじゃないかと、こういうようなことで共同設備をつくらうじゃないかと、こういうようないろいろな話が入っているんです。おおいおおいそういうものが実を結んで、それが第三次近代化で低金利融資を受けて成功するようになってまいりますという、一歩一歩でございますが、やはり清酒業界の体質が強化されていくと、こういうぐあいに考えております。

以上のようなことで、漸次ではありますが一歩ずつ前進をさせたいと、さように考えております。

○参考人(大塚和三郎君) 清酒の需要動向が非常に伸び悩んでおるのに対して、ウイスキー、最近にはしょうちゅうが非常に伸びてきた。この辺のところでは清酒業界の努力はあったと認められるけれども、ある意味において誇りのようなものがあつたのではないかと。おしかりをいただ

た、誇りを持つておることにおしかりをいただきたと解釈しておるんでございますが、確かに現実がそのとおりでございます。

ただ、われわれとして一応御理解願いたいのは、現在の清酒約九百万石でございますけれども、実は細かい数字を持ち合わせておりません。約二十年前の昭和三十四年になりますか、三十三年、そのころは四百万石程度の消費でございまして、人口の増加よりはるかに伸びておるわけでございますが、それ以上に経済の成長率が高かつたといえます。消費が伸びたというふうなことで、そのほかにビールは格段に伸びましたし、御指摘のようにほかの酒類が伸びておるわけでございます。その間に清酒の企業努力あるいは需要開拓に対する努力というものが不足しておつたという御指摘を、おしかりを受けました場合に、まことにそのとおりであるとわれわれも反省をするわけでございます。ただオイルショック以来、経済成長も変わりましたし、これからわれわれもまた違う経済環境の中で将来を開拓していかなきゃなりません。特にウイスキー等の問題は、実はこういう背景論もありました。御承知のようにウイスキーはいわゆる蒸留酒でございます。ブランデー、あるいは御指摘のしょうちゅう、ウォッカ、ジンなどと同じような性格のものでございますが、清酒は一番近いのがワインとか中国の紹興酒とか、醸造でございます。ですから蒸留と醸造とは飲み方の世界が違ふんだというふうな議論をした時代もございましたが、いまやなかなかそういうことを言っておられないほどにウイスキーの伸びというのが、御指摘のように豊の上にまで入つてきておるわけでございますので、全くわれわれは奥座敷まで入り込まれたような感覚で、先ほどお話ししましたが、憎しみ合うということじゃなくて、堂々の競争をやつて巻き返さなきゃならぬというふうに考えております。

それから、そのことは気持ちだけじゃなくて具体的にどういうことをやつておるかということをおし上げますと、先ほど申し上げましたが、やは

り先生御指摘のようにテーブル、いつでも飲めるように、テーブルの上に置けるようなボトルに入れて、しかもそのまま冷やでも、あるいはオンザロックにするなり、そういうようなことで飲んでいただくように、特に離れあたりの大メーカーがこの方に相当力を入れております。従来は、この二十年間、私なりに申し上げれば、大メーカーさんは合成酒のシェアを食つたり二級酒のシェアを食つたりして自然的に伸びてきたわけで、私申しましたように、二十年前に四百万石が現在九百万石ですけれども、大メーカーさんはその間に大体五倍か七倍かぐらいの成長を遂げておられるわけでございます。したがって、どうしても戦いが安易になつておつたんじゃないかというふうに、われわれの仲間でございますから同じ同業組合で議論しておるわけでございます。そういうふうなことで、今日に至りますればそういう安易な成長は望めないでございまして、きめの細かい作戦、先行投資を含めましてやつていきつたり、まあ遅まきながらもしませんけれども、私は非常に真剣な実努力がスタートしたというふうな解釈をしておりますので、しばらくお時間をおかし願つてお見守り願いたいと思つておるわけでございます。

それからしょうちゅうにつきましては、大変ブームと言われますが、確かに仰せのとおりでございます。ただこのしょうちゅうのことにつきましては、これは桃井副会長におつしやつていただきたいんですけれども、たまたまお話ししましたので、御承知のようにしょうちゅう甲類と乙類とございまして、甲類の方は連続蒸留をやりました大企業のものでございます。乙類の方は鹿児島とか熊本を中心といたします中小、御承知のとおりです。これはわれわれ酒造組合の仲間でございます。ですからこの乙類しょうちゅうと甲類しょうちゅうとの競争は、われわれのビールと清酒の競争と形は、表現は違ひますけれども内容は似たようなものがあるかと思ひまして、われわれの同じ酒造組合の仲間でございますが、つい清酒の方

が話が先に出来まして乙類しょうちゅうはほんの刺身のつまになるということで、この点、先生方にもその辺をさらに再御認識を願ひまして、しょうちゅう乙類の将来についてもよりよき御配慮を願ひたいと思つておるわけでございます。

翻つて申しますと、さうなことで清酒は大変いろいろな政治、行政上の御支援といひますか御指導をいただきまして、非常にいい環境をつくつていただいております中でかような不振が続けておるということ、さらに反省を強めまして努力をいたしたいと思つておるわけでございます。

○参考人(高橋繁君) 中村先生の御指摘の、加州米を使った清酒でも需要がある、古米の一割ないし二割ぐらいを使つたんで問題ないじゃないか、どうだと、こういうお話でございますが、加州米にもいろいろございまして、最近アメリカのパークレーで清酒をつくる工場ができ、新潟県から技術者が最近参ることになっております。使う米というのは、やはり日本の種もみから行きました品種改良をした、清酒をつくるのに適した米をいりる品種改良をしてやつておるものでございまして、氣候風土は違ふかもしれないけれども、日本の内地米と同じようなものを、品種改良によつてそれを選んで使つておるということから、加州米と一概に言えないものでございまして、いわゆるロングライスという一般的な加州米を使つた場合には全く日本酒の風味にはならない、こういうふうな私どもは理解いたしております。そういう意味でございまして、古米を一割ないし二割使つたらどうかということでございまして、たびたび申し上げておりますように、いろいろ技術問題がございまして、そういう技術開発をやつて何とか無理してというか、その技術を駆使して使つていただいております、たとえばいままでの段階でいろいろ聞いておりました、あるいは保管関係をもつとより以上高めるとか、あるいは筋のいい品種の、しかも産地のいわゆる低温古米、低温貯蔵したものであるかということと同時に、つくつ

ていくもの場合には、逆に低温販賣した古米で安くということですが、いわゆるそれが影響のないようにつくっていくとすると、結果的には非常にコストアップするというような可能性、その懸念も私もいま承知している段階ではいろいろな技術上の操作で結果的には新米を使う、高い新米を使うのと変わらないようなコストになってしまふというようなこともいろいろございまして、検討はいたしておりますが、現在の段階では全く無理である。

それから、お取引の關係は非常に強い拒否反応があるわけでございます。これは先ほどからたびたびお取引の問題が出ておりますが、何ともしてもいまのような清酒の伸び悩みの時期におきましては、お取引側の方も需要予測は大変困難でございます。したがって、しかも売り側の方の売り希望が多いということになりますと、競争市場の關係ではいわゆる買い手市場になっておりますから、買い手市場の選別のいわゆるリストに挙がる事項として、新米を使ったものと古米を使ったものとどちらを選ぶかということになれば、同価格ではどうしても新米のものというようになりますので、特に古米を使つてうんと安くなら買ってもらうということになれば、古米を使つても赤字でまた取引をするというようになりまして、お取引においては非常に低温米でも古米は全くの障害になるといふに理解いたしておる次第でございます。

○委員長(嶋崎均君) 参考人の方には、長時間にわたり有益な御意見を述べただきましてありがとうございます。重ねて厚くお礼を申し上げる次第でございます。どうもありがとうございます。

午前の審査はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

午後零時五十二分休憩

午後二時七分開会

○委員長(嶋崎均君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、竹田四郎君が委員を辞任され、その補欠として丸谷金保君が選任されました。

○委員長(嶋崎均君) 各種手数料等の改定に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。村山大蔵大臣。

○国務大臣(村山達雄君) ただいま議題となりました各種手数料等の改定に関する法律案につきまして、その提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

各種の行政事務に係る登録手数料、許可手数料、特許料等のうち、その手数料等の金額または金額の限度額が法律で定められているものにつきましても、経済情勢の変化等にもかかわらず長らく据え置かれていたこと等により、当該事務に要する経費の増高等の観点から見て、費用負担が著しく低くなつてしまつてゐるものがあり、また、これまで適宜に改定が行われていた手数料等の金額と比べ不均衡を生じてゐるものもあります。

このような実情にかんがみ、今後、昭和五十三年度予算の編成に当たつて、行政コスト等を勘案して統一的な観点から各種手数料等の金額について法律に規定されているものも含め、全般的な見直しを行い、費用負担の適正化を図ることとした次第であります。

この法律案の内容は、不動産の鑑定評価に関する法律等三十七法律に規定されております各種手数料等の金額または金額の限度額につきまして、行政コスト等を勘案して、各々所要の引き上げを行おうとするものであります。

なお、この法律案に基づく各種手数料等の改定は昭和五十三年五月一日から実施することを予定しております。また、この改定に伴う昭和五十三年年度の国の歳入の増加額は約百十億円と見込んでおります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(嶋崎均君) それでは、これより酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び各種手数料等の改定に関する法律案を便宜一括議題とし、両案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○丸谷金保君 最初に、今次酒税法の改正によりましてそれぞれ予定の税収が見込まれております。しかし、これによりまして細かい算定の基礎となる数字がわからないわけですから、たとえば清酒は清酒として出ておりますし、ウイスキーはウイスキー類と、この中にはウイスキーとブランデーというふうに分かれるんですが、それぞれの積算の基礎になつた消費の見通し額等について御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(大倉眞隆君) 今回の改正をお願いしております案によりまして増収額は、平年度千九百七十億円、初年度千七百七十億円というふうな推計いたしておりますが、これを清酒、ビール、ウイスキー類、その他ということに区分して申し上げますと、まず清酒は現行法によりまして課税数量見込み額を百六十一万四千九百六十億と見込んでおります。増収額は平年度百八十億円、初年度百六十億円と見込んでおります。それから、ビールは課税数量を四百二十九万一千九百六十億と見込んでおりまして、増収額は平年度一千三百五十億円、初年度一千二百十億円と見込んでおります。ウイスキー類は数量を三十二万六千九百六十億と見込んでおりまして、増収額は平年度四百二十億円、初年度三百八十億円と見込んでおります。その他と申しますと、結局ただいま申し上げましたもの以外全部になりますので、合成酒、し

うちちゅう、みりん、スピリッツ、リキュール、雑酒、それに果実酒類ということになりますけれども、これら合算して三十七万九千九百九十億と見込んでおります。

1、増収額は平年度二十億円、初年度二十億円、いずれも端数が若干ございますが、増収見込みとしては十億単位にまとめて処理いたしております。

○丸谷金保君 私のお聞きしたいのは、その中身をもう少し詳しく御説明願ひたい。と申しますのは、たとえば清酒でも一級と特級のそれぞれ数量が積算の基礎としてございまして、それからまた、たとえばウイスキー類やあるいはその他の種類というふうな中には、国内産と国外産の輸入ボトルに対してかける税というのはそれぞれ違つてきてゐるはずですが、おわかりになりますか。輸入でも税率が、税が違つてきますので、数量にすぐぶつ掛けても出てこないで分けないと出ないはずなんです。その積算の基礎を御質問申し上げてゐるんで、いま御答弁いただいた分につきましては、これは書いてあるんでよくわかつてゐるんです。書いてあることは答弁要りませんので、どうぞひとつ……。

○政府委員(大倉眞隆君) まず、課税数量見込みを先に申し上げます。清酒の特級が七万九千四百億リットル、一級が九十三万六千五百億リットル、二級が五十九万七千六百億リットル、合計が百六十一万三千五百億でございますが、これを切り上げて先ほど百六十一万四千と申し上げました。合成清酒が一億九千八百億でございます。いずれも単位は、以下キロリットルです。

それからしうちちゅう甲類はちよつと後ほどもう一度申し上げます。乙類が八万一千六百億、しうちちゅう合計が二十万三千、みりんが五万九千九百、ビールが四百二十九万一千億、果実酒類が六万二千三百、ウイスキー特級が十八万五千、一級が四万四千八百、二級が九万三千、ウイスキー合計が三十一万五千六百、ブランデーが一億七

百、ウイスキー類が三十二万六千でございます。それからスピリッツ類が六千、リキュール類が二万六千五百、雑酒が千四百でございます。それに見合います増収額を初年度で申し上げます。

すと清酒特級で四十億、一級で百十七億、二級は据え置きでございます。兩者合わせまして百五十七億、これを端数整理いたしまして百六十億と御説明しております。合成は据え置きで増収ございません。しやうちゅう甲類の増収額が七億、乙類据え置きで増収ございません。しやうちゅう計で七億でございます。みりんは据え置きで増収ございません。ビールの増収が一十二億十四億、これを一千二百十億ということで端数整理して御説明してございます。果実酒類が五億、ウイスキーは特級が二百九十六億、一級が四十五億、二級が三十三億、ウイスキー合計で三百七十四億、ブランドーは三億、ウイスキー合計とブランドーを足しましてウイスキー類で三百七十七億、これを便宜三百八十億と御説明しております。スピリッツ類が三億、リキュール類が六億、雑酒はゼロでございます。合計いたしまして千七百六十九億、これを千七百七十という御説明をしております。

なお、ウイスキー及びブランドーの国内分と輸入分の区分は増収計算上区分いたしております。

○丸谷金保君 特にウイスキー類を挙げたのはいろいろここに問題があるからなんで、そうすると、積算の基礎としても輸入ウイスキーとそれから国内産ウイスキーと区別して積算はしておらないということとよろしゅうございますか。ちよつと腑に落ちないんですが。

○政府委員(大倉眞隆君) 従価税率適用分と従量税率適用分は区分して推計いたしておりますが、それぞれを国産、輸入に分けての推計はいたしております。

○丸谷金保君 今度の酒税の改正について、特に輸入酒の關係については先般関税が下げられております。そうして関税が下げられたことによりまして非常に国内産のウイスキーあるいはブランドー、それからワイン類についてはいろいろの問題点が出てきておるといふうに実は思ふわけでございます。

それで、ひとつこれはどういふことかお聞き申

し上げたんですが、たとえば外国産のワイン、これは関税が下がりまして、私、大体千五百円のそれぞれ国外ワインと国産ワインで試算をしてみまして、大体千五百円といふと、CIFで四百五十円ぐらいが最高だろう、もつと安いのが多うございまして、それで関税が二百一十円六十銭と酒税が二十六円六銭、これは七百二十ミリリットルで計算しております、いわゆるボトル一本として、それが千五百円、ところが、国内でボトル千五百円のもの酒税というのは三百四十円かかります。ですからここで約百円の差が、関税を加えても百円の差が出てくるわけです。酒税だけで言いますと、同じ値段に売っている原価から計算して片方は二十六円六銭で片方は三百四十円、ずいぶん違いが出ています。これは結局従量税と従価税との取り合いが国内産と輸入のワインとは違ふといふところに問題があるわけですが、これはしかし税の公平といふことから言いますと、大要税制の全体的な立て方から考えましても問題があるんじゃないかろうか、この点についてはいかがお考えでございましょうか。

○政府委員(矢島錦一郎君) いまびん詰め輸入ワインの酒税の計算どうなるかといふような御質問でございますが、先生御専門でいらつしやるので釈迦に説法でございますが、CIFプラス関税額が一リットル四百五十円以下の場合には、従量下位税率といふようなことになっております。一リットル当たり四百五十円を超えて七十七円以下という場合には従量上位税率、それから一リットル当たり七十七円を超える場合は、従価税率といふことになっております。この場合には、一応百分の五十という税率になるわけでございます。びん詰め輸入ワインがどのぐらいになるだろうかといふようなお話でございますが、これは容量がドイツ、フランスいろいろさまざまございまして、七百ミリリットル、七百三十、七百五十といふいろいろございまして、一概に言えないわけでございますが、仮に七百ミリリットル詰めの場合で申し上げますと、従価税率の適用になりますのは

CIFプラス関税額が五百三十九円というふうな金額を超えるものでございまして、関税がこの場合百九十六円といふことにならうかと思ひます。CIF価格では三百四十三円を超える場合に百分の五十の税率が適用されるということにならうかと思ひます。

市販されている千五百円の輸入ワインの価格構成がどういふふうになっているかといふことにつきまして、は、ちよつと明らかでございせんが、先ほど先生のお話では二十六円というお話がございましたが、これは恐らく従量税率ではなからうかと思ひます。従量税率といふことになりまして、従量税率の適用の場合の最高の水切り価格から申し上げますと、七百二十ミリリットルの場合で従価税の非課税最高限度が五百五十四円四十銭といふことになりまして、CIFが三百五十二円八十銭、それから関税が二百一十円六十銭、酒税が二十六円九銭、そんな感じになりました。水切り価格が五百七十五円というところから従量税適用の最高水切り価格といふことにならうかと思ひます。

これに比べまして、今度国産ワインの価格構成はどうなっているかといふこととございまして、千五百円のものに仮に売られるといふことになりまして、仮に流通マージンを二六％ぐらいとりまして、三百九十円、税金が三百四十円、生産者の税抜き販売価格が七百七十円。最初に申し上げましたように、市販価格の四五％前後が輸入諸経費及び流通マージンといふふうになるわけでございまして、仮にこの四五％のマージンといふことで試算いたしますと、CIFが仮に三百五十四円ということになりますと、関税引き下げ後で関税額が百九十六円、酒税額が二百七十五円、輸入諸経費及び流通マージンが四五％といたしまして六百七十五円、これで小売価格が一千五百円というふうな数字が出てくるわけでございまして、全くの仮定計算でございますが、いま申し上げましたようにCIF価格と国産の場合の生産者の税引きの販売価格が若干違つてくるということにならうかと思ひ

ます。

○丸谷金保君 ちよつと、いまの私の申し上げているのは、税のかける基準のとり方が違ふといふところが問題じゃないか。たとえば国内産のワインの場合には小売価格を基準にしておりますが、ね、小売価格を基準に。いまのお話の中にも出てきています。この場合には一定率の適用酒類といふ申請をする場合に初めて流通経費といふふうなものが算定されます。これ申請しないと算定されないわけです。そして輸入ワインの場合には、そういうものはもう自動的にいまお話ししたつたように計算の中へ入つていくといふことが一つこれ矛盾だと思ひます。違ふ立て方。それからもう一つ、小売基準価格といふのは国内産のワイン類、ワインだけでなく日本酒その他にもございまして、外国から入つてくるボトルワイン等については、これは全く、たとえば仮定計算で千五百円を二千円にしても二千五百円にしても、要するに小売基準価格といふものが算定されておられませんので、税はあくまでもCIFを中心にして関税プラス、掛ける酒税といふことになつてくるわけですね、これはもう同じ酒類ですよ。それに酒税をかける課税方式の違ふといふのはどういふわけだといふことをお聞きしたい。そのためにこういう具体的に税が違つてきている。

○政府委員(大倉眞隆君) 丸谷委員よく御承知のことなので、なるべく簡単に申し上げたいと思ひますが、御質問の中にございまして一定率というのは従価税適用対象酒類について認められております。それは従価税適用対象酒類について蔵出し価格を基礎にする従価税をより簡素な、手続的に簡単な方法で適用するといふ便法でございまして、メーカーの方から申請がございまして、ときに、国税庁で調査をいたしました現実の流通マージンを概算で政令で決めました率を小売基準価格に掛けてそれを課税標準とするという便法でございまして、それがいま申し上げた便法であるいは実際の蔵出し価格によるかといふことは、メーカーの判断によるわけでございまして。

ところで、現在の酒税は従量税はもとより従価税適用の酒類につきましても、課税標準は、たゞいまの便法の前提になっております課税標準は、国内産は蔵出し価格でございます。その考え方は、国内産は国内の流通過程に入る段階での価格を基礎にすると、そういたしますと輸入品が国内の流通過程に入る段階の価格というのは、これは蔵出し価格に相当するものとしてやはり保税地域からの引き取り価格、つまりCIFプラス関税というところで構成されておる。その結果が輸入品と国産品では、いまワインの例をお引きになりましたが、ウイスキーの場合でも小売価格に対する酒税負担率がむしろ低いという点が出てまいります、現実

に。それを非常に不公平であるという御指摘がかねてから一部にあるわけでございますが、税がそれだけ比率で変わってくる原因は結局流通マージンの大ききでございまして、輸入酒についてはいろいろな事情から流通過程でのマージンが非常に高くてもなおかつ売れておるといふところからそういう現象が出るわけでございまして、これを基本的に

変えようといひますと、小売価格を基準にしてすべて課税をするという方法しかないではないか、輸入マージンそのものは、それはやはり各外国酒につきましても国内酒につきましても、メーカーの一種の販売政策によってかなり大きく左右されるものでございまして、基本的にそこを直してしまおうといふふうに考える限りは、まず小売価格というものでないといふ基本的には片づかない。しかし、現実問題として小売価格が酒類についてできるであろうかと考えますと、これは将来の研究課題ではございませうけれども、いま直ちに小売価格という踏み切りはとうていできないのが現状でございます。したがって、蔵出し課税というもので考えます限りは流通マージンの大ききいかに、輸入といふこともございしますが、同時に国内産品でもいろいろに負担率が小売価格対比では変わることがある。そこはやむを得ない

んではないかといふふうに私どもは考えているわけでございます。

○丸谷金保君

やむを得ないと言つてしまえばそれまでなんです、税の公平ということから言いますと、どうも、それじゃ国内のワインあるいはウイスキー類につきましても同じように蔵出しを中心にして、これは税務署へちゃんと出してしまふから、原価を、びんが幾ら、何が幾らと税務署長の承認求め、毎年出しているんですから、蔵出し価格というものは出ているんです。それを国内産の物だけはお互に小売標準価格というものを決めて、小売価格から逆算して従量税と従価税との区別をしておるわけです。そして輸入の物につきましては、明らかに蔵出し価格等に匹敵する到着価格プラス関税というふうなことを基準にして税の計算がなされている。これはやむを得ないといふことで税の公平という点から許されていいことではないかと。

○政府委員(大倉真隆君)

ちよつと先ほどの説明が否足らずであったのかも知れませんが、従価税適用酒類を国内メーカーがつくられるときには、蔵出し価格による課税ももちろんできるわけです。そちらが有利ならばそちらを選んでおられるはずでございます。一定率適用を選ぶか実際の蔵出し価格を選ぶか、それは選択できるわけでございます。それが一点。

それから公平の問題とおっしゃいますのは、小売価格に対する負担率が同じである方がいいという角度からおっしゃいますと、私もそれをあえて否定いたしませんけれども、しかし蔵出し価格を基礎にしている場合にはたゞいまの制度で公平なんだ、そう申し上げておるわけで、蔵出し価格を基礎にした場合と小売価格を基礎にした場合で先ほど来のお話のように物によって負担率が変わる。それはなぜかという、流通マージンの大ききで変わる。流通マージンというものは、しかしメーカーの販売政策に大きく左右されて現実の市場で動いていくものでございまして、蔵出し価格を基準にする限りは、流通マージンというものを法定の枠の中に押し込んでしまふといふことはまた必ずしも適当じゃないといふふうに私どもも考えておるわけでございます。

○丸谷金保君

ようやく問題が焦点に触れてきたんです。なぜ国内のメーカーが蔵出し価格よりも小売標準価格から、先ほど間税部長さんが二六%と言われましたけれども、いま大体控除額は三二%です。三二%なんです、引かれておるの。ですから三二%のマージン率を、というよりも流通経費です、これは。大卸、小卸、小売、それぞれにおけるところの利潤、こういうものがおおむね三二%だろうといふことで、この分を引いた価格で課税をする。この方が蔵出し価格よりも有利なことが多いのはなぜか、これは原料が高いからなんです。いいですか。原料が高いから三二%の控除でもって従量税でもって課税してもらった方が、原料価格から蔵出し価格を計算していった方が高くなるんですよ。農林省おいでになっておりますね。——いま国内の、山梨を基準にしても結構でございますが、大体ワイン原料用に一番多く使われている甲州、あれが昨年あたりの原料価格としてどれぐらいで取引されておるか御存じでしょうか。

○説明員(畑中孝晴君)

ただいま先生が例に挙げられました甲州種の場合ですと、五十二年に二百五円といふことでございまして、これは糖度によつてもいろいろ違いますので、多少上下が……。そのほか、ワイン用のブドウの場合ですと百五十円前後ぐらいで普通は取引をされておりますが、あとデラウェアとか、そういうワイン用ではない物をワインに転用している物もございまして、そういう物では非常に安い、四十円とか五十円とかいふ数字になっております。ワイン専用種の場合には大体百五十円から二百円、こういうふうになっております。

○丸谷金保君

甲州をワイン専用種と言ふのは間違ひです、これは兼用種でございまして、その点大事な間違ひをしないようにしてください。それでフランス、ドイツ、いわゆるこちらへC

IFで三百円前後、いま計算は四百円でしましたけれども、三百円前後で到着する外国におけるいわゆるテールワインの原料の価格、細かくはこれは出ないでしようけれども、おおよそどの程度とおつかみになっておりますか。

○説明員(畑中孝晴君)

これは農務省の統計といひますか、公式にきちつと統計が出ておりますのはアメリカだけでございまして、アメリカの例で申し上げますと、ワインの品種で大体トン当たり、これ五十二年でございまして、キログラムで円価に概算で直しますと三十五円程度になるかと思ひます。ヨーロッパも大体その程度ではないかといふふうに理解をしております。

○丸谷金保君

主税局長、原料いま二百五円と言ひましたけれども、五十一年度の甲州種の実勢取引は二百三十五円です。このように約八倍から十倍近く高い原料を使つておるんです。ですから蔵出しで計算するとべらぼうに高い価格になるんです。それでどうして標準小売価格から控除をしてもらった方が得だといふ計算しか出てこないんです、日本国内のワインは。ところが外国のはいまおっしゃつたように非常に安い。キロ三十円程度の原料でございまして、これはもう七十円程度でもってできるわけです、七十円から百円以内です。国内に持つてきまして、それに運賃、保険、向こうにおけるところの原料といふふうなものを持つてきまして、恐らく到着価格といふのはもう千五百円、日本のあれと比べますと三百円前後で入つてくるんです。これはもう向こうの経費全部見ているんですよ、CIFといふのは。産地の取引価格と保険と運賃と入れてこちらに着いたときの価格ですわね。そうすると、もうそこで原料価格が違ふんですから、選択の自由があるのに小売標準価格から逆算した方をみんなが申請するんだと言ふのは問題のやっばりすりかえだと思ふ。違ふんです。にもかかわらずワインの関税下げましたね、関税の方を。これについて農林省は、国内の生産農家を保護するといふ立場で大蔵

省とはどういう詰めしましたか、ちよつと農林省の方から。

○説明員(畑中孝晴君) 私どもとしては、先生おっしゃいましたように国内のワイン原料ブドウをつくっておりまして生産者、そういったものに今回の引き下げが非常に大きな影響があつたものではないという、そういう観点に立つて大蔵省との間でもいろいろお話し合いをしたわけでございます。

それで、従来から国税庁と私どもの方でワイン原料の安定的な取引というようなことを、ワイナリーあるいは生産者両方を指導してまいっておりますので、今後ともこういうようなことを続けることによつて国内的に大きな影響が回避できるのではないかと今後に考え、またいろいろの面で制度的な問題もあらうかと思ひまして、そういう検討会も大蔵省を中心になつておつくりをいたしたいというところでございます。

○丸谷金保君 大臣、ひとつ御質問申し上げますが、非常に原料価格が違ふ国から入ってくる安いワインに対して、関税を下げたならば、課税の客体のとり方を同じようにするという事でなければ、税の公平は図れないと思ひます。しかし、実際にはその程度の酒で従量税、従価税との絡みでいいますと、千五百円程度の酒でも十倍の税金が違ふんです。そしていま主税局長は、それは選択の余地があるのと同じ方法をとらないんだとおっしゃいますけれども、同じ方法とれないんです、原料価格高いから、いいですか、このことを認識しないで選択の余地があるのと同じ方法とらないんだから仕方がないということにはならない。この点をひとつ大臣十分踏まえて、酒税の改正の面についてひとつ御検討をいただきたいと思ひます。

○政府委員(大倉真隆君) 私が申し上げたのは、ちよつと丸谷委員誤解されたように思ひますけれども、選択の余地云々ということもさることながら、ただいまの酒税の基本的な組み立てが蔵出し価格を基礎にしており、一定率というものは蔵出し価格を基礎にした課税の簡素化のための一つの便宜に過ぎないというふうに申し上げたわけで、

小売価格に対する負担率で対比されますと、それはおっしゃるようになります。それを片づけるためには小売課税をしないと片づかない。しかし、小売課税にそう急に移れないので蔵出し課税にとどまらざるを得ない。蔵出し課税としてはいまの制度は公平であると考えておると、そう申し上げたわけですから、そこはひとつぜひ私どもの言つておることはそのこととしてお聞き取り願ひたいと思ひます。

蔵出し価格を基礎にしております限り、蔵出し価格の安いものの負担は安くなる、高いものは高くなる、従価税である限りは。そこはいたし方ない。しかしそれをまた国産、外国産を比較する場合には、その間の格差を保護するために関税というものがあつる。その関税が幾らが妥当であるかというところは全体の関税政策の中で別途検討されて決まる、そういう仕組みでございますので、その点だけ、くどくど恐縮ですが、もう一度申し上げます。た上で答えをいたしたいと思ひます。

○丸谷金保君 いま主税局長が言われたように、国内のそういうことの絡みを十分考えた上で輸入関税の減税に踏み切つたというふうに理解してよろしうございませうか。

○政府委員(戸塚岩夫君) 先般成立させていたいただきました関税の改正におきまして、御承知のように、輸入の酒類につきまして二・五%の関税率の引き下げを行つたわけでございます。特定な酒類は除きまして、諸外国に比べてわが国の関税率が高いというものにつきまして、農林省とも国税庁ともよく話をしまして引き下げを行つたわけでありませう。

ワインについて申し上げますと、先ほど先生からお話がありましたように、国産のブドウを原料としてつくつておりますのは諸外国に比べて大変割高になつております。砂糖も若干割高になつております。そういう割高のもの原料としてつくつております国産のブドウ酒が十分引き合つかどうかという点を考慮いたしまして二・五%引き下げた結果、いまの輸入のワインにつきま

しての従価換算で税率を見ますと、五五%ぐらいの関税率を張つていゝという結果になつております。これは五十二年の平均CIF価格で計算してゐるわけでございます。

これに對しまして、先ほどお話しがありました諸外国でブドウは大変安いというところでの関税率をアメリカとECについて申し上げますと、これも従量税になつておりますので、従量換算で申しますと、アメリカはリッター当たり二十二円、四・三%、それからECが三十九円で七・七%というふうな関税率でございます。日本の五%という関税率はそういうところと比べて非常に高い。その分だけ割高であるから、原料が割高であるから国内産業を保護するために高い関税率を張つてあるというのが現状でございます。

○丸谷金保君 関税を下げて、関税を下げて税の方の課税客体の取り方が同じにできないというふうな中で非常に圧迫が多いというふうなことに、農林省ともよく相談したと言われるんですが、どうなんですか、農林省はそれでも大丈夫だといふふうにオーケー出したんですか。

○説明員(畑中孝晴君) 私どもは、関税を下げるあるいは酒税のかけ方について私どもが意見を申し上げるということではございせんけれども、いま申し上げましたように、生産者が原料用のブドウが安心をして取り引きできると、そういう点がやはりきちつとしなければなかなか私どもとしても賛成するわけにいかないわけですから、その原料取引の安定というふうなことに、これは、大蔵省といひますか、国税庁がワイナリーを御担当でございますので、十分に相談をして、今後ともそういう取引ができるようにという、私どもとの接点の部分については十分に協議をし相談をしてきたわけでございます。

○丸谷金保君 その接点というのはどこなんですか。

○説明員(畑中孝晴君) 要するに、私どもの方は原料ブドウの生産農家というものを所管をしてゐる立場でございます。それから大蔵省、国税庁の

方はワイナリー、そういうブドウ酒をつくる方を御所管になつておりますので、ですから、その両方で常に安定的な取引引きをやつていかなければいけないわけですので、その部分を、言葉は悪いかもしませんが、私どもと国税庁の接点と申し上げたわけでございます。

○丸谷金保君 はつきり言つと、山梨と相談しただけでオーケー出したということなんですか。

○説明員(畑中孝晴君) 山梨県が一番大きなワイナの原料ブドウについては一番大きな産地でございますので、山梨県のことを無視するわけにはまいりませんけれども、私どもは昨年来いろいろブドウの話をするときには、山梨だけではなく、ほかの主産県もお集まりをいただいで会議を開いたりしておりますし、また、ことしの問題について、実は来週主産県にお集まりをいたしたいという御相談をする予定でございます。

○丸谷金保君 実は、それらの相談の過程の中でこういう話が出てきておるのです。山梨県の農務部長が、知事と大蔵大臣とで原料ブドウのつづき、特に醸造用の品種をつづき量に応じて関税の割り当てをする、そういうことの約束がなされたという話が巷間伝わつております。そうして、このことは日本ワイナリー協会の、目には一月ころだと思ひます、ちよつといま書類を持つてきているんですけれども、ワイナリー協会の第四十四回の理事会で、ワイン原料問題に関する山梨県当局との意見交換についてということでも話があつたときに、県の農務部長が、甲州やデラその他醸造用品種、いま訂正して兼用品種と言ひましたけれども、この醸造用品種としてそれらのつづきしている、ブドウ酒の原料としてつづきしているのを醸造用品種の量に応じて割り当てをすることに約束ができたかのごとく、実はこの会合に来て県の農務部長が説明しているんです。これは全国サイドでやらなければならぬ問題で、一県の農務部長が、いやうちの知事が——大蔵大臣とですよ、そういう事実がございませうか、約束したというふうな。ひとつその点をはつきりしていただきたいと

思います。

○政府委員(矢島錦一郎君) いま御質問の点でございますが、私も先ほど農林省の方から御答弁もございましたように、ブドウの安定取引という問題について国税庁が関税局あるいは主税局あるいは農林省を交えましていろいろ検討会のようなことを……

○丸谷金保君 ちょっと待って、大臣にばくは約束した記憶がありますかと聞いていますので、約束があるかないかだけ大臣に聞けばいいんです。

○政府委員(矢島錦一郎君) その点について……

○丸谷金保君 いや、大臣に聞いていますんだから。

○国務大臣(村山達雄君) ワインのボトルの方の関税率を引き下げてまして、そしてたのの方は据え置いたのは御承知のとおりでございます。そのとき問題になりましたのは、そこを差別いたしましたのは、たのの方のブドウ酒は日本のワイナリーの方のやはり原料になる、その点を考慮いたしましたので、それで計算いたしましたので、それに關連いたしました、実はワイナリーの方でなく山梨の方の農民の方が少し問題になりました、安定取引をできるだけやるようにというお話はやりましてはけれども、割り当てをやるというようなことは一切考えていない、約束はいたしておりません。

○丸谷金保君 それで結構です。その約束を大臣がしていないと言っているので、実はこの山梨を除く他の県のワインのメーカーは安心すると思えます。非常にその点について、これは原料ブドウの規制、要するに何が原料ブドウだと。たとえば山梨ではデラとか甲州種も原料ブドウだと言っていますけれども、これは食べる方にも使っておりますので、純粹な意味におけるワインの原料用のブドウという点になると全然角度が違ってくるんです。そういう点で、これは全国的な問題でございますので、その点十分御留意をいただきたい。大臣の明快なお言葉をいただいたので、ワインの問題はこら辺でひとつ下げていた

だいて、別な問題に入っていきたいと思えます。

清酒のアルコール添加と表示義務の關係についてでございます。一つは表示義務についてですが、これは何も張ってないんですけれども、大蔵省、酒税法で決めておる表示というのはこれだけです。

○政府委員(矢島錦一郎君) 清酒につきましては酒税法で表示がございまして、酒税法……

○丸谷金保君 酒税法でなくて酒税法と聞いているのです。酒税法でどういふことをしなければならぬということは……

○政府委員(矢島錦一郎君) 表示の義務につきましては……酒税法におきまして製造者の氏名または名称、製造場の所在地、容器の容量、酒類の種類、品目及び級別、酒類の種類に應じアルコール分及びエキス分等を表示することになっております。

○丸谷金保君 それで、実は日本酒に、きょう午前中も業界の方から説明ありましたように、われわれのところは自主的に相当厳しい規制をやっております。事実日本酒の方が自主規制をきちんとやっております。ほかの業界はまだ悪いのですが、その一番大蔵省で言えば優等生でございまして、その優等生の実実は日本酒の表示、アルコール添加書いてあるのです。あるのですけれどもこれは見えないんですよ。こうやると見えるのです。ひとつ大臣以下ここに書いてあるのが読めるかどうか、ちょっと……ほとんどの消費者に聞いても、へえ、そんなもの書いてあるの、アルコールなんか入っているのと言いますよ。

公取は来ておりますね。公取はやっぱり消費者を保護しなければならぬ義務を負っていますね。こういうことを業界が自主規制しているからというところで、こういうのでなかったら見えないようなそんな小さな表示しかない、そういうことをいつまでもほうっておいていいんですか、どうですか。

○説明員(土原陽美君) 公正取引委員会は景表法というのを運用しておりますので、そこで不当表示

を規制しておりますので、特に表示義務を付するということは規定しておりますけれども、不当表示を予防するという観点から公正競争規約というのを業界につくっていただいて、そこで表示義務をするというのをやっております。

清酒の場合には、日本酒造組合中央会が中心となりまして、公正競争規約でございまして、その過渡的な措置として自主基準で表示をやっております。いまお話しした原料表示あるいは製造年月日の表示は、その自主基準によりまして八ボイント以上の字でゴシック体で書くという文字はほ

かりの食品、特に公正競争規約でできておるもの、あるいはJAS法に基づきまして農林省の方で基準をつくっておるものもございまして、それと大体同じでございまして、そちらの方も八ボイント以上の肉太の文字で書くというところになっております。そういうようなことで、そういうところと比べて場合には、いま清酒の自主基準でやっておりますのが特に小さいとは私も思っております。

○丸谷金保君 見えない程度でいいというふうに言うのですが、あなた見えませんか、これ。大臣これ全部どうなんですか。ここにみんなほかの持ってきたんですが、全部この程度なんです。いいと言っているのですから、公取の方は、これなんかでも全部そうなんです。恐らくよっぽど目のいい人でなかったらこれちょっと見えないうと思う。こういう形の中で実はいま酒税法が行われているわけなんです。しかも日本酒なんかのことは三倍増しているときよりも午前中言いましたね。アルコールで三倍にしているのなんというところ国民は知っていますか。しているのなんというところをもう少し言わなかったら。しかしこれ日本酒だけではないんですよ。ワインなんかでもいろいろそういう問題があります。

そこで、大蔵省にお聞きしたいのですが、諸外国におけるワインにアルコールを添加するのを禁止した法律、それらについての調査がございまして、

たら御説明願いたい。

○政府委員(福田幸弘君) 資料が限られておりますので正確かどうか自信がございませんが、とりあえずまとめましたものを申し上げますと、フランスではフランス・ブドウ酒法というものにブドウ酒の定義がございまして、「いかなる飲料も、それが生ぶどうあるいは生ぶどう搾汁を発酵させたもののみからなるものでない限り、ぶどう酒の名の下に、かかる飲料を販売あるいは販売の目的を持って製造、保有、輸送、移出してはならない」という規定がございまして、まあアルコールを添加したものをブドウ酒として販売した場合の罰則、これはちょっと探しましたが見当たりません。しかし、ブドウ酒という名はつけてはいけな

いと。

それから西ドイツでございまして、ほぼ似ております。西ドイツ・ブドウ酒法というのによりまして、「ぶどう酒とは醸造用ぶどう果を発酵させることによつてのみ得られる産物をいう」ということになっております。ただこの場合、アルコール分を上昇させる必要がある場合には、糖分を加えて、それをアルコール発酵させる方法に限られた場合には、原則としてその方法が認められるということが書いてございまして、この場合も、アルコール添加を行った場合も罰則の規定はござい

ません。

イタリアは、資料の入手ができませんでした。あと、業法その他の周辺の規定が手に入りませんので、先生の方が詳しいと思うんですが。

○丸谷金保君 大体東欧圏でもやっておりますが、やっぱり禁止する法律があります。この段階での罰則規定というのは、ちょっと私もきのう探してみましたが、時間がなかったのでもう調べがつかせませんでした。

しかし、先年イタリアでワインにアルコールを添加して売ったということで罰則を受けた新聞報道がなされたことを、酒に關係する大蔵関係の方は御存じだと思ひます。にせもの、要するにワ

インにアルコールを添加してふやして売ったということがある、刑罰なんか、そういうことの新聞をごらんになったことございませんか、五、六年前だと思ひます。

○政府委員(矢島錦一郎君) 大要不勉強でございますが、どうも済みません。

○丸谷金保君 たしか五、六年前に、私はそれはつきり幾つもの新聞に出ていたと思ひます、国内の。それで、ああイタリーには相当厳しい罰則規定あるんだ。これアルコールを添加することとさへも諸外国で許されてないんです。ですから私は、これはどうしてアルコール添加するようになったかということは、昭和十七年来が非常に足りなくなってきたんで、清酒にアルコールを入れた方がいいと、こういう緩和規定ができてアルコールを入れることになったのが病みつきでアルコール添加を清酒がするようになつた。午前中にも日本酒の消費が非常に減退しているという話がございます。私はこれやはり自細自縛で、アルコールの添加というふうなことは一度始めるとだんだんこれは深みにはまるものです。それはなるたけ薄めて売っても同じ値段で売れるなら薄めなすよ。そういうことが何となく日本酒が水っぽい、昔と違う、いろんな形で日本酒の売り上げが減るということにも一つの原因としてはあるんじゃないか。

そういう点からこの税収見まして、細かくお聞きしたのは、非常に大きく特級酒の税額の伸びを見ておられます。実際にはしかし日本酒業界、どちらかといひますと、二級酒というのでおしいの出しても、値段さえ高くしないで大蔵省に申請しなければ、税務署に申請して検定を受けなければ二級酒なら幾らでも売れるんですから、二級酒にしてどんどん売っています。こういう中で果たしてこの税収を五十三年度確保するという御自信が主税局あるんですか。

○政府委員(大倉眞隆君) 先ほど御説明しました五十三年度の課税数量は、私どもが従来の実績を基礎にしまして、なお酒の種類ごとにメーカーの

組合などの意見も十分聞きまして推計いたしておりますので、よほど大きな事情の変化がない限りは、これくらいは課税数量の蔵出しを見込んでもいいんではないかというふうに考えているわけでございます。もちろん、今回の増税案を念頭に取れた上での見込み数量でございます。

○政府委員(矢島錦一郎君) 先生からアルコール添加のお話でございますが、くだいようでございまして、アルコールにつきましては昔から、江戸時代から往じようちゅうといひまして、そういうものを醸造方法の一つとして入れるという習慣がございます。いまさら釈迦に説法でございますが、確かに明治時代からそういうことでしよちゅう、あるいはアルコールというものを入れてもいいというふうになってきておりまして、特に昭和十八年の改正によりまして、しよちゅうのほかにアルコールが清酒の原料として認められるというふうになってきたわけでございます。

アルコールを入れるのはおかしいというお話でございますが、お言葉を返すようでございますが、アルコールを添加した場合にはやはり酒質が非常に淡麗になるとか、あるいは製造とか貯蔵時におきますアルコール分を高めることができるとか、あるいは細菌汚染から守ることができるといったような、非常にメリットの面もございまして、もちろんデメリットの面も全くないわけじゃございません。たとえば純米酒がつくられて特色のある酒というものがアルコール添加のために薄められるというのでしよちゅう、欠点が出る、香味が薄められるというふうな問題はあります。

も、アルコールにつきましては非常にいま精製されたアルコールを使つておりまして、清酒づくりに使つた場合に必ずしも弊害というよりも、むしろ醸造技術の一つの進歩であるというふうな役割を果たしております。やはり清酒の消費量に對しましてはそれなりの貢献をしているというふうには私どもは考えているわけでございます。

○丸谷金保君 その問題また——先に主税局長さ

ん、いまの答弁であれですか、売り上げ心配ないと、税の方は任しておけということでございますね。

○政府委員(大倉眞隆君) 先ほどの繰返しになります。過去の実績を基礎にしまして、今回の増税案を念頭に置いた上で、最近の消費の状況を見て課税数量を推計いたしておりますので、たとえば清酒特級、一級はほぼ横ばい、二級は五%増、ビールは三%増、ウイスキーは特級一、二%増……。

○丸谷金保君 日本酒の特級だけでいいです。

○政府委員(大倉眞隆君) というふうに見ておりまして、まずまずこれからの数量の移出を考へることはそんなに無理ではないというふうに私も考へております。

○丸谷金保君 いまアルコールの問題について、これはいろいろこれだけ議論していると、それで日が暮れてしまふので簡単に申し上げます。アルコールをいまの段階で全部禁止するということは大変むずかしいとしても、公取さんひとつ聞いておいてください。消費者保護という立場から、これは酒税法でいうところの規制、そのポイントよりも大きな字使うことはだめだといつてないのですよね。なぜ天賦酒でなければ見えないような小さな字しか書かないかと。これはいま部長さんの言っていることは逆なんです。いいですか。アルコールを入れることが、いまおたくが言われるようにそれはいいことで、おいしくなるし質もよくなるというなら、でかくこれはアルコール入れたおいしい酒ですといひて、みんな書くはずですよ。

それからもう一つそういう点でいくと、いまの酒税法で大変不可解なのは、あとここにはどんな表示してもいいのです、レッテルに。酒税法なり何なりで、よく果実酒とか、あるいは清酒とかというのを法的なことを入れておけば、あとは何をやってもいいんです。いいですか。いまここを消してしましたけれども、これは酒税法ではここに清酒と書いてあるのです。清酒一級です。いいですか、清酒一級なんです。裏の方に今度こ

れはちゃんと見えるように書いてあるのです。私でも見えるんです。これはね、こうなんです。よ。当社の特殊技術によつて、これまでの清酒とは全く異なつたもの」ですというのです。清酒と異なつたもの。そしてここにはワインと書いてあるのです。米でつくつたワインなんです。ところが、日本の酒の關係の法律ではそういうことがだめだという規制何にもないんです。ビールと書いてもいいんです。——ビールはだめか、ビールというあれがあるから。日本酒、清酒と書いておいて清酒でないという文句なんですか。よ。こんなこと一休許されますか。ちよつとこれひとつ見ておいてください。

○政府委員(矢島錦一郎君) 先生からおしかりのお言葉でございますが、アルコール添加の問題につきましては、これは公正秩序を維持する、あるいは消費者の消費生活に資するということによりまして、公正競争規約を締結し表示するとか、また任意に表示するところであると考へられるわけでございますが、原材料につきましては五十四年四月から御案内のように表示してございまして、醸造用のアルコールというのには確かに先ほど公取の方からお話がありましたように、八ポイント以上のゴシック体で表示されているというふうになっておりますが、酒税法上で表示されているのは、先ほど申し上げましたように清酒であるという表示、それから特級、一級といったような表示を必要としておるわけでございますが、それ以外につきましては任意の表示ということになるわけでございます。

ただ、醸造用アルコールとかあるいは醸造用糖類とかあるいは米こうじといったような表示につきましては、清酒の中央会が公取の御指導、私どもの意見も入れますして自主基準として表示していただくわけでございます。

それから、先ほどおっしゃいました恐らくライスイ等のごことだろうと思ひますが、ライスイが、最近ブドウ酒酵母を使ひましてライスイワインというものをつくつておりますが、これはあくま

○丸谷金保君 ええ、小さくあるんですよ。

○丸谷金保君　それはいまの確か

○政府委員（矢島錦一郎君） 法律で悪いという点

いうようなつもりからつくっておられるものにつ

○丸谷金保君　そうしますと、大變これは表示の

○政府委員(矢島錦一郎君) 先生御専門でござい

ますんでちよつと答えに窮するわけでございます

○丸谷金保君　ちよつと、きよう余り時間も

しかし、本来酒にはビールもウイスキーもみんない

○政府委員（矢島錦一郎君）私どもは、ちよつと

訳されておりすけれども、たとえば日本から輪

ます。

○丸谷金保君 誤解ないように、私はライスワイ

それから、今度には「スミ」の問題でございませう。

それから、今度は逆にワインと違つて、ウイスキー

の原酒の混和率の問題でございますが、現在、

御案内のとおり分かれておりまして、これにはウ

ございます

緩別制度　　こういふものによつて緩別が本當に

見えてゐる。これは、明治の活版屋

うわけてございます。このことによりまし

いふことに思ひおれでございす

努力を払っており、まず、二つの三塔の二塔は、三

○政府委員（三塚崇夫君）　輸入のウイスキーの求

○正用委員(所増奉云々) 轉入のり、三

ん下げてまいってきております。まあ下げてきておられますが、アメリカの一リッター当たり三十円とか、ECの百十円から見ますとまだまだ高いというのが現状でございます。これは当然国内の産業をある程度の関税率でもって保護していかなくならないという現状に着眼いたしまして、現在はこういうように高い税率を張っているわけでございます。

しかし、高い税率を張っているから外国からほとんど入ってこないんじゃないかという点につきましては、御承知のように五十二年の移出実績を見ますと、五年前の四十七年と比較しましてウイスキーの特級は国産は二・八倍伸びておりますが、輸入のウイスキーは五・五倍伸びておりまして現状でございます。国産の方は余り強過ぎて輸入が入ってこないのではないかとはいえないと思っております。

○丸谷金保君 この問題、非常にいろいろな重要な問題を含んでいると思いますが、一応そういう御答弁で、消費は伸びている。ただ一番大事なことは、いまの言葉の端にも出るんですが、なぜ国内の保護をしなきゃならぬか。それと実際に原料をつくって非常に原料の度合いの大きいワイン、これはもう一キログラムの原料から七百二十ccしかとれないんですよ。ところが、日本酒にしてもビールにしても原料そのものよりも水をうんと入れます。原料の持っている一本の酒に対する価格というものはずいぶん違うんです。原料をたくさん使う産業、それはやっぱり農民がそれだけプラスになる産業なんです。原料をたくさん使うのですから。その方は関税引き下げていまいし、一方ウイスキー類、これらについては希釈されて、一体農民がどれだけプラスになっているかというところははかれないでしょう。あるいは極端に言う原料も全部輸入しているかもしれないですね。そういうところは保護しなきゃならないから関税を下げられないというのは一体どういうわけなんですか。

○政府委員(戸塚岩夫君) さきの関税の前倒しに

おきましては、御承知のようにワインのボトルも下げましたし、ウイスキーのバルク及びボトルも一二・五%下げしております。先ほど、ウイスキーはまだ国内の産業をある程度保護していかねばならないと申し上げましたのは、御承知のように、おろかではあります。が、国産の麦芽も使っております。

それからもう一つ、御承知のように輸入のたの原酒を使って国内で生産しているという実態がございまして、輸入のウイスキーのボトルにつきましては、御案内のようにいま四百三十三円一リッター当たり関税がかかっておりますので、それだけの高いものを使っていくという実態にかなりかみまして、ウイスキー関税率をボトルに張っていくかなくならないというのが実態でございます。

○丸谷金保君 最後に、大臣ひとつお願いします。いまの酒税法というのは、われわれはできるだけ安い酒を、おいしいものを国民に飲んでもらう、こういう立場で、特に国内の酒の産業全体を高めていかなきゃならぬ。しかしいまの酒税法の立て方というのは、あくまでどうして税金をとるかということが基準でございます。これは国家財政でもちろんそういうことになろうかと思いがすが、その谷間を酒税行政の中でできるだけ埋めていたかなくならぬ。特に酒税法というのは、徴税する役所が即指導もするというきわめて珍しい形の、というふうには大蔵省の出している本に書いてあるんです。珍しい形の法律なんだと。

とすれば、いまのずっと一連の答弁のようなことでなくて、もっと積極的においしい酒飲ませるためにモルトもつとふやしていくべきだし、あるいはまた酒税も輸入の酒税をそういう安くするんなら、国内の産業を保護するという立場で国産ワインの税金というの、いまでも少ないじゃないかというけれども、これは原料が高いんですから、原価の計算をして利益率を見れば、ほかの酒類から比べると非常にマージン率の低い、そういうことと、それから表示の法律、きわめて不完全な拡大鏡で見なきゃ見えないようなことで、それで

いいんだ、しかもそれでも日本酒なんていうのは、まだそれでもいい方なんです、やっているから。ワインなんかもつとつきりアルコール添加したのをきつとつけさせる、そういうことを前向きに一つ一つ解決していくことをお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。御見解をひとつ……。

○国務大臣(村山達雄君) 一般的に申しまして、この酒類は致酔飲料であり嗜好品であり、同時にまた、現在もまた昔からも財政物資であるわけでございます。したがって、相当の負担を求めざるを得ないのでございまして、同時にまた、それだけに各種の酒類がやはり弊害を生ずることなく、広く国民に愛されて健康的に飲まれるということ、そのためには品質のいいものをするだけ安くつくっていただくということとはもとより望むところであるわけでございます。そういう意味で私たちが努力いたしておるつもりでございますが、丸谷先生は特別の専門家のようでございますので、ただいまお話のありました点も十分踏まえまして今後とも検討してまいりたいと思っております。

○鈴木一弘君 私は、最初ちょっと例の源泉徴収票の偽造の問題、このことを伺って、それから酒の質問に入りたいたいと思います。東京国税局、これは——じゃあ、最初にお酒の方から入りましょう。

中央酒類審議会では、清酒業界に対する当面の対応について——というので五十二年十二月一日付で発表されておりますが、その報告書の中で、ずっとこれ読んでまいりまして、一つは、今後の方向としては、自由競争を基本路線としつつ、経済合理主義に耐え得るよう、業界及び企業の体質強化を図っていく必要があり、行政もかかる方向を指向すべきであると考えられる。と、こういうふうにごさいます。業界に対する今後の行政の方向を示している、示唆しておりますけれども、この点から、最初に業界に対する行政のあり方、これについてどういうような見解を持っているのか、その辺からまず聞きたいと思うんです。

か、その辺からまず聞きたいと思うんです。○政府委員(矢島錦一郎君) 清酒の製造業につきましては、先生御存じのように需要がなかなか伸び悩んでいる。それから伝統産業であるがゆえに非常に零細型性があるということ。それからコストの上昇圧力が非常に大きい、お米代を中心としたしましていろんな上昇圧力があるというふうな、こういうような点からいまして、やはり低成長下におきましても好況を持続しております他のお酒屋さんといいますが、ウイスキーとかビールとかに比べますと、その経営状況がやや低調であるということも事実でございます。

しかし、私もいろいろいまして、民族の酒というところで、やはり国産のお米を使ってやっておる日本酒につきましては、何とかこれを保護育成していかなくないかという見地に立ちまして、たとえば昭和三十九年八月から中小企業近代化計画も発足しております。

第二に、四十五年から四十八年にかけては、清酒業の安定法による転産給付金事業も実施しております。それからまた、同法によります信用保証事業も軌道に乗せまして、お米の代金を中心としたしまして何とか信用保証事業を円滑にする必要があるという見地に立ちまして、そういうような行政もやっています。それから、原料米に関する助成につきましても、ここら辺のところも毎年のようにやっておるわけでございます。五十二年におきましても二百億円以上の助成を受けておるわけでございます。

その他、やはり過度にわたります乱売、そういったものがないように市場の安定にも力を用いる。あるいは今回の増税におきましても、他の種類の税率はかなり上がった中におきまして、清酒の税率の改正については引き上げの幅を極力抑制するということのような見地に立って実施しております。さらに、五十二年度から発足いたしました構造改善計画の円滑な実施を支援するために補助金等の予算措置、それから清酒業の安定法の改正によ

ります構造改善給付事業を実施するといったようなことを、本国会にも御提案申し上げておるわけでございまして、こういう点から申し上げまして、ビールとかウイスキーといったような清酒以外の酒類とは違った特別の措置をいろいろ講じておるわけでございまして。清酒製造業の発展のためには、私どももいたしまして今後ともそういう線に沿ひましてできるだけの支援を行つていきたいというふうに考えておるわけでございまして、基本的にはやはり清酒製造業におきまして、こういうような施策を生かすための格段の自助努力が必要だということもあわせて申し上げておきたいと思つてございまして。

以上でございまして。

○鈴木一弘君 大蔵省から提出をしていただきました酒類行政の目的についての資料、それによる六項目の共通事項があります。

その第一点として、酒類業の安定的発展のための施策というのを挙げておりますが、この点と関連して先ほどの審議会の報告書では、多数の中小企業者が、大手と中小の格差拡大の傾向のなかで、今後も存続し得るかどうかという問題がある。たしかに、三千の業者がすべて今後存続すると期待することは困難であり、云々と、こうなつておりますが、この安定的発展のための施策というのは、こういう両点の方から見ると、存続することは困難であるということと両方あわせて考えますと、効果はどういうようにあらわしていくのか、いまもいわゆるスクラップとビルドのようなお話があったんでありますけれども、この法案ができたときもここで審議をいたしたことがあります。しかし、十分な効果が上がつていくかどうかは私はどうも疑わしいような気がするもので、どういうように、いま言われた安定的発展のための施策というのを、効果的な方法はどうかということとは残ると思ふんですね、施策は施策として、それはどうやるのかということをおききしたいと思いますのです。

○政府委員(矢島錦一郎君) 安定化ということで

ございまして、清酒製造業を取り巻きます厳しい環境のもとにおきまして、清酒製造業がいかに耐え得るような経営基盤を安定させていくかということは非常にむずかしい問題だと思ひます。やはり先生おっしゃつたように、大手と中小というお話でございますが、やはり経営基盤の安定化を図る武器は、問題といたしまして大手と中小ということとは問わないことはもとよりでございますし、それからまた、現在中小企業近代化促進法によります近代化計画を策定しておるわけでございまして、中小企業者を中心といたしまして清酒製造業の近代化を促進していただくところでございまして、この場合の近代化と申しますのは、中小企業がこれをめぐります経済事情の変化に対処いたしまして成長発展を図り得るような、個々の中小企業の企業内部におきまして設備あるいは経営等の近代化ということだけではございせん、企業間さらには業種間における諸関係も含めまして、全体としての中小企業の近代化をいかに図っていくかという問題であらうかと思ひわけでございまして。

○鈴木一弘君 いまの認識からすると、この報告書にあるように、幾つかの企業は倒産するあるいは吸収合併をする、そういうこともやむを得ないという認識の上に立つて行政をやれというふうに聞かせるわけですけれども、そういうことで、

○政府委員(矢島錦一郎君) 中央酒類審議会の中、問答の中には、確かにこのままで三千の業種の方がそのまま存続できるかどうかということについては、一つの疑問の言葉を投げかけておることは事実でございまして。しかし、私どもが考えておりますのは、何とかその三千の業種の方が必しずも、皆さんまあ中小の方から大手の方までおられるわけでございまして、それぞれ皆さん一生懸命努力をしておられるわけです。しかしながら、いろいろな環境が非常に厳しくなつてきております。たくさん酒の種類の間の競争の中でいかに中小企業性の高い清酒が生きていくかというような問題も含めまして、私どももいたしましては、

何とかそれを存続できるようにしていきたいというふうに思つておるわけでございまして。

ただ清酒業の方の中には、やはり家業的な色彩が強く本当の企業努力をしておられない方もおられます。それから一生懸命やつてきたんだけれども、万策尽きてやはり廃業される方もおられるわけでございまして。そういう方についてはやむを得ないといつたしましても、私どももいたしましては、少しでも清酒製造業全体としての発展を行つていくためにはどうしたらいいかという見方に立つてこれからの行政をやつていかなければならぬ、また、現在の行政もそういうような見地に立つてやつておるわけでございまして、決して業者の方を廃業に追い込むというふうなつもりでやつておることは毛頭ございせんことをひとつ御理解いただきたいと思います。

○鈴木一弘君 同じく酒類行政の目的の中で、個別的事項として、清酒については原料米の価格安定ということが載つております。現状としては、税制調査会の答申でも指摘されておるように市場では競合しなさいけない。ウイスキーやビール等食料法の拘束を受けない原料を材料として、原料として使用している酒類とは比較にならないほどどうして原料高になる。したがって、原料米の価格安定を行政目的として掲げる以上は、他の酒類との競争が平等に行われるよう、そういう競争力を付与する必要があるだろうと思ふんですけれども、そういうような原料価格を国際相場で入手できるような道を講じなさいやらないだろうというふうにも思われるし、一体そういう競争力の問題についてはどういふように大蔵省は作業していかつておりますか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 他酒類との競争という問題でございまして、一つは、基本的にウイスキー、ビールのような寡占的なあるいは装置産業的な大企業のようないうような産業と、いま先生がおっしゃつておられますような清酒のような元来古くからございまして、三千の非常に小さな方が中心となつた中小企業性の非常に高いという

ようなお酒の業者の集団と、幾つかの集団に分かれるわけでございまして。そういうことでございまして、私どもの対応をいたしまして、こういうものをどうやって持つていくかということとは、実は非常に苦慮しているわけでございまして。しかし、他酒類との競争という点につきましては、先ほど来申し上げておりますように、何とか国際的な競争力をつけるというふうな意味におきまして、輸出の振興についても図つておりますが、さらに基本的には原料米の問題がございまして、原料米の価格安定が酒類行政の一つの大きな柱であるというふうなことで、原料米の大部分は現在御案内のように自主流通米に依存しておるわけでございまして、生産者米価が毎年上がつておるわけでございまして。

こういうような原料米価格の安定につきましては、午前中参考人の方からいろいろ意見の表明があつたわけでございまして、私どももいたしまして、その点は当面する重要な課題であるというふうな考えでおるわけでございまして、何とかこの原料米の価格安定を図るという点につきまして、自主流通米に対する助成もお願いすると、一部につきましては政府管理米の払い下げにつきまして、その実現にまた努力するというような方向で、いままで努力してきたわけでございまして、五十二年度におきましても約二百四十億円の業界メリットが実現しているわけでございまして。

そのほか、御提案申し上げておりますような信用保証事業あるいは近代化事業といったようなものを通じまして、何とか業界の体質を少しでも改善できるようにということで、私どものサイドにおきましてできるだけだけのベストを尽くしているというふうに私どもは考えておるわけでございまして。

○鈴木一弘君 まあ、いまの原料米についていろいろ配慮をいたしたいということですから、これは実現をいたしたいと思ふんですね。

それから、いまの御答弁でもわかりますように、ほかに例を見ない製造業ですけれど、それだけ

にまた手法も全く違つた手法でつくられてゐる。こういう点から、日本人のわれわれにとれば民族的な財産のようなものだらうと思ひます。まあ最近では消費者の方の要求もいろいろ変わつてきています。そういうニーズが多様化していくにつれて手づくりの酒であるとか、あるいは地酒に対する新たな評価とか、こういうことがいまうたわれております。確かにそのとおりです。そういうようになつてくれば、いま片方は大企業だけれどもという話がありましたが、比較的小規模の伝統を持つたところの企業しか対応できないような世の中にもなるんじゃないかという感じがする、これは全面的じゃないと思ひますね。そういうような要求を拡大するような傾向にあるんじゃないかと考えられるんです。そういう意味からも、近代化というものを否定するわけじゃないけれども、一方でそういう要求があるとすればこれに対応するにはどうするかということも考えなきゃならぬ。一体そういう傾向はどういう傾向にあるのかということが一つ――消費者のニーズの傾向ですね。それから、その対応の仕方はどう考えていらつしやるかという点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(矢島錦一郎君) その近代化という問題でございますが、私も業界の方でつくりました、五十一年度を初年度といたします第三次近代化計画というものがござります。この中におきまして、各種の新規な事業を行つておるわけでござりますが、この第三次近代化事業の中におきましては、五十六年度を近代化の目標といたしまして、製品の品質あるいは原価あるいは供給の見通しというものを三つの柱といたしまして、その近代化の目標を達成するために必要な事項というようなことで、一つは新商品及び新技術の開発といったような知識集約化に関する事項を中心に進めております。

内容的に申し上げますと、ちよつとくどいように恐縮でございますが、新商品、新技術の開発ということが一つござります。それから流通システ

ム等の開発研究という問題がござります。それから経営者の方々あるいは従業員の方々がなかなかそういうような対応が今まで下手だったわけでございます。経営管理能力とか販売能力の向上を図るために人材の養成事業ということもやっております。さらには設備の近代化に関する事項ということで、その経営規模の適正化に関する事項を一つ取り上げております。これは広域卸売型の企業あるいは狭域卸売型の企業あるいは直売型の企業、おけ売り型企業というふうな幾つかの分類に分けてまして、こういうものについて共同事業を行つていく、共同組合を設立していく、業務提携により共同事業を行つていくというようにすることによりまして経営規模の適正化に努める。共同組合といふのは共同銘柄あるいは共同販売、共同配送といったような問題もこの一環でございます。さらには、需要の開発に関する事項といたしまして、販売業界とも協調して積極的に清酒の需要を開発を行つていくことがござります。さらには、取引関係の改善に関する事項ということでも、取引関係を何と改善していくというようにすることも考えておるわけでござりますが、まあその他近代化の目標を達成するためには、集約化事業とかあるいはコンサルティング活動といったような問題もござりますが、そのほかに、少しでも地酒を振興していこうと、手づくりのお酒をつくつていこうというふうな、やはりリナショナルブランドというものが清酒ではない、全国的に見て隠れたお酒屋さんが、小さな酒屋さんであつても一生懸命技術をみがいていいお酒をつくつていこうというふうな動きがござります。

こういうような地酒の振興というものにつきましても、国といたしましてできるだけ援助をするというところで、実際に中小のメーカーからの御要望があれば鑑定官室の方も出かけて指導を行う、あるいは東京の辛口酒とかあるいは丹沢誉と、特定の名前を言つて恐縮でございますが、そういうようないわば小さいメーカーの方々が集まつて一つの銘柄でやつていこうというふうな動き

に対して私たちもできるだけの御援助をすると、あるいは県産酒のお酒祭りといったようなものも通じまして、地酒を、何とかその地区地区の独特のお酒を少しでも育てていくという見地に立ちまして大いに努力しているわけでござります。今後ともこういうような方向で私も実施することによつて、全体としてのやはり清酒業の安定的な発展あるいは特色のある地域的な還元ということもできていくのではないかと、かように考えておる次第でございます。

○鈴木一弘君 これも資料いただいたので見てきました。私ちよつと感じたのでぜひお伺いしたいと思ひますけれども、西ドイツではワインは非課税になっておりますね。

○政府委員(福田幸弘君) 西ドイツでは非課税でございます。

○鈴木一弘君 私は各国のずつと見ていて思つたんですけれども、自国産の特産品というものについては、税が少な過ぎるあるいは非課税にするという方法を考えるのは本当だろつという感じがするんです。その点は今後の税の体系として酒税の中でどういふふうに考えていくか、これは本當に伺いたいと思ひます。

○政府委員(大倉眞隆君) 衆議院の大蔵委員会でも同様の御趣旨の御質問が出ておりました。一つの考え方であると思ひますけれども、やはり長年の歴史をしようとしておりまして、各種類ごとに一生懸命企業努力をしながらほかの種類との競争をまたやつておられるわけでございまして、一氣に競争条件を大きく変えてしまつていふような大胆な措置はなかなか取りにくい。しかし、清酒に関するしは原料米の特殊事情も考えまして今回税率の上げ幅に特別の調整をし、また二級酒を据え置くというふうなことで御提案しております。十年ぐらゐのオーダーでございまして、ウイスキー、ビールなどに比べて清酒の負担率が漸次低下をしてきております。なかなか一挙に全部切りかえるというわけには現実問題としてまいりませんけれども、先ほど来御指摘の原料米

に対する配慮、あるいはメーカーが特に中小企業が多いということに対する配慮などに合わせまして、今後とも改正の機会にはおしやつたような角度からの吟味もひとつ必要要素になるうかというふうにご感ぜておることをお答えしたいと思ひます。

○鈴木一弘君 じゃここで、ちよつとまた別の話に移ります。

先ほどの直税についての問題であります。東京国税局は源泉徴収票を偽造して税金の払い戻しを受けようとした不正申告者を警視庁に告発した、こういうふうな新聞に出ておるんですけれども、これについて事情はどうなんですか、ちよつと説明していただきたい。

○政府委員(水口昭君) 先生ただいま御指摘のうちに、ことしの確定申告におきまして東京国税局管内におきまして非常に不審な還付申告書が出てまいつたわけでござります。税務署でいろいろ調べました結果、これは不正の疑いがあるという調査であるということで、ことしの二月二十四日でございますが、警視庁の方へ告発をいたしましたわけでござります。昨日警視庁から発表があったわけでござりますが、まだこの本人の名前は、本當の名前かどうかということとはわかつておりませんが、いずれにいたしましても、数多くの税務署に対して五百件ばかりの不正の還付申告書を出している、その総額は約四億円と、こういう事実を把握しております。

○鈴木一弘君 新聞によれば、実在しない会社名の源泉徴収票を偽造して、そして架空の氏名、所得を記入して各税務署へ送つたというのです。何か所ぐらゐの税務署へ送つたんですか。

○政府委員(水口昭君) 東京局管内の五十一の税務署でございます。

○鈴木一弘君 いままでにこういうのと同じような事件があつたんですか、やり口も今回ののは大分おかしくて銀行振込というふうなやり方の方でございますけれども、いかがですか。

○政府委員(水口昭君) 最近数年におきましては、

こういう不正還付の申告があることはございますが、たとえば昨年、一昨年あたりを見てみますと、事件数にいたしまして年に一、二件程度である、その金額も比較的少額である、こういうふうになっておりますが、十年ほど前にやはりこういったような不正申告の大きいのがございまして、四十二年でございまして、その当時も二件こういった大きな事件がございまして警察に逮捕された。またその後昭和四十五年でございまして、このときも二件ばかり不正の事件が警察に逮捕された、こういった事実がございまして。

○鈴木一弘君 同一人物が五百件以上の申告をする、そして金額が四億円という御答弁から承りますと異常な大がかりなものです。たまたまこれは発見できた。しかし、そうでなかったら発見できなかったということも十分考えられるわけですね。その辺は、タイプで打つてあったとか何とか特殊なことがあったようなふうに伝わっているのですけれども、不審な還付申告書だからつかまったので、不審でないようなふうによつてやられたらさっぱりわからなかったのかどうかです、ね、その辺はどうなんですか。

○政府委員(水口昭君) 最近では税務署に対する還付申告書の数が非常にふえております。たとえばことしの確定申告でございまして、三百五十万件を超えたのではないかと、こういうふうにも思われます。したがって、その数は非常に膨大でございしますから、しかも税務署では納税者に対するサービスといたしましてなるべく早く還付をする、早期還付ということを奨励いたしております。しかし、まあそれが一つの政策でございしますけれども、先ほどから御指摘のあったような不正還付、これは数としてはさきわめてまれであると思ひますが、そういうのをうっかり見逃しては大変であるというところで、特に還付申告書の中でも新規のもの、また金額が比較的大きいもの、こういうものにつつましめては特に重点を置きまして窓口においてよくチェックをする。場合によっては記載されている住所が本当のものであるかどうか、ある

いは源泉に書かれてある事実が正しいかどうかといったようなことをチェックするように指導をいたしております。

○鈴木一弘君 この新規なものというのは、例のコードナンバーがわれわれのはついていませんけれども、そういうものがないというふうなものは全部やるといふことですか。

○政府委員(水口昭君) 毎年税務署に申告を出しておられるような方はそういった不正をやる場合が少なくないと思われるわけでございまして、したがって、税務署にチェックされていなくて、今回初めて申告を出されたというふうな方につきましては特に念を入れて審査をするように、こういう趣旨でございまして。

○鈴木一弘君 源泉徴収による税金のいまの還付の申告書、その郵送による分についてのチェック、これはどういうふうによつてきたのか。申告者が本人であるかどうかとか、あるいはどういふ人であるのかとか、源泉徴収を確認するとか、そういったようなことはどういふふうにしていままで行われてきたんですか。

○政府委員(水口昭君) 最近では税務署に数多くの方が申告をなさいます、直接税務署に來られて申告書をお出しになる方もございしますが、しかし、郵送によつて申告書を出される方が多いわけでございます。したがって、税務署といたしましては還付申告書が出てまいりました際に、税務署へ來られてお出しになった方あるいは郵送された方、そういうことは区別いたしませんで、いろいろ内部的に審査をいたしまして不審のあるものについては、場合によつてはいろいろその名前が本当であるかどうか、たとえば住民登録等を調べるといふふうなこともいたしておるわけでございします。

○鈴木一弘君 いまのこの事件の原因について、先ほどのように三百五十万件ですか、還付の申告書があるというところで事務量が非常に大きい、激増している、よくわかります、その件は、しかし、それによるチェックの甘さということも考えられ

るけれども、申告者あるいはその代理人が全く税務署員と接触をしないでお金が受け取れる仕組みです、これはね。そういう仕組みに問題があるんじゃないかというふうにも考えられるんですけども、その点はどうかね。何かうまい方法はないものですか。

○政府委員(水口昭君) これはやはり納税者の便宜を考へての制度でございまして、たとえば、申告をする場合にすべて漏れなく税務署に來ていただきたいというところは納税者にとつても御不便であらうかと思ひますし、またお返しする場合も、現在は郵便局を通じてお返しする場合と銀行を通じてお返しする場合とございしますが、いずれも多数の納税者の便宜を考へてのこととございします。で、ごくまれな不正者のためにそれを全部不便なふうに変更するといふことはいかがであらうかといふふうによつて考へております。

○鈴木一弘君 いま受け取る場合だけが何か振込みみたいな話ですが、そうじゃなくて、これは払うときだつて取られてるんですからね、実際のには、これは納税者の便宜というより税務署の便宜を考へていたんじゃないものもあるんですよ。この事件は非常に悪質だと私は思つたんですけども、これを二度と繰り返してはならないわけですが、だからといって善良な申告者の方に迷惑がいつては困ると。どういふふうにか二度と起こさないための対策を考へているのか、その検討はどういふまじでようとしてゐるのか、ちよつと聞かせていただきたいんですが。

○政府委員(水口昭君) やはり還付申告書が出てまいりました際に、それを審査するのは税務署における所得税部門の職員でございしますが、長年手なれた仕事でございします、内部審査をいたしまして、先ほど申しましたように新規のものあるいは比較的還付金額の大きいもの、そういうものを中心にいたしましてチェックをするわけでございします。

そこで、これは少し怪しいなと思つたものにつきましては、添付されている源泉徴収票、そう

いったものの關係を調べたり、あるいは、まあそういった不正なことをされる方はえてして名前が仮名である、住所も架空のものである、こういうものが多うございしますから、住民登録とかそういったことで果たしてそこに住所があるのかどうかといふふうなことも場合によつては調べると、いふんなチェックの方法をしておるわけでございします。

○鈴木一弘君 この事件について、何か内部的な通達等やられたんでしょうか。

○政府委員(水口昭君) ことしの不正還付は非常に四億というふうな巨額でございします、そういう事実のあることを国税庁としても早々にキャッチをいたしまして、各国税局に対しても間違いのないよう注意するように指導をいたしております。

○鈴木一弘君 その件はこれで終わりますから、結構です。こういうことはぜひ二度と起こさないように――起こさないようにと言つても犯罪者がいるわけですからね、今回は未然に防止できたのでよかったと思ひますけれども、鋭意この点は今後とも注意をいたしたいと思ひます。

次は、またお酒に戻りたいと思ひますが、昭和四十五年の場所でも審議をいたしましたけれども、清酒製造業の安定に関する特別措置法が制定されて、当時の自主流通米制度の発足に伴つた清酒製造業者の転産業者への給付制度がつくられた。私は政府から出す金が少ないということとでこのとき反対をしたんですけれども、いまだに覚えておりますが、その当時の国税庁の転産業者の見込み、それが大きく狂つております。大きく狂つておつた事実がありましたけれども、今回の改正案による昭和五十六年十一月までの転産業者の見込みはどの程度と見てゐるのか、これから伺ひたい。

○政府委員(矢島錦一郎君) お答えいたします。今回の安定法の改正につきましては、転産業者が四百社、それから合併によりまして免許が消滅するもの百社といたしまして、計五百社が清酒製造業を廃止するものとして一応見込んでございま

す。これはあくまでも積算上の数値でございます。また、これがすぐにはできるかどうかといううなことはまた別個の問題でございます。

それから実績との相違でございますが、前回の場合に当初見込んでおりましたのは、六百三十社を見込んでおりましたのでございますが、実際には給付金の受給社二百二十一社というふうになっております。これはいろいろな事情がございますが、転廃給付金の支給方法も違ひまして、後になるほど金額が小さくなつてくるというふうな問題がございます。初年度に比べましてだんだん転廃をされる方が少なくなつてきたというふうな問題もございまして、私どもといたしましては決して強制したりしているものでございませぬものであります。自発的におやめになる方ということが前提でございますので、こういうような数値の相違になつたものではないかというふうに考えておる次第でございます。

○鈴木一弘君 ですから、六百三十社の予定でいたのが二百二十一社だと。あのときには、とにかく転廃業を急がなきゃならないという事で一番最初のときに多く出そうとお話になつていたところ、ところが、実際はその効果も少なく、見込みの三分の一ですわね。今回はこれで今度は五百社です。五百社ですけれども、五百社実際できるかどうかという事になると、三分の一という事になりまして、いまこの四百社、合併百社、合計して五百社という見込み、これについての根拠は、もうこれは積算の基礎でございますという程度で終つておつておられるんですけれども、こういう見込みを立てた根拠は何ですか、本当は。ただ、前回六百だつたから今回五百にしようぐらいなものなんです。

○政府委員(矢島錦一郎君) この見込みでございますが、私どもといたしましては、転廃給付金はどのぐらひ出せるだろうかというのも一応比べたわけでございますが、給付金の一件当たりの支給金額につきまして、四十五年から四十八年度の

転廃給付金平均支給額に物価上昇率を乗じまして算出したものが一キロリットル当たり五万円という事になるのでございまして、これに對しまして、近年におきます実勢を加味いたしますと、基準といたしまして、原規格数量一キロリットル三万円、移出数量一キロリットル二万円というふうな計算でもつてまいりまして、それを年度別に割り振つてみますと、転廃業者が四百社、それから合併によるものは百社というふうに見込まれたわけでございます。

その年度別の転廃業者の数につきましては、五十三年ににつきましては百六十社、五十四年には百二十社、五十五年は八十社、五十六年は四十社という事で、これは四十の等差級数という事で一応計画を立てておるわけでございます。別にこれが、この計画どおり転廃が行われるという事を前提としておりませんし、またあくまでも、中央会がつくつております近代化計画の中にも転廃給付金というものがあつたわけでございますが、この中央会が行つております近代化に基づく計画におきましては、お見舞金として百万、最近においては二百万に増額したわけでございます。これでは非常に少ない数にならざるを得ないという事でございまして、最近におきます実勢も加味いたしまして、今度御提案申し上げております安定法の中におきましては、転廃給付金につきましては最高二千万円と、平均で七百万円支給するといふことを前提といたしますと、この程度の数は出るのではないかとしよううなことを一応積算してみたわけでございます。

○鈴木一弘君 先ほどの答弁でもあつたんですが、よく一つの特殊の銘柄等についてはいろいろ考へたいというのがあつたんですが、業界の近代化とか合理化という大きいネットをかけますと、どうしても一部の有力なメーカーだけが伸びてくると、年間醸造ができるようなところが伸びてくるとか、いろいろなことが出てくるわけですから、そういう支配力は強まるけれども、逆に零細中小メーカーの方の存在が苦しくなる、そういう

ことが考えられるわけですが、その点はいかがでございますか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 清酒製造業者の格差という問題だろつと思つてございまして、清酒につきましては、確かに自由化というふうなことを前提といたしますと、やはり清酒製造業者の中には、伏見のような大手企業から地方の零細企業に至るまでたくさん企業格差があることも事実でございます。しかし、この企業格差につきましては、中小企業近代化計画によりまして、中小企業の育成によりまして可能な限り格差解消策をやるという事で現在やつておるわけでございます。こういうような面からいいますと、一つの適正化事業という事もやつておるわけでございますが、格差の縮小というものは実際問題としてなかなか、自由競争というものを前提といたしまして行つております以上はなかなかおかしな情勢にございまして、これは御存じのとおりでございますが、先般申し上げておりますような、たとえば中小企業につきましては地酒の振興といふようなことも図りますし、あるいは従業員の人材養成とかというふうな、いわば近代化のためのいろんな施策を講ずるといふことによつて、その企業規模に合ひました活躍の場を開拓していくといふことによりまして、中小企業は中小企業なりの今後の発展を図つていくのではないかとしよううに考えておるわけでございます。

○鈴木一弘君 実際製造の過程からいけば、近代化といつたって、現実問題あれよりほかの醸造方法が何か出てくるかという事は、そんな簡単にいくわけじゃないと思ひますね。そんな、また新しく発見されることはまずないだろうと。いわゆる技術革新というものは急激にはできないけれども、これだつて小さいところではできないだろうといふことが考えられますね。そういうことになると、いま言われたような地酒の振興とか従業員の問題とか、こういうことが近代化であるといふふうになつていっちゃうんですけれども、何かそれや本当のパンチの力はないですね。中小のところはそれだけやどうしようもないだろうといふふうには考えざるを得ない。その点には、そういうことで近代化、合理化といふことを言うのか、あるいは販売面まで含めてやつていくのか、いわゆる自分のところでは売れまふけれどもほかへ売れまふからい、いま。そういう小売の方の免許までつと含めてやらせるといふルートを考えるのか、そういう新しい展開はどうなんですか、考えてないんですか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 先生御指摘の点、まことにございまして。確かに地酒の振興だけじゃだめじゃないかといふようなお話でございますが、先般来る申し上げておりますようないろいろな振興策——これは大手に対する振興策もございまして、中小に対する振興策もまたあるかと思つてございまして、こういうようなさまざまな振興策が総合的にやはり効果を持ちまして、清酒業全体のやはり振興が図られていく、その中におきます中小企業としての清酒業といふものをまた安定していくのではないかとしよううに私どもは考えております。

それから販売面の問題でございますが、第三次近代化計画におきましては業種関連型の近代化計画といふことでございまして、従来第一次近代化及び第二次近代化がやまれば生産面だけ、製造者面だけに偏り過ぎていたといふような一つの反省がございまして。この反省の上に立ちまして、第三次の近代化計画と申しますのは製造面だけでなく流通面、販売業者の方と関連いたしました一つの近代化計画をやつていこうというふうな見地に立ちましてやつておるわけでございます。あわせて、私ども現在中央酒類審議会に諮問しておりますのは、流通業界といふものを今後どう持つていこうかといふ問題も諮問しておりますのでございまして、これも一つの環でございまして、そういう清酒だけではございませぬけれども、メーカーといふものと販売業の方々が一体となつて、一体どういふふうにし

て清酒製造業の近代化を図っていったらいいだろうかと、かような点に立ちまわっているいろいろ検討しているわけでございます。

○鈴木一弘君　そういうことになるかとリベートの問題等があるということで、実際言うと流通業界云々というより、私が聞いているのは直売りのそういう流通というのとは考えられないのかということですよ。そうでなければいままでも同じように必ずなるんじゃないですか。リベートがついていて、安くしなければならぬということになってくるんじゃないかという感じがするんですが、その点どうですか。

○政府委員(矢島錦一郎君)　先生御指摘のように、清酒製造業いろいろな形態があるかと思ひます。卸売業といいますが、卸売タイプの形、これはいわゆる大手メーカーでございます。それから狭域的な卸売メーカーの形、それからおけ売り型のメーカーの形、さらには直売型のメーカーの形というふうな幾つかの分類があるわけでございますが、経営条件その他を見ますと、おっしゃるようにおけ売りというのは比較的どちらかと言えは余りよくないということが言えるわけでございます。この中におきまして、やはり中小のメーカーがどうやって生き残っていくかということでございますが、一つの方法としては、確かに先生のおっしゃる通りに直売型の形で生き残っていくということが一つの確かに考え方としてあり得ると思ひます。現実に企業規模の問題でなくて、小さな規模の方でも直売型によりましてかなり特色のあるお酒をつくり、また特色のある販売方法をとりますことによりまして、相当の収益を上げているという企業もあることも付言させていただきます。と思うわけでございます。

○鈴木一弘君　じゃあ、いまのはそういうのもあると思うということで、そういう方向も近代化の中に入るんですね。

○政府委員(矢島錦一郎君)　近代化の内容といたしましてはいろいろ方法があると思ひますが、

そういう形による近代化の方法も一つあるかと思ひます。

○鈴木一弘君　次に、日本酒造組合中央会の信用保証事業で保証金額は五十年、五十年に四十九年度に比べてぐっと増加していますけれども、件数については四十九年度とほぼ横ばいになつております。四十九年度件数と五十年年度の件数とほとんど余り変わらないような感じなんですけれども、その理由はどのようなわけですか、金額は伸びているんですね。

○政府委員(矢島錦一郎君)　ちよつと手もとに資料がございませんので大変申しわけございませんが、四十九年度におきましては保証件数は二千五百一十件でございます。五十年におきましては二千二百八十八件でありまして、大して変わつておりません。それに対して貸付実行額でございますが、四十九年度は六百七十六億円、それから五十年度は六百七十六億円というふうになつております。これがどういうふうにしてこういふふうに加増したんだらうかというふうなことでございまして、五十年に信用保証基金が増額されて、またさらに信用保証金の保証倍率がアップされましたものですから、こういうふうな事情によりまして保証極度額が従来の四百二十億円という金額から七百二十億円に増額されたことが大きな理由ではないかと思ひます。

それから次でございますが、保証極度額を増額いたしましたのは、保証にかかります資金が酒造資金というふうな定められているわけでございますが、やはり酒造資金は、米代とか人件費といったようなものが毎年上昇しております。酒造資金の融通の円滑化を図るためには、やはり酒造資金の増高に比例しまして保証極度額を増額させる必要がある、こういうふうな事情から恐らく上がつたであろうというふうに私も考へておるわけでございます。

○鈴木一弘君　四十五年度から四十九年度までは限度額は四百二十億円と動かなかったわけですね。それが五十年に七百二十億、五十年九百

億、まあ今度は五十三年から一千四百億というふうになるわけですが、そういうことから保証の件数は変わらないけれども実績が上がつてきた、そういうふうな言えると思ひますが、限度額が五十年間も据え置きたつたのがこのところへ来ては結構でありますけれども、実際実績が五十年、五十年と見てみると、保証実績の金額の方は一割増、保証の限度額の方は二〇%か三〇%まで上がつていますね。こういうので、五十年あたりになつたら保証実績は一体どのぐらいになるだろうというふうな見込みをお持ちでございますか。

○政府委員(矢島錦一郎君)　ちよつと、先生の御質問は保証限度額でございますか。

○鈴木一弘君　いや保証実績をどのぐらいに見てゐるか。

○政府委員(矢島錦一郎君)　保証実績、見込みでございますね。ちよつとわかりませんので、後ほど調べましてお答えいたします。

○鈴木一弘君　先ほどおけ買ひの話があつたんでありますけれども、こういうおけ買ひの、おけ取引の実態、清酒全体の製造量のうちどのぐらいがおけ売りに回つてゐるんでしょうか。

○政府委員(矢島錦一郎君)　ちよつと記憶違いがあると思ひますが、おけ売り企業が場数で約七割、数量で約四割というふうな記憶しております。

○鈴木一弘君　大手の酒造メーカーの中で、おけ買ひの比率は一体どの程度になっておりますか。

○政府委員(矢島錦一郎君)　大手十社を見ますと、おけ買ひの数量が六五・四%、上位十二社と比較いたしますと六六・三%という数字になっております。

○鈴木一弘君　これは銘柄を言うのと差しきわがらあると思うので申しせんけれども、あるところでは蔵出しに占めるおけ買ひの比率が七七・六%、あるいは第二位が七三・九%、第三位が六七・二%、こういうふうになっておりますが、十二位までのを見ていきますと、一番大きいのがあるメーカーの八一%蔵出しに占めるおけ買ひの比率というのがあります。また七〇%を超えているのがそのほかにも二つもある。こういう例から見ると、これは昭和五十年年度の蔵出し量の多い順でちよつといま申し上げてみたんですけれども、蔵出し量の多い順で十二番目の全蔵出し量の八一%までがおけ買ひの酒で、自製酒はわずかに九%という状況でございますけれども、そのために味は落ちたけれども、またしかし売り上げが伸びたと、こういう皮肉な現象になつてゐる。こういう実態については、今後どういうふうにお考えになつていきますか。ある会社の酒は離れであるけれども、そのうちの八一%のいわゆるおけ買ひをしたものは埼玉でつくられてゐる酒だなどという離の銘酒があるわけですね。埼玉の銘酒と言つた方がよっぽどいい感じがするんですが、どういふ点ではいいかをお考えですか。

○政府委員(矢島錦一郎君)　先生御指摘のように、確かに大手の場合にはおけ買ひというのはいさなり多いことは事実でございます。しかしながら、おけ買ひというのは非常に長い間の商習慣でございまして、古くからございまして。いわば小さいメーカーの方たちを一つの意味で救済している面もございまして、必ずしもおけ買ひが悪いというところは私も言へないのではないかと、思うております。

それと、おけ買ひにつきましましては自製酒と同じような品質のものをなるべくつくる、おけ買ひはおけ買ひなりに品質がやはり重要でございます。まして、自分のところのお酒についてクレームがついたらいけないわけでございます。やはり自製酒と同じような品質のものを何とかしておけ買ひする、というふうな方向にございまして。したがいましめて、おけ取引の都度、やはり品質をチェックするとか、あるいは技術者を途中で指導に派遣いたしまして管理する。それからおけ買ひの事前取引契約を行ふかというふうなところまで厳重にチェックしておけ買ひしているというのが事実でございます。

ます。したがって、おけ買いたお酒が必ずしも悪いことは決して言えないのでございまして、あくまでもいまのおけ買メーカは、それぞれの御自分のところのお酒にマッチした品質のものをつくらせ、かつ、それを引き取ってブレンドして売っているというのが実情でございまして、この点ひとつ御理解をいただきたいと思うわけでございします。

○鈴木一弘君 生一本というのがありますが、お酒の中に。生一本というのは、一体どういうことが生一本と云うのでしょうか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 最近までよく生一本という言葉が使われておりましたが、その生一本というのは、中央会が先ほど来申し上げております自主基準というものに基きまして、本醸造とはこういうものだ、あるいは生一本はこういうものだということをそれぞれ決めて表示をしていくわけですが、生一本と申しますのは、米及び米こうじのみを原料とし、自醸酒、おけ買をしないお酒でございします。自分のところでつくったお酒であって、かつ原酒であるものに限り、現在こういうような自主基準に従いまして、これ以外の品質のものについては生一本という表示はしてないというのが現実でございします。

○鈴木一弘君 そうすると、いまのおけ買いで大手がやっていると、生一本を出すことはできないという事ですね。それははっきりしているんですか。

○政府委員(矢島錦一郎君) ですから、いま申し上げたような基準に従いましてつくっているものについては、生一本という名前で売っておるものは実際ございします。しかし一ここに比べますと、非常にそういう意味で少なくなってきたということも事実でございします。

は変わりませんね。そうすると、いわばおけ買した酒、そういうのが超特級というふうなことで出てくる。買う方にとってはそんなふうな思っていないけれども、売の方は完全にそういうものを混和して出てくるのかどうか知りませんが、おけ買して出てくるわけですから、これは消費者ははっきり言えばごまかされている、そのごまかされているのを承知でお買になっているんですよと言われども、これはどこでつくったところの酒の何でございしますというのはいわけてないわけですよ。どここのおけを買ってそしてやっただという表示がないんですからね。醸と書いてあるところは醸で醸造されたものだと思うと実際はほかで醸造されているということになりかねないし、また実際そうなっているわけでしょう。日本じゅうから一つのところに集まっていくということになっているんですから、いま言われたように醸造方法等を同じような、自家製と同じようなふうにするようにしてという、自醸酒と同じようにということと条件をつけてやるわけですから、しかし必ずしも同じ品質ができるわけじゃありませんね。そういう点でこれは消費者に対する私はごまかしじゃないかという感じがするんです。この点ひとつ、せっかく公取も来ていることですから、時間が最後ですので公取からも伺っておきたいと思うんです。

○政府委員(矢島錦一郎君) 買酒をされているお酒がインキではないかという御質問でございしますが、お酒のうち清酒だけを取り上げて云々されるのは非常に私ども残念な気持ちにはするわけでございしますが、現在でも、たとえばそのものをどここのお茶と売っておるとか、たとえば浜名湖のウナギを江戸前のウナギと言っておくとか、いろいろなものがございまして、お酒だけが特にこういうような表現を使われるというのは、清酒メーカのために少し弁護をさせていただきたいと思うわけでございしますが、おけ買につきますのは、確かに表示がないという問題がございします。しかし、先ほど来くどくど申し上げてお

りますように、メーカの方がやはりおけ売りメーカに対して品質面で非常に厳密な指示をしまして、また検査もして、自分のところのある特定の銘柄に合うようなお酒をつくらせて、それをブレンドして売っている。またブレンドすることによってお酒が必ずしも悪くなるわけじゃございしません。ブレンドすることによって微妙なやはりお酒の変化というものが出てきて、いいお酒ができる場合もあるわけでございします。さらにはまた、級別という問題を通じて必ずおけ売りメーカの、ちょっと私は記憶でございしますので、あるいは間違いましたら後で訂正させていただきますが、六割以上の方がやはりおけ売りするときには級別審査を受けまして、一級とか特級という審査を受けまして、それでそういう品質のものをおけ買メーカに出すということをしておりますので、決して先生お話しのようにインキ物であるというふうな表現は、私は適当ではないのではないかと今思っております。

○説明員(関根芳郎君) ただいま先生の御指摘になりました清酒の表示の問題につきまして、現在業界の方で基準というものをつくるといふことで、公正取引委員会の方では景品表示法に基づいて公正競争規約ということに關連しまして指導を行っておりますので、消費者の方がそういう表示でいろいろ適正な商品の選択が妨げられるというところのないように、その指導を通じて十分配慮してまいりたいと考えております。

○政府委員(矢島錦一郎君) 先ほどちょっと答弁漏れがございましたので追加させていただきますが、五十三年度における信用保証の關係でございしますが、極端額が千四十億円、それから平均保証残高で五百二十億円という数字でございします。

○鈴木一弘君 ちょっと、一つは品質の問題で、ちゃんとおけで売るときに特級、一級というふうな品質にやっていると、これはもう毎回質問しているのですが、特級は品質が優良である、一級は品質が佳良である、二級は特級、一級に該当しないもの、そんなあいまいなのは初めて

なんです。だからそういうことで、そのときのきき酒をする人のあれいかによってもすっかり変わってしまうというところが考えられるわけですから、こういう点はもう少し実際は純米清酒とか本醸造とか三倍増とかありますから、そういうことははっきりしておいた方がいいんじゃないかということです。これが一つの質問です。

いま一つは、先ほど私は表示の問題ちょっと申し上げましたけれども、清酒については成分の表示がかなり詳しい、製造年月日もはっきりしている。ビールはようやく製造年月が入るようになりましたけれどもまだかつて何%がアルコール分であるとか度数の表示もなければ何もない。ギネスあたりは入っていますけれども、あと見たことがありません。成分についての表示もない。またそのほかのウイスキー類についてはどうか、こういう点全部考えていきますと、清酒だけがばかに厳しい感じがするのですかね。これは全面的に改めるべきじゃないですか。この二点をお伺いして終わりたいと思います、きょうのところはこれで。

○政府委員(矢島錦一郎君) 級別の問題でございしますが、確かに級別は税負担の多寡を決めるための一つの制度でございしますが、あくまでもそれは品質の良否ということによって行っておるわけでございまして、この級別というのはいわゆる酒類審議会では熟練した多数の専門官によって厳密な官能審査に基づいて行っておるわけでございします。その結果、さっきおっしゃったような品質上の欠陥がなく香味色沢が優良なものが特級酒、それから佳良なものが一級酒というふうになるわけでございしますが、最近の酒類の動向需要調査によりまして、清酒の級別表示というものは品質の一つの目安になるといふのが一般消費者の一つの御意見でございします。

それから、先ほど先生から御質問のございましていろいろな特色のあるお酒、たとえば純米酒と

慮をしたらいいじゃないかというような御意見でございしますが、まことにごもつものこととございまして、現実には官能ということによって清酒の品質は決めておるわけでございしますが、実際の運用といたしましては、その純米酒の場合には純米酒あるいは赤いお酒とかいろいろございしますが、それぞれの表示をさせることによりまして、官能審査のときにそれを参考にさせていただいてあるという意味におきまして、特色のあるお酒であるがゆえに二級酒になるとかあるいは不利な扱いを受けるというようなことは絶対ないわけでございます。

最後に表示の問題でございますが、確かに先生のおっしゃるとおり、清酒に比べたら別のものが緩いんじゃないかというようなお話でございます。先ほど来公取の方からいろいろお話がございましたわけでございますが、私もいろいろといたしまして、公正取引委員会の方にはなるべく早い機会に、そういうものについてできる限りの方法によりましてアンバランスを解消していただくようにということでお願いしているわけでございます。なお、各業界につきましても、そういうような方向に従ってやるようにということで指導もしておるわけでございますが、どういうような表示をするかということにつきましては、やはりお酒の種類によつて違ふかと思ひます。そこら辺のところにつきましては、公正取引委員会の方で御答弁いただいた方が適當ではないかと思ひ次第でございます。

○説明員(関根芳郎君) 表示の点につきましては、先ほども御答弁したわけでございしますが、現在業界を指導いたしまして、十分品質なりあるいは内容について需要者が誤認なり何かを生じないようというところで、業界の表示の基準なんかを統一した形で公正競争規約というところで指導してまいっておりますので、この辺の指導を十分適切に行つていきたいというふうに考えております。

○渡辺武君 私、清酒の原料の問題について若干伺いたいと思ひます。

まず最初に伺いたいことは、酒造業界の製品で、清酒の特級、それからビール、ウイスキーの特級、この辺で製造費のうちに占める原料費の割合で、これをちよつとのおつしやつていただきた。

○政府委員(矢島錦一郎君) 清酒の原料は御承知のようにお米でございますが、原価の問題につきましてはひとつお許しをいただきたいと思ひますが、清酒、ビールにつきましては全体としての原料消費量、原料価格といったようなものもある程度は把握できますし、製品価格もかなりはつきりしているということでございします。で、こういうものをベースにいたしまして当庁の方で推計した数字がございしますが、これによりまして、清酒の場合には製造者の税抜き移出価格に約三五%、末端小売価格に約一七%、ビールの場合には製造者の税抜き移出価格に約二〇%、末端小売価格に約七%というふうになっております。あくまでも、ただし、これは平均的なものでございまして、製造者とかあるいは級別あるいは銘柄別ということによりましてそれぞれ差があるということとはひとつお含みおきたいと思ひます。

ウイスキーにつきましては、その原料としてモルトウイスキーとかあるいはグレインウイスキー、グレインスピリット、原料用アルコールといったようなさまざまなものがございしますし、またさまざまな割合で使用されておりますので、その価格もまちまちでございします。加えて、製品価格も銘柄が非常に多いために推定が非常にむずかしいという問題がございしますが、仮に二千二百円物につきましてモルトウイスキーの原酒を仮に五〇%、国産と輸入のものを二五%ずつというふうに仮定いたしまして、それからグレインウイスキー原酒を五〇%というふうな仮定で仮に計算してみますと、製造者の移出価格に対して二四%、末端小売価格に対して九%程度、かようなことにならうかと思ひます。

○渡辺武君 どうも伺っている数字がばかに低いでせう。私も調べたところによりまして、製造費のうち原料の占める割合で、清酒の特級の場合ですと八二・九%が原料費と、そのうちの米は七四%という数字になっております。それからビールはいろんな種類がありますが、これをほぼ一緒にして平均してみますと二七・四%が原料費と、そのうち麦芽代は一八・九%。それからウイスキーの特級ですとモルトのほかアルコールなども含めて六〇・二%という数字なんですけれども、余り食い違い過ぎますね。

○政府委員(矢島錦一郎君) その根拠の数字がちょっと私どもわかりませんが、先生の御質問、あるいはおっしゃつておられる数字は液体の費用ではないかと思ひます。私どもは申上げておりますのは液体の費用ではございませんので、その点が食い違いがあるのではないかとと思ひます。

○渡辺武君 佐藤議員が大蔵省に要求しまして、「清酒及びビールの製造原価(容器抜き)」において原料費の占める割合」ということで資料要求しまして、あなたの方からいただいた資料でも、清酒の、市販のお酒ですね、一・八リットル、このうちの約八一%は原料だと、こういうことになっております。それからビールは六百三十三ミリリットル、これで原料は約七四%だと、こういうことになって、公式にあなたの方から来た答弁ですよ、これは。

○政府委員(矢島錦一郎君) 佐藤先生から御質問ございましてお答え申し上げたものにつきまして、これは容器抜きという御説明でございまして、いわゆる液体の費用でございまして、これによりまして、一・八リットル清酒の場合でございしますと、八二%という数字になります。それからビール六百三十三ミリリットルの場合で約七四%という数字にならうかと思ひます。

○渡辺武君 そんな、容器を入れて製造原価、そんなこと常識からしたつてわかることでしよう。

つまり容器を除いて液体で計算しますと、非常に製造原価の中で原料費の占める比率が高い。特に清酒の場合、ほかにも非常に高い。しかも清酒の中で米代ですね。これが圧倒的な比率を占めるというところは明らかだと思ひますが、酒造用の自主流通米ですね、それからビール用の麦芽と、それからウイスキーに使うモルトと、これがここ五年ばかりの間でどんな値動きを示しているのか、四十四年を一〇〇%としての数字で答えていただければ非常に結構な数字と思ひます。

○政府委員(矢島錦一郎君) お答えいたします。原料代でございしますが、四十四年、清酒でございしますが、ウルチの自流米三等六十キロで八千六百六十九円でございます。これに對しまして五十二年、これは見込みでございしますが一万七千四百円でございます。

それからビール、ウイスキーの輸入麦芽につきましては、CIFプラス関税額で五万六千四百四十一円という数字が、五十二年におきましては十七万七千二百三十三円という数字になっております。

○渡辺武君 モルトはどうですか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 輸入ウイスキーの原酒、アルコール分を仮に五十度以上というところでリットルの価格を求めますと、CIF価格と関税と足したものでございしますが、四十四年が一千九十七円でございます。五十二年が八百一円、かような数字になっております。

○渡辺武君 私も計算してみたいんです、あなたの方からいただいた資料でね。原料米、四十四年のいまおつした値段と五十二年のやつを比較してみますと、四十四年を一〇〇%として五十二年には二〇一%になるんですね。それからウイスキーの場合ですと、四十四年を一〇〇%にして七三・〇%と値段は下がつておるんですね。それから麦芽の場合ですけれども、大体いまの数字でいきますと四十四年を一〇〇%にして五十二年が一八八、八八%の値上がり、こういう計算になるんですね。これは五十二年ですから、その後こしに入つて

円の値上がりなども一層急速に進んでおりますから、輸入にかかる分については国内価格で計算すればあるいはもつと下がるという状態もあり得ると思ふんです。いずれにしても、清酒の原料——自主流通米が主ですけれども、この値上りが最も激しいという実情は明らかだと思ふんです。

それで、午前中に業界の方三名が参考人としてお見えになって、共通して言われましたことは、原料価格が非常に高いと、これが清酒の競争力について大きなマイナス点なんだという趣旨のことを言っておられました。この原料価格の問題だけではなくて、私は清酒業界はいみじくも参考人の方も言われましたけれども、中小企業の集団だということも言っておられましたが、他方でビールそれからウイスキーなどは、これはいわば巨大独占企業が制覇している業界だと言って差し支えないと思ふんです。資本力、組織力、宣伝力、格段の相違があるという状況だと思ふんです。もちろん国民の嗜好の変化ということもあるかと思ふますけれども、しかし、最近の清酒業界の非常な窮乏というのは、一つにはいま言った力関係の相違に加えて特別に原料の問題が鋭い問題となつていふふうに見えなやならぬと思ふんです。

それで、政府の方も清酒業界の振興ということをおかねがね言っておられるわけですが、この原料の問題についてどんなふうな対策をこれから先講じようとするのか、これを伺いたいと思ふんです。

○政府委員(矢島錦一郎君) 原料米の問題につきましては、五十一年と五十二年におきまして政府管理米の売却を受けたわけでございます。御承知のとおりだと思ひます。この政府管理米につきましては、自主流通米に比べて約二千九百円ほど安いという状況になっておりまして、こういう数量をやはり増加させるということとは、午前中の参考人のお話にもございましたように、清酒業界にとっては原料費の負担の軽減になるという

意味では必要であらうかというふうに思ふわけでございますが、ただ問題は、清酒の需要が比較的伸び悩んでおるといふことも含めまして、清酒用の原料米の総量というものは限られておるわけでございます。

さらに、これを自主流通米を切りまして政府米を増加させるということは、相対的には先ほど申し上げましたように自主流通米の縮減につながつていくわけでございます。結局それが自主流通米をつくつております生産農家のメリットの削減につながるといふこともございます。したがいまして、そういう面から言つて政府管理米をどんどんふやすということについてはかなりの制約があるというところでございます。これは私どもの方で本当はお答えすべきことではないのかもしれないが、そういうような制約があることもまた事実でございます。

そういうような、ただ困難、制約があるとしても、産業所管官庁というふうな立場からいたしまして、今後ともしかし関係当局とは折衝を重ねてまいりたいというふうには考えております。

○渡辺武君 結局のところ、いままでやってきた原料対策、これから一歩もいまいのころは出ようとしないうと。これから相談をするというところで大いに相談してもらいたいんですけれども、私はこういう事態を放置しておいたら、もういまの清酒業界の窮乏はこれは打開は困難だろうと。

時間がなから余り数字について申しませんが、私も調べたところによりますと、いま清酒メーカー三千余ある中で欠損企業、これの割合を見てみましたら、四十五年度で二・九%が欠損企業、五十年年度になりますとこれが二八・八%にふえている、こういうような深刻な状態なんですね。もうどんなやめざるを得ない企業が生まれていふという状態だと思ふんです。しかもそれだけではなくて、午前中にも話が出ておりましたけれども、アメリカで加州米を原料としてヌモノ・サケ・カンパニーという清酒製造会社が年間約一千キロワットの清酒の生産を始めたという話を

聞いております。加州米といふ自主流通米に比べて三分の一程度の値段だろと思ふんです。味に問題もあるかと思ひますけれども、業界の方のお話を伺いますと、日本から種もみを持つていって、そうして清酒に適したようなお米をつくつてそれを原料にしているんだと、こういうことですから、これはもう軽視できない状態だと思ふんです。これ以上国内で清酒価格が上つた場合に、あるいはアメリカから清酒が日本に逆輸入されるという可能性さえ私はあると思ふんです。これは台湾や朝鮮でも恐らくその可能性全然ないとは言えない状態だと思ふんです。

もうすでに、たとえば繊維産業の中でも奄美大島の大島つむぎなどというものは、もう三百年の伝統的な技術の上に乘かつてつくられているいわば伝統的な工芸品です。ところが、これがあなた、いま韓国でつくられてどんどん逆輸入されておる。品質の点ではいまのところ多少劣つておりますけれども、しかしどんどん向こうも技術を上上げて、そうして品質の面でも日本の本場大島つむぎに十分対抗できるようなものが生まれてきているという実情だと思ふんです。私、このままでいいたら清酒業界も同じような事態になるんじゃないかろうかと、そう思ふんです。これはもう大変なことだろうと、清酒業界の存立の基礎が根本から覆されるような事態が生まれてくる可能性があると思ふんです。その点なども考え合わせまして、やはりこの原料の問題、これについて大蔵省としても本腰を据えたやはり対策を講ずべきじゃないかと思ひますが、重ねて伺いたい。これは大蔵大臣どう思つておられますか。大きな税収源なんですよ。金の卵を産む鳥もどんどんやせていって、これはそのまま放置するわけにいかぬでしよう。

○国務大臣(村山達雄君) 最近、酒類の種類ごとの消費の消長を見ておりますと、御承知のように清酒の伸びがほかより悪い。私は、一番大きな原因はやはりいまの生活の風習の方ではないかと実は思つておるのでございますが、しかし原料価格

がやはり大きく響いていることも多分間違いないであらうと思つておるのでございます。それで、しかし原料の米につきましては、御案内のように生産者価格の問題、あるいはそれと主産との関係がございまして、農林省にも非常に御協力願つておるわけでございます。その酒造米に対する払い下げあるいはいふ点での手当てでございますが、年々拡大していただいておりますのでございます。ほとんど主食と同様に今日はやっています。これは一つは食糧制度の一つの枠の問題だなどという感じがいたしておるのでございまして、今後とも農林省と十分協議いたしまして、なおこの上にはい知恵が出るかどうか、真剣に検討してまいりたいと思つていふところでございます。

いま委員が御心配になりました向こうで製造してくるというものは、ちよつと私にはまだ、なかなかこれは非常に微妙なものでございまして、味が非常にむずかしいものでございまして、それはなかなかむずかしいかろうと思ふのでございまして。私も戦争中に南方におりましたのでございまして、とてでもできません。あらゆる技術者を呼びましてあの地をつくつてみようというのでやつたのでございまして、とうとうできませんでした。まあ味は全くだめでございまして。やはりこれは氣候風土、そういうものにも非常に関係の深いのでございまして、それであればこそ、先ほどから味に関する問題がいろいろ議論が出るわけでございますが、それほど微妙なものだと思つておるのでございます。しかし、御指摘になりました原料米の問題は確かに重要な問題でございますので、今後われわれも一層の勉強をして何とか清酒業界の少しでも助けになるように、かように考えておるわけでございます。

○渡辺武君 せっかくの大蔵大臣の向きの御答弁いただきましたので、これ以上突つ込むのはちよつと失礼かなと思ひながら、なお重ねて一、二

点伺いたいんですが、そのいまの政府管理米の払い下げですね、約六万トンと言われておりますが、低温古米ということでなかなか評判よくないんですよ。特に、おけ売りの人たちは、これはもうすぐ味に關係するということで、おけ売りの人たちは一番この点でしり込みしているという状況で、ぜひ新米にしてほしいという強い要求があるんです。この点はひとつ、いまの業界の窮状をせつかく打開するために打った政策ですから、それが実効あるものにするように一層御努力いただきたい、これが一点。

それからもう一点は、六万トンですね、これだけでなくて、この六万トンが手に入るといふそういう条件を基礎にして、なおかつ原料価格が高いんだということを言っているわけですから、その点も十分考慮して、もっと政府払い下げ米をふやすことはできないかということです。この点はどうでしょう。

○説明員(小野重和君) 政府米の品質の問題でございますが、私ども酒造用米を考えた場合には、いつも主食用との關係というのを考えるを得ないわけでございます。そこで、主食用につきましては、新米と並びまして、古米といひましても低温古米でございますが、これを配給しているということがあります。そういうこともございまして、酒造用の一部につきまして低温古米を供給するということにいたしておるわけでございまして、主食用については味は変わらないというふうな私ども見えておりますが、酒については一体どうなのか、品質について不安があるとかという御議論もございまして、したがって、品質問題を含めまして今後の取り扱いにつきまして検討いたしてまいりたい、かように存じております。

それから、六万トンの枠をもっとふやせないかということでございますが、これは先ほど国税庁の間税部長がお答えいたしておりましたが、主食用とのやはりバランスということ、そういうこともございまして、もう一つ自主流通米がその分だけ減るということで、そうなりますと生産者

の手取りがまた減るということがございます。その兼ね合いもまたむずかしい問題がございますわけでございますが、これも今後の検討課題ということにさせていただきますと思います。

○渡辺武君 私ども実は素人計算ですから、あるいは専門家の目から見たら数字上疑点があるというふうなことがあるかも知れませんが、それはひとつ遠慮なく言っていた方がいいんですが、政府保有米、この新米をこれをなお十万トン払い下げをふやしたというふうな仮にしまして計算してみますと、どのくらいの出費になるかという約五十億円でですね。それで、従来政府が自主流通米に対して、約五十万トンについている助成措置を講じておりますね、その総額が二百十八億円。それから、いま話題になっているその政府米の六万トンの売却、これが約二十九億円の出費と、こういうことになっていきますね。ですから、約二十四、五十億円の出費がいまあるわけですが、これにさらに五十万トンの追加支出、三百億円と、こういうことになろうかと思っております。

他方で、これは五十一年度の数字しかはつきりしたことと私調べられなかったのですが、清酒業界からの酒税の納税額ですと、これは二千六百九十億円、約二千七百億円と、こういうことで、かなり大きな収支があるわけですね。ですから、国の負担ということから考えてみましても、私は原料価格を安くして、そして清酒の販売価格もそれに応じて低くなれば清酒の蔵出し量もふえてくるのじゃないか、税収もそういう面からすれば上がってくるという点もそろばんはじいてみて、さらに五十億円の追加支出というのはさう大きく国の財政の負担にはならないだろうというふうな考えなんです。同時に、他面から言いますと、食糧会計で毎年毎年大変な売れ残り米があるわけですね。これ簡単に申しておりますと何ですか、たとえば五十一年度と五十二年度と比べますと約百五十万トンの古米の増加になっているわけですね。五十二年度と五十三年度を加えてみますと約七十万トンの古米の増加、そういう予想になるわけですね。

そうしますと、その分は売れないで管理費もかかるし金利もかかるし、それからまた品質もだんだん低下しますから価格も落ちてくるという損失があるわけですね。ですから、そういう点も十分に考慮してみれば、国の負担という面からすればかなり緩和した形で考えなきゃならぬ。他方で、もし仮に十万トン追加払い下げをやるということになりましますと、これは酒造業界にとっては非常に原料価格という点で大きなメリットになってくるんじゃないかと思えます。

もう一点申し上げさせていただきますと、確かにいままで清酒業界に売っていた自主流通米が、単純計算すれば十万トン売れなくなるといふ形にもなるかと思えますが、他面で原料価格が全体として下がれば、同時にまた自主流通米の購入量というものはふえていくという面も無視できないと思うんです。自主流通米の「J」タイン米というのがあって、売れなかったものについて再び食糧会計で買い上げるという制度もあるわけですね、差し引きすればさう大きなマイナスにはならぬのじゃないかという感じもするわけですね。ですから、大蔵大臣その点も十分にひとつ勘案の上、六万トンの枠はさらに広げるという方向で検討していただきたいというふうに思いますが、どうですか。

○国務大臣(村山達雄君) いま渡辺委員が御指摘された点は、全部われわれはしゅちゅうその問題を、毎年毎年それらの問題の相關關係をいま詰めているところでございます。そして年々改善を求めているところでございます。渡辺委員の御指摘になっている問題いずれも相關關係にある問題でございます。先ほど申しましたとおり、今後とも農林部と十分相談いたしまして、そしてできるだけ一歩前進したい、このように考えているところでございます。

○渡辺武君 それに關連しますけれども、添加用アルコールですね、これを使っている清酒がありましますね。しかし、漸次たとえば純米清酒などという形で添加用アルコールは減らしていこうという方向で努力している酒造業者がふえてきています。

ともこれは明らかだと思ふんですね。そういう方向を奨励していくならば、いま米余っている余っているというけれども、米の消費の拡大ということにもつながっていくんじゃないかという感じもしまして、だから添加用アルコールを縮減した分について一定の比率で新米を払い下げるといふような仕組みはとれないものかどうか、この点ははどうでしょう。

○説明員(小野重和君) 先ほど御説明いたさなかつたわけでございますが、いま政府米を私ども売っておりますが、これはいま御指摘のありましたアルコール添加を減らす、米に切りかえる、そのための一種の助成というところで政府米を主食用価格で売っている、こういうことでございまして、私どももいたしましては、そういうアルコール添加を減らし米に切りかえるというところは米の消費拡大にも当然つながるわけでございます。そういう意味で、そういう傾向が進むことによって、それにあわせて政府米をさらに売っていくという意図は、これはさういう方向で検討していくべきものであろうというふうに私ども考えております。

○渡辺武君 残された時間もわずかですが、おけ売りの問題について若干伺いたいと思ひます。私、現実におけ売りに営業を支えている業者にいろいろお話を伺いました。いろんな要求がありまして、その中で特に強調しておりましたのは、一つは契約の問題なんです。大体十一月におけ売りの契約をやる。しかし年間契約でその先がどうなるのか、来年はどうなるのかという点についてまことに不確かだという状況なんです。特に季節労働者を雇わなきゃならぬという場合に、その年は契約できても来年については継続的に契約をしていいものか悪いものか、この辺もまことに不安定だ。結局継続して雇う場合には、自分の計算で大体来年も来てくれようというのを頼まざるを得ないというふうな実情にあるわけですね。したがって、この契約はできるだけ安定的な長期のものにできないだろうかということが強い要望の中の第一点です。

それから、第二点は価格ですね、値決めです。これは慣例的に協議をして当初契約書には書かないことになっているのであります。ところが、コストが上がっているからおけ価格を上げてくれと言つても、昨年の価格より下回ることはないといふような口約束で、いわば親会社の一方的な暫定価格で毎月の取引代金が支払われて、ずうっと後になって本価格で精算をしようと、こういうやり方になっているのであります。ですから、この価格の決め方についても売る方の側ややはり要望ですね、これが十分に買う方に反映できると、そうして協議によつて取引価格が成立できるようにしてほしいという強い要望があるんです。この点について大蔵省としてはどんな改善を考えていらっしゃるのか伺いたい。

○政府委員(矢島錦一郎君) 先生御指摘のおけの問題、非常にむずかしい問題でございまして、実際清酒需要が必ずしも伸びない中で、大手と中小のおけ売り、おけ買いのメーカーの方がどうやって契約をしていくかという問題でございまして、非常に私もどういふふうにとつていたらいいかということについて苦慮しているわけでございまして、御案内のように、何とかおけ取引を安定させていかなくちゃいけないというふうなことでございまして、四十八年十一月から生産開始前におけ売り企業とおけ買い企業との間におきまして、その年度において取引する数量とか品質それから価格、取引時期というのについて契約して、事前取引的な注文生産制度というのを導入しているわけでございまして、この制度自体がいま現在かなり定着しつつあるわけでございまして、まあ長い間のつき合ひでございまして、実際は単年度契約になっているわけでございまして、古いおつき合ひでございまして、現実にはかなり継続性を持っているということが現実ではないかと思つてございまして。

御指摘のとおり、おけ取引を安定させるためにはなるべく長期契約の方向をとるということ、理論的には確かにそのとおりであらうかと思つてございまして。

でございまして、しかし実際清酒業界の現状を見ますと、大なり小なりおけ売りに関係している企業というのは全体の七二%ございまして。大半がおけ売りであるということでございます。この中で、やはり中にはコストの面で効率の悪い企業がたくさんあることも事実でございまして。また、おけ買い企業の中には自製酒を何と増加したい、自製酒の方がそれは比較的には自分の思いどおりになるという意味におきまして、自製酒を増加させて自製酒割合を高めようというふうな機運もあることも事実でございまして。こういうような中で、そういうような長期契約といったような方向をとつていきますと、やはりおけ買いの選別といひますか、おけ買いから見ましたおけ売り企業の選別といふような問題にもつながっていくというふうな問題もあるかと思つてございまして、現在のおけ売り、おけ買い、清酒業全体の立場を見ますと、やはり注文生産制度の単年度の契約が、直ちに三年とか五年という長期契約に義務づけていくといったようなことについてはいろいろ問題があらうかというふうに思つてございまして。やはりそういうことによりまして一つの効果といひましては、清酒製造業全体の競争条件を一つは悪くしていくという問題につながりかねないという問題もございまして、一方でまた、おけ売りだけに有利な方法というところを行つていってもおのずから限度があらうかというふうに思つてございまして。もちろんおけ売りの経営安定のための施策は行つていかなければならないというふうに考えておるわけでございまして、まあよくどくと申し上げましたけれども、こういう問題も踏まえまして、業界ともどもどういふふうにとつていったらいいかということ、長期的に研究していかなければならぬというふうに思つておるわけでございまして。

それから第二の質問でございまして、おけ価格を安定させるべきじゃないかという御質問でございまして。おけ物取引の価格は現在のところあくまでも自由価格でございまして、おけ物取引

というのは業者の方々の相互間の取引でございまして、国税庁が基本的にはその価格にどういふなさいというところについて介入する根拠には乏しいといふことが言えるのではないかと思ひます。そういうこともございまして、国税庁としましては、基本的にはやはり当事者相互間の自由な価格形成にゆだねるべきではないかというふうにと考えておるわけでございまして、最近清酒業界におきましておけ物取引の数量はややもすれば、どちらかと言へば横ばい傾向に推移しておるわけでございまして、依然としてウエートは高いという現状にございまして、やはりおけ物取引をどうやって安定していくかというところは国税庁、業界にとつて非常に重要な課題でございまして。また、そのおけ物価格が清酒の需給関係を反映いたしまして、一般的にどちらかといひますと買手側に有利なところで形成される傾向も多いということもまた事実でございまして、おけ物取引を全く自由にしていくということ自体についてはまたいろいろ問題があらうかと思つてございまして。したがらば、私も大手のおけ買い業者の方に対しては、私も常々長期的な観点に立つて合理的な価格で購入していただきたいというふうなことで、従来から啓蒙的な指導を行つておるわけでございまして。

まあこういうような業界の現状からいいますと、一方でやっぱりおけ物取引、おけ買いといふこととおけ売り企業という、いわば共存共栄といふたような問題もございまして、おけ売り企業があることによっておけ買い企業が発展するといふ面もございまして、おけ物取引といふのは、良質な価格におきましておけ物取引といふのは、良質な清酒の安定供給という問題を通じておけ買い企業にも長い目ではいい結果をもたらすといふふうにと考えておるわけでございまして。今後ともこういう問題につきましては啓蒙的な指導を重ねてまいりたいというふうにと考えておるわけでございまして。

○渡辺武君 どうも伺つていて、どこがポイントの御答弁なのかさっぱりよくわからなかつたです

がね。まあ、いろいろる現状の御説明はありました。ありましたけれども、おけ売り、おけ買いといふものの事は是非は別として、現実の問題としてそういう制度があり、そしていわば零細中小のおけ売り業者が、これがその頂点になつておけ買いを支えているような状況にあるわけですね。しかも力関係は違つて、買う方と売る方と。それから比較的大きな会社と小さな会社と、力関係違つて、ですから、古きよき慣行なるものも確かにあると思ひます。否定はできませんけれども、しかし私が当初申しましたようなおけ売りの人たちの切実な要求といふこともこれは十分に見ていただかなきゃならぬことだと思つております。

特に、こういうことなんです。おけ売り業者の方々の間でお互いに話し合つて、そして買う方の会社といわば共通の要望などを提出できないのかと言つたら、そんなことやつたらならまれてとてもしようがない、こういう話なんです。ですから、どうしても私は行政指導といふことで、強く要求している業者がその次には切られてしまつて買つてもらえないといふような事態のないようにしなきゃならぬといふふうにとつて思つてございまして。時間が来ましたので、改めて次回にやりますけれども、そういう点での大蔵省の前進きの姿勢、これが非常に重要だと思つて、改めてひとつ大臣、この点は非常に強い要望なんです、お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(村山達雄君) まあおけ売り、おけ買ひの問題は、言つてみますと元請と下請の関係にあるわけでございまして、私たち率直に見ておりまして他の業界よりはかなりうまくいっているんじゃないかと思つてございまして。これは見方でございます。私の郷里あたりでも、もうおけ売りにしたいからひとつそつちを捜してくれとこう言つてございまして。なかなかこれが捜しきらぬのでございまして。そういうやはり酒といふのは非常に個性のあるものでございまして、どこのおけ買ひはどこから買つという個性の非常にはつきり

したところが一歩違ふ点であらうと思うのでございます。それだけにまたお買いの方もその自分勝手なことを、まあほかの業界がやっているというわけじゃございませんけれども、余りひどいことはやれませんが、やっとなんかというものは私に見えてはいるわけでございます。ただ自分の自製酒をふやしたいという気持ちは当然あるわけでございます。これは全体の業界の合理化の中でやっばり解決すべき問題でございまして、きつき言つた清酒業界全体の盛衰と深くかわり合っている問題であらうと思つておるでございます。したがういまして、私たちがいま渡辺委員のおっしゃった点もわからないことはございせんけれども、その点にも留意しつつ、しかし全体としての清酒業界が伸びるという中でその問題もあわせて解決していきたい、かように念じているところでございます。

○中村利次君 今度の酒税の増税案の中で、これを見てみますとビール、ウイスキー、それに果実酒はこれは増税の率がほぼ同じですね。清酒が特級、一級、二級、これは税調の答申にもあるわけでありまして、配慮の跡が見られるわけですね。特に二級は増税をしない、あるいは少しづつゆるうの甲類、乙類、こういうのが配慮の跡があるわけですね。まあ私はこれは決して間違ひだとは思われない。いままでの議論もございまして、酒税の上で配慮をするのか、あるいは日本酒の場合には非常に原料高であるという意味からすると原料の上で何らかの措置を講ずるのか、いずれが正しいのかはこれは大いに議論のあるところでございます。

しかし、そういう増税案が出ておるわけでありまして、もちろんこれは政府としても角をためて牛を殺すようなお考えは全くないと思ふんです。総体的な酒類の消費量はかなりこれはふえていっていると思うんですが、その中でもビール、ウイスキー、最近の傾向としてはまだまだ率の上で目立ったものにはなっていないにしても、しょうちゅうの消費がこれはひよっとしたらブームを呼ぶ

んじゃないかと思われるぐらいではないかと思われませんが、非常に消費の伸び、酒によつて、しょうちゅうの消費の伸びがわかりやすいような、そういう数字のお答えをお願いできませんか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 最近におきます種類別のお酒の消費動向でございまして、伸び率、国産のお酒について伸び率を申し上げますと、この四十二年から五十二年の伸び率を申し上げますと、合計で一五・〇・九%でございまして、清酒が一八・一%、二級は下がりまして六九・一%、しょうちゅうは全体として九八・一%でございまして、そのうちしょうちゅう乙類は一九一・七%というふう非常に伸びております。それからビールは一七二・〇%というふうで、これもまた大いに伸びております。果実酒類は一〇五・三%、そのうち果実酒——本格的な果実酒でございまして、これが六一・一・六%というふうにかなり伸びております。ウイスキー類につきましては二五七・九%、そのうちウイスキーでございまして、これが二六〇・六%、スピリッツでございまして、一八・一、リキュールが一六五・六、その他が九八・八%。

もう一つ申し上げますと、平均伸び率、年ごのぐらゐあつたかということでございますが、最近十年間について申し上げますと、合計で四・二%でございまして、そのうち清酒が一・七%、二級は下がりましてマイナスの三・六%でございまして、しょうちゅうがマイナスの〇・二、乙類しょうちゅうでございまして、六・七%の伸びでございまして、ビールが五・六、それから果実酒類が〇・五、そのうち果実酒が一・九、ウイスキー類が九・九、うちウイスキーが一・〇、スピリッツが一・七、リキュール類が五・二、その他がマイナスの〇・一、かような数字になっております。

○中村利次君 ありがとうございました。これは実によくわかりました。果実酒の六一・一なんていうのも、これは異常だと思ひますが、やっばりこれはブドウ酒——ワインなんかかなり飲むようになったんでしょね。大体国民的に、想像され

ておりますようにウイスキーの伸びが約二六〇、ビールが一七二、しょうちゅうの乙類一九一、大体まあこれは想像にぴたつとしておると私思うんです。清酒が非常に不振であるというのもそのとおり。これはいままで非常に伸びたウイスキーで、原料においては四十四年、五十二年の比較で、清酒と比較をしますと三分の一程度の原料高というんですか、条件も非常によかつたと思うところか、いま騒がれておりますように円高問題等を含めて、輸入の洋酒がかなりこれは市販では安売りをされておりますけれども、この円高による影響というのはどうでしょう、どういうぐあいに想定されますか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 輸入洋酒につきましては円高差益はどのぐらゐあるかという……

○中村利次君 いや、差益ではなくて影響です。国産ウイスキーあるいはその他の酒類に対する影響。○政府委員(矢島錦一郎君) 影響でございまして、数量に対する影響でございまして、五十二年と四十二年のC Yでございまして、輸入数量、引き取り数量でございまして、これで見ますと合計で一〇七・五%でございまして、……失礼いたしました、数量でございまして、その伸びが合計で十倍でございまして、ビールが五倍でございまして、それから果実酒類が十二倍でございまして、ウイスキー類が二十四倍、リキュール類が一〇〇というところでございまして、全然伸びていない、かような数字になると思ひます。どうも失礼いたしました。

○委員(嶋崎均君) 数字に対して的確にお答え願ひたいと思ひます。

○中村利次君 そのことも伺つて大変足しになります。私が質問をしましたのは、これはやっばりこれからどう対応するか、対応を誤つてはならない課題だと思ひますから、重ねての御答弁はもう結構です。

これはやっばり、これほど露骨な円高になりまして、かなり輸入洋酒と国産ウイスキーあるいはその他の、これは何もウイスキーだけではありませ

んね、果実酒なんかでもいまおっしゃるようになります。の伸び率が輸入されておるわけでありまして、円高の影響がやっばり国産物と輸入物との間にかなりこれは影響が出ると思ひなければならぬ。その場合に、私は当然これは酒税の収入を含めた正しい対応というものを誤つてはならないと思ふんです。そういう点については対策を、これはちよつとやっばり答へにくいですが、いかがですか。

○政府委員(大倉真隆君) 先ほど間税部長がお答えしましたのは過去十年の輸入の酒類の伸びであつたと思ひますが、その間に自由化が進展したとかいろいろな事情がございまして、ただいま中村委員おっしゃいますのは、昨年秋季以降の非常に急激なビツチでの円高というものをむしる念頭におかれておられたかと思ふんでございまして、これは端的に申しまして非常に複雑でございまして、ウイスキーで申し上げますと、確かに従来どおりのF O BであればC I Fが下がる、そこに関税前倒しがかかる、それをベースに從価税がかかる、したがって先方の販売力は強化されるというところになります。ところが、国内の小売値段というものが必ずしもそういうC I Fプラス関税及び酒税というものに左右されないという非常に特殊な面がございまして、ある時期にいづゆるスコッチ、スタンダードスコッチの酒税を下げましたところ、贈答品に使われる量が減つてしまつて、むしろ贈答品は国内のかなりい物の方に移つていったとか、そういう非常に特殊な嗜好品であるという面がございまして、円高即小売価格の引き下げというふうになかなか素直にまいらない。それがゆゑに、実は現状では、どうしてものと差益還元ができないのかというふうな逆にいろいろ批判が出ておるというふうな複雑な面がございまして、それから競争力で申し上げますと、実はその国産ウイスキーの原料の中にかなり輸入のバルクがあつて、輸入バルクは輸入のボトルと同じように円高で好影響をもたらしておるというふう非常に複雑でございまして。

ただ、おっしゃいましたその税の方から申しますと、これは業界で苦勞しておられる方からはおしかりを受けるかも知れませんが、輸入と国産のシェアが多少動くということで税収に深刻な影響が出てくるという問題では実はいわゆるでございす。やはり国内産業の企業努力とか、国内産業が圧迫されてしまつては困るというふうな、つまり税収以外の面での問題であらうかと。しかし長い目で見ますと、やはり円高というものは急ピッチで大幅では困りますけれども、基調としては決してとも困つたことというふうには私どもは実は考えていない。むしろ日本経済の力を示すものであるし、また関税率という保護障壁を漸次引き下げるといふことも、いま日本の置かれた国際的情勢のもとではむしろ積極的に取り組んでいくことはなからうか。やはりそういう状況を踏まえて、ウイスキーであれワインであれ、外国品と競争しなければならぬ国内産業はそれなりの企業努力を長期的に積み重ねていただきたいということを希望する立場に私どもはおります。

また、清酒につきましても、実は輸入ウイスキーが強く、それとの抵抗上国内ウイスキーが懸命な販売努力をするということになるというところは、ウイスキーにとどまらずに清酒の方に食ひ込まれてくるというふうになつてまいるわけでございますが、これもやはり先ほどの伸び率でお受け取りいただけますように、基本的には、大臣さつき申し上げました嗜好の変化、食生活の変化というものがかなり大きい。もちろん原料米の特殊性につきましても別途私どもとしてできるだけの努力をいたしたいと思ひますが、やはり、これから清酒を飲むというふうに入ってくる若い人たちの清酒を飲んでいただくというための企業側の努力というものもこれはぜひお願いをしたい。やはり若い人はウイスキーを飲むかワインを飲むかで、清酒に余り目が向かないというところをひとつどうやって新しい需要を開拓していくか、そこに業界として最大の努力を傾けていただきたい。

私どもがその税率の上げ幅調整とか原料米価格とか、そういう面だけでできるだけのことはいたすつもりでございますけれども、やはり基本的に長い目で見た需要動向というものをから申しますと、私、少なくとも個人的には、若い人に洋風の料理でも日本酒はやはりうまいなというふうな需要開拓が一番大事なことでないかなというふうな感じがしておるわけでございす。

○中村利次君 確かに申し上げるとおり、この円高の問題が輸入酒類あるいは国内の酒類、そういう酒税の収入に深刻な影響を与えるということはないと思ひますし、それから流通を含めて、確かにこれは関税から酒税、輸入先に対するいろいろな価格構成などというものは非常に複雑だと思ひます。私は、一面では円高の問題が、企業努力をしなきゃいかぬが、日本のウイスキー業界あるいは果実酒業界なんかかなりの影響を与えはしないかという心配が一つと、また、これは全くその裏腹に、先ほどの御答弁でお伺いしましたのが、この八年間に原料費の値上がりで清酒とウイスキーでは三分の一にすぎない。

ところが、八年間にウイスキーと清酒の価格がどう推移をたどつておるかという実績を見ますと、これはやっぱり清酒の方がかなりきつそうだと、こういうことになるわけですよ。そしてなおかつ、ビールにしてもウイスキーにしても円高差益をかなり受ける側、清酒なんかには比べればかなり受ける側ということになると、まるで裏腹のようですね。けれども、反面に、ウイスキー特級で約二百円、それから一級で九十二円ですか、これくらい酒税の増加分というものは現状からして吸収できないものだらうかという、企業努力それから需要の伸び、円高問題等を総合して吸収できないものだらうかという気もするんですね。輸入洋酒に對する一面と、それからまた別の面で清酒なんかは比べてみるとまだまだかなりの努力をして、こういう御時勢だから増税分は一〇〇%吸収できないにしても、幾らかは吸収できるだらうという気がするんですが、そういう指導をされるおつもりがござい

ますか、どうですか。○政府委員(矢島錦一郎君) 円高によりまして輸入原料とか原酒が下がつてきているというお話、確かにございす。これがどの程度の影響があるかということもございす。ちよつと時間を拝借したいと思ひますが、ビールとウイスキー業界が輸入しております酒類の原料は、ビールでは麦芽がございす。それからホップ。ウイスキー用では麦芽、これはピーテッドの麦芽がございす。トウモロコシとウイスキー原酒がございす。こういうような輸入原料というのはほとんど商社を通じて、直接製造者が外貨建て、つまり米ドルとか英ポンドという形で輸入しておりますので、円高による為替差益というのは直接ビールなどの製造者に帰属することは事実でございす。しかし実際の輸入価格、CIF価格を通関統計から見ますと、ビール用につきましては、麦芽につきましては五十二年と五十三年の間に一〇・一%という数字で若干上がつております。ホップにつきましては一〇・六・二%ということとでさらに上がつておるわけでございます。ウイスキー用につきましては、麦芽については一〇・一・八%、トウモロコシにつきましては八・一・四%というところで若干下がつております。ウイスキー原酒については九一・一というところで、先生御指摘のように下がつておるわけでございます。そういうことで、麦芽とホップにつきましてはむしろ若干値上がりになっておるということ、これはFOB価格の値上りを示しておるわけでございます。一方で、トウモロコシとかウイスキー原酒につきましては逆に値下がりになっておるということとでございまして、特にトウモロコシにつきましては円高による値下がりだとFOB価格の値下がりが、こういうものがあらうかと思ひわけでございます。

しかし、全体的に見ましてビール用の原料につきましては、輸入原料の価格が上昇しておりますことに加えて、国産ビールの大麦の価格、これは生産者歩留の算定方式の変更によりまして大幅に上昇しておるわけでございます。原料面からする製品の価格要因というものはむしろないではないかというふうな思ひます。それから一方で、ウイスキー原料についてでございますが、その麦芽の価格は上昇しておりますけれども、トウモロコシとかウイスキー原酒の輸入価格は逆に値下がりしておると、御指摘のとおりでございます。値下がりしておりますが、仮にこれを計算いたしまして、五十二年に通関したウイスキー用の原料の全数量を五十二年に通関したウイスキー用の原料の全数量を五十二年のCIFの単価で通関したというふうな仮に仮定いたしまして、五十二年の通関価格との差額を業界のメリット額だといふふうな仮定いたしますと、国産麦芽の値上りを引きますと、十三億円ほどのメリットといふことになるかと思ひます。これは、メリット額を逆に課税移出数量をもとに製品の七百二十ミリリットル一本当たり試算してみますと、製造原価で約四円、末端の小売価格で五円程度ということになるわけでございます。

以上ちょっとくどくどと御説明申し上げましたんですが、円高メリットといふのが若干のものについてはあることはあるわけでございますが、いま申し上げたような観点から申しまして、値下げを指導する、増税と相殺して値下げを指導するほどの額にはなつていないのではないかと、かように考えておるわけでございます。

○中村利次君 これは仮にウイスキーについて、私は理屈を言うつもりはありません。しかし原料値下がりをしておると、その上にプラスして円高差益は単純計算で二十数%円が高くなつておるわけですね。これはドル建てでしよう。そうなりますと、よくまあ各都府、たとえば何かを値上げをする場合でも、消費者米価の値上げでも家計に響く影響は一・何%でありまして、これは数字を正確にお出しになるのは結構ですが、なかなか生活実態はそうはいかないんですよ。また、これは国民感覚から言つてもどうも余り今度の酒税の増税分をカバーできるようなものではございせんというの、これは数字を示されてもどうも

やっぱりまゆつばという感じが私は国民感情だと思ひますよ。

ですから、これはたとえば清酒とビール、ウイスキーと比べてみても、清酒の場合にはそういうメリットは何もないんですよ、これは。確かに二四・二三%と一七・五%という税率の上での幾らかの配慮はある。しかし片方は、農林省お見えになつてますね——どうですか、これは。生産者価格の、生産者米価の値上げはしないというわけにはいかぬでしょう、ことしも。もう先のことは政府は慎重で答弁されなければ、毎年これはやつていくわけですから、だから間違ひなく清酒の原料というのは値下がりもしないし、値上がりすると私は質問者として断定して一向差し支えないと思ひます。

それから、為替差益も全くこれは関係ないわけでありまして、それは比較をしますと二四・二と一七・五というのはそんな数字上の比較ではない。ですから、これは清酒の税率の引き上げが適正かどうかという議論もありましようが、そのほかにやっぱり比較して、国民が大体まあ細かい数字はわからなくてもこれくらいいいのではないのかと思ひるのは、増税に当たつてストリートで、ウイスキー特級なら二百円増税するのは当然であるという、そういう指導と、やっぱり値上げは努力で、あるいはいろいろな条件で吸収をしない、できるだけ吸収しないという、そういう指導とはこれはまるで違ふわけですから、それはそういう指導をすべきじゃないですか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 先生のおっしゃるやうに、確かに若干の円高メリットが種類を異にするに従つてございまして、これは事実でございます。御承知のやうに、清酒につきましては原料米とかいろいろな問題がございまして、かなり最近の小売価格が上がつていられることもまた事実でございます。逆に相対価格で申し上げますと、ウイスキーとかあるいはビールというものにつきましては、清酒との関係におきましては逆に余り値上がりしていないという一方ではあるわけでございます。

ます。

最近におきます特に円高の差益というものを選元したらどうかという点については、先ほど来申し上げておりますやうに、それほど大きなメリットではないというのをくどくど申し上げたわけでございますが、価格の設定自体につきましてはあくまでも自由価格でございます。その税額が増税になるにしても、それを吸収して企業が税額相当分を上げないか上げるか、あるいは清酒のやうにむしろ上げるを得ないかというやうな問題につきましては、商品設計の問題といたしましてはやはり企業に任されているわけでございまして。私も幾らにしろというやうなことを強制する権限はもちろんございせんわけでございますが、いま申し上げましたやうな自由価格というのを基本にいたしまして、各企業におきましてはそれぞれはなにかという事情も考へて価格を設定していくのではないかとこのやうに考へておるわけでございまして。

○中村利次君 どうもそういうのを失礼だけれども官僚の答弁と申すのによ。しやくし定規で、失礼だけれども。これは私は円高差益をどうのやうのやうな議論をするつもりはありませう。それはそういう議論が国会の中でもあるけれども、それが目的ではない。たまたま酒税が増税をされるから、その場合増税率をずっと見てみるとやっぱりいろいろな配慮がある、これは私はもつともだと思ひますよ。そしてこれが正しいかどうか、あるいは現在の税額が正しいかどうかにもこれは議論はあるでしょう。しかし、そういう配慮等を含んで、清酒あるいはしょうちゅう、ビール、果実酒、ウイスキーと、こいうやうに見ていくと、やっぱり現在の情勢の中で増税分をストリートに小売価格に上乗せをしなくともいいやうな、努力をすれば何とかなるというやうなもの、これは自由経済、自由価格であつても、政府が行政の、国民の生活を預かつていて何でも指導をしていくんでしやう。だって、IEAなんかからの勧告を受けたつて、灯油は値上げをしなさい、エネルギー対策としても言われても、なかなかそうはいかぬでしやう。これは価格に対する命令権とか、こうしるあしるというんじやなく、やっぱりこいうことはできるんじやないか、こいう努力をしないといふ指導ぐらいいな、国民に對する責任ある立場とは言えないでしやう。自由価格でございまして、これはウイスキー業者が決めればそれでしやうがないんです、そんなものじやないでしやう。どうですか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 先生おっしゃるやうに、確かに形式的なお答えで大変申しわけないんですが、増税率がどの程度いくかということ、吸収するのとか転嫁するのとかいうのは、あくまでもやはりその企業の判断に任せられておることではないかと思ひます。その場合どういふやうな、まあ増税額を吸収しますといひますか、要するに転嫁しない、企業の努力によつてそれを負担していくか、あるいはそれを転嫁していくかといふことにつきます。やはり売れるか売れないか、あるいは自分ので、やっぱり売れるがあるからこのぐらひは上げないでこうかといふやうな、やはり各社の商品設計という問題に帰着するのではないかと申すわけでございまして。非常に円高メリットが高ければ、私どもとしてはさういふことも申し上げたいと思ひます。非が、いま申し上げたやうな事情から見まして、やはりそれにはおのずから限度があるのではないかと、かやうに考へておるわけでございまして。

○中村利次君 それは納得できません。大蔵大臣、こいう状態だから円高対策だつて政府はいいかげんなものなんですよ。それは私は円高で日本の産業界なんといふのは大変な打撃を受けている。しかし、主税局長が先ほど言われたやうに、やっぱり円高を、どう災い変じて——これは災いかどうかは別にして、福となす、福と考へるべき面もあるんですから、それを何か数字いじりで、こうしなさいあしなさいといふんじやなく、国民の生活を預かる政府の姿勢として、やっぱり

できるだけこいうものをあらゆる機会に生かしていこう、こいう姿勢を政府はとりますよといふのがこれは当然じやないかと思ひますよ。ところが、いやいやそれは大したメリットはございせん、それはあなだ議論をしてみれば……、こいう議論を私はやりたくない、数字を突き詰めてね。しかし姿勢としてはどうですか、大蔵大臣。

○国務大臣(村山達雄君) われわれは酒類行政を預かつておる者といひまして、酒類業界がやはり自由競争な自由競争をやりまして、そしてできるだけ経営を合理化し、そのことによりまして消費者にその利益を還元していく、またそれによつて伸びていくといふことは、もう当然であらうと思ひます。従来からも、一々指図はいたしませんけれども、基本的にはこいう自由競争の中で、結果的に消費者に不利を与えないやうに指導してゐるところでございまして。

今度の円高の問題は、先ほど主税局長からちよつとお答えしたと思ひます。ございまして、たとえばウイスキーなんか、もう逆に向こうのFOB価格を上げてきておるのでございまして。この辺が日本人の考へ方とかなり違ひまして、向こうで為替相場が下がりますと、逆にこれじやたらぬといふわけでございまして上げておられます。また、問税部長からちよつとお話がありまして、たまたま、トウモロコシとかその他については確かに円高のメリットありますけれども、麦芽の方は逆に上がつていられるといふやうなことでございまして、全体として見ますと、洋酒その他は円高のメリットといふものはそんなに私ははないやうに思ひます。

こいう意味で、今度税負担のある種の増加を求めておるわけでございまして。これは税の性質として、ましてはもちろん転嫁されてもやむを得ないといふことを考へておられますけれども、現在の酒類業界の需給の関係から申しますと、便乗値上げはもちろん抑えていかなくちやなりませんけれども、私はとても普通の業者はそんな状況にはな

い。むしろ衆議院でも問題になりましたように、飲み屋さんで上げるとか、そういうところはあつたものでは、普通の生産者あるいは販売者、こういうものは、普通にもそれによりまして便乗値上げなにかで申したように、私たちが監督しているわけでございますから、さらに一層自由なる競争を通じて、いやしくも不当な価格形成がないように今後とも努力してまいりたいと、かように思っているわけでございます。

○中村利次君 だんだん私は、もうこんなものでおしまひになるつもりじゃなかったんです。何ですかね、大臣、大蔵に答弁技術としては優秀かもしれませんが、さっぱりわかりませんよ、何をおっしゃっているんだか。増えれば口をたたくわけじゃありませんよ。それは比較をしまして、この酒税の値上げというものが、いままでも本委員会でいろいろ参考人まで呼んで審議をしてみたけれども、清酒の場合には、これはやっぱり増税分はダイレクトに値上げにならざるを得ないんじゃないかという、もし増税された場合ね、そういう感じというものはこれは関係者は持つと思ひますよ。しかしそうならば、果たしてこの税制上の配慮がほかと比べてこれでいいのかわからぬ。あるいはまた関連を、何も大蔵省だけではなくて農林省の関係でも、それは政府米を一〇%で放出をされるんだけれども、六万トンのやつが四万五千トンの去年は使っていないというふうな話ですけれども、これはやっぱり十二月からあれは何というんですか、仕込みというんですか、入るのに、放出決定が非常に遅い、その上に低温古米である。これだつて私は税制上どうするか、そういう原料米でどうするかということは相関性がありますから、関連を持たしていろいろ質問もしたかつたんですが、時間がすでに、全くこれはつまらないことで時間食つちやつたんです。ですから、いま私が申し上げたようなことをひとつ総合して大蔵省からと農林省からと答弁してくださいよ。これは

全く舌足らずで、何か御答弁もむずかしいかもしれないませんが、私はやっぱりこの酒税の対象となる種類が清酒、ウイスキー、ビール、果実酒、しょうちゆう、こういうものが何というんですか、相対的な競争条件のもとに自由競争をやるのは大いに結構、しかしその前提条件が相当でない場合には、場合によつては、皆さんからの意見もございましたけれども、日本古来のある意味では芸術品かもしれない清酒がだんだん衰退をするということにもなりかねない。それは無形文化財だとかいろいろな芸術にしろ、いろいろな日本古来のものはそれなりの保護助成もしているでしょう。嗜好品なんかそんなのは対象にならないよと言つたので、たとえば陶器だとか漆器類だとか、ああいうものだつてある意味ではやっぱり趣味の日本伝統のものだと思ふ。ですからそういうことをいろいろ総合して考えますと、もっと私は突っ込んだ政府の総合的な検討があつてしかるべきであつて、こういうぐあひに思ふんです。これからのひとつ対応についてお伺ひをして、私の質問を終わります。

○政府委員(大倉真隆君) ただいま中村委員が御質問の中でおっしゃいましたように、異なる種類の中での競争条件を攪乱しないで、しかも一方では国民酒と言われる日本酒メーカーに中小企業が多く原料米に特殊性があるということも十分に考慮しながら、異なる種類がフェアな競争条件のもとで競争していけるようにしたいというのが私ども基本的な考え方でございます。今回の税制面での税率引き上げの調整につきましては、率直に申し上げまして政府案をつくるまでにはずいぶん時間をかけて、それぞれの業界と十分意見を聞かせまして、それぞれの相対的な関係からして、基本的には皆さん増税というのは決して賛成なさらないのですが、増税されるというところまでは持つてきたつもりでございます。私、きょう報告を受けました、きょう来られた参考人の方も、上げ率についての配慮についてはそれなりに感謝するといふ

ふうな意見も言つておられたように報告を受けておるわけですが、しかし同時に、たびたび当委員会御指摘を受けております清酒の特殊性というものは私どもも十分に認識しております。構造的な改善を初めとして、品質改良その他に国税庁としてできるだけの努力を引き続きやってまいりたい。同時に、原料米対策につきましても、非常に本当は食糧政策、総合的な目でも非常にまた別の角度からむずかしい面があるということも重々承知しながら、しかしやはり産業政策の面からの要望はひとつできるだけ食糧庁にも聞いていただいて、局面に応じた妥協な解決を図るよう引き続き大いに努力をしてみたいといふふうに私も考えております。

○説明員(小野重和君) 私どもも、清酒業界の経営問題といふことも十分に頭にあるわけでございます。そういう意味におきまして、酒米につきましても、かつては主食用の政府売り渡し価格よりも高い価格で売つていたことがあるわけでございまして、自主流通米制度が四十四年に発足して以降、最初は主食用並みの助成はなかつたのでございまして、逐次そういう点を十分に配慮しながら、現在では主食用並みの助成をいたしておると、こういうことでございまして。

なお、アルコール添加を少なくして米に切りかえるといふことを促進するために政府米を売却している、主食用並みで売つていけるということなるとございまして、いま御質問のありました放出時期とそれから低温古米の問題でございまして、放出時期につきましては、私どもといたしましては特に御迷惑をかけているということはないんじやないかといふふうに考えておりますが、そういう問題点があれば今後改善することはやぶさかではございません。それから低温古米でございまして、要は新米と品質がほんとに違ふのかどうかといふところでございまして。その点につきましては、今後とも国税庁当局とも十分に御相談しながら、その問題を含め

まして、品質問題を含めて今後十分に検討いたしてまいりたいと、かように存じております。

○市川房枝君 私は、アルコールの入つたものはいただかないことにしていますけれども、しかし禁酒論者ではございません。疲れをいやしたり元氣を出したりするためのお酒には賛成ですが、飲み過ぎて体を壊したり他人に迷惑をかけるお酒には反対をしております。

その立場で、三十六年に酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律というのを、自民党の紅露みつさんを中心に婦人議員が超党派で提案をいたしまして、男子の議員の方々の御賛成を得て成立し、今日に至つております。

この立場で、まず大蔵当局に二、三お伺ひしたいと思ひますが、酒税は今の値上げで一兆四千六百六十億円ですか、収入があるはずですが、もしお酒を飲む人が少なくなると税収入が減りますね、だから大蔵当局としてはもっと国民に対して酒飲め飲めとむしる奨励したい立場じゃないんですか、それについてのお考えをひとつ伺ひたい。

○政府委員(大倉真隆君) 同趣旨の御質問、たびたび衆議院でも当委員会でも受けておりますが、やはり私どもとしましては、先ほど市川委員がおっしゃいましたところの、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律、そこですべきは国民は飲酒についての節度を保つように努めなければならぬ、これは立法府の確たる御意思であるといふふうな受けとめをしておりますし、税収が上がるんだから幾らでも飲んでくださいといふふうには考えておりませんが、やはり同時に、その百葉の長と言われ、適度な飲酒であればそれなりの効用があるという面もございまして、やはり長年積み重ねられてきた歴史の上で、やはり節度を持つての飲酒といふものは決して排撃すべきものではないであらうと。しかし、どの方がどれくらいのお飲みになるかといふことは、それはやはり嗜好品のことでございまして、私どもが一々干渉するようなことではない。酒税というものは

は、そういう国民の皆様の嗜好なりお考えなりを受けて受け身に入ってくる税収であると、そういうふうにご考慮しております。

○市川房枝君 最近、アル中の患者がどんどんふえていると、まあ青少年もふえてきているんだけれど、それから夫が、あるいは父親がアル中で困っている家庭もずいぶんふえてきております。大蔵省はそういう酒の飲み過ぎからくる被害といひますか、そういうものを調査なすことがあります。それから、そういうものに対する対策というものをとお考えになったことがありますか。伺いたい。

○政府委員(山口光秀君) 厚生省からお答えする問題であらうかと思いますが、予算措置を講じております。厚生省に對しまして、アル中対策は、国会でも最近いろいろ議論がなされるようになってまいりまして、世の中の認識も高まってきたておりますので、私も厚生省の御要求に對応いたしまして、重要性を十分認識しながら、それなりの配慮をしておいてきておるところでございます。

○市川房枝君 厚生省の調べたのを、それによつて考えると何か言いますが、私は、厚生省は当然それは調べてなさるべきだけれど、大蔵省も私はもうける方というか、税収の方ばかりでなくて、やっぱりそれによつてどれだけ被害者が出るというのを直接に私は何かの方法でなさるべきじゃないかと、まあこう私も思ふんですが、実はさつき申しました法律で、私もアル中患者が治療するように、あるいはアル中患者の施設に紹介するようにというものを法律で義務づけたわけだけれども、救済のための酒の税金、一%ぐらいでもいいからそれを救済に使つてほしいと、一%といひますと百四十億六千万円ぐらゐになりますか、五十三年度で言へば、というのを當時も主張したんですけれども、それは実現せず、久里浜にこれは厚生省の方の所管で、たった四十床の治療所をつくつただけで終わ

りました。だから、このとき厚生省はもっとたくさん要求したのか、いや厚生省は、私もが厚生省の治療の方まで含めたというものでずいぶん厚生省から反對されたんです。されたけれども、私もはやつぱり治療の方でということをやつたわけなんです、あんまり治療のことは、附帯決議で実はつけたんですが、それで四十床実現はしたんですけれども、その後も少しふえてはいるらしいけれども、しかし大蔵省自身として私ははやつぱり考へてほしいと思ふんですが、もつとこの方面へ予算を出すことをお考へいただけないんですしうか。

○政府委員(山口光秀君) 大蔵省がアルコール中毒対策を自分で行うということにはなつておりませんで、それは厚生省が担当なさつておられるわけでございます。厚生省から当然のことでございますけれども、要求を受けてまして、私も御相談に應じて予算に盛り込むということをやつておるわけでございまして。ただいまお話しした酒税収入が一兆四千億ある、それに対して何%か……

○市川房枝君 一%と言つたんですが、
○政府委員(山口光秀君) 割り戻したらどうかという御議論は、それはちよつと、酒税収入は一般財源でございまして、アルコール中毒対策と直接結びつけて論ずるという筋合いのものではない。アルコール中毒対策は、それはそれなりで重要性を考へて予算に盛り込むべき筋合いのものであらうと考へます。

具体的には厚生省からお答へするのが適當かと思ひます。

○市川房枝君 後で厚生省から聞くつもりでずけれど、たばこの横のところに、「健康のため吸ひすぎに注意しなす」と書いてあるんですね。酒の方をもつと私被害が大きいのと思ふだけども、何らかそういう注意を喚起するようなことをお考へになりませんか。酒びんに印刷でちよつと同じようなことを書いて張つていただいたらどうかと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 突然の御質問でございまして、あるいは十分なお答へができるかわかりませんが、お酒を飲まないようにしようというふうな、健康に注意してというふうなことを書く点につきましては、たばこの場合には確かにそういう問題がございまして、お酒自体がやはりいい面もございまして、それから悪い面もございまして、それからやはり個人差が非常にございまして、ある人にとっては非常に害になる程度のものが、ある人にとっては非常に害になるといふふうには決めつけられないのではないかと思ひます。

それから、やはりお酒というのはムードで飲む商品でございまして、実際に、余り飲むなということが書いてあるような状態でございますと、なかなか抵抗を感ずるといひますか、そういう面から申しまして、やはりちよつと、私もお酒を飲む者でございまして、そういうふうなお答へを申し上げて大変失礼でございすけれども、そういうような問題もございまして、そこまで至らなくとも、それ自身が自覚して飲めばいいのではないかと、ちよつと思つておるわけでございまして、いかというふうにして同じじゃないです。

○市川房枝君 たばこだつて同じじゃないですか。たばこにちよつと書いてある、それで酒だけはいけなす。ちよつと納得できないんですけれども、それはまた別な機会に伺うことにしましう。

大蔵省は、未成年者飲酒禁止法というのがあることを御存じですね。酒の小売店の前にある自動機械ですね、あの中に酒が入つてゐるんですね。たばこも入つてゐるのかな。そうしてそれを未成年者が利用して酒を飲むということが方々であるみたいでございまして、あれは大蔵省が許可をなさるんでしょ。その許可をむしろ禁止をしていただいたらいいんじゃないか。そうすれば、未成年の方のその法律にもかなうわけですから、大蔵省は、未成年者飲酒禁止法のことをお考へになつたことあるんですか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 先生の御質問、大変ごもっともでございまして。ただ、自動販売機の問題につきましては、労働力の不足の問題を背景といたしまして、零細な方々の省力化とかあるいは消費者の利便という点から、時代の趨勢でかなり普及してきたわけでございますが、確かに先生の考へのおつしやるように、自動販売機を置いておきますと未成年者が飲むんじゃないかと、あるいは飲酒運転の原因になるんじゃないかという御指摘はごもっともでございまして。

そういうようなこともございまして、私もいたしましては、四十八年から自動販売機による酒類の小売業免許は原則として免許しないということにしてあります。ただ、既存の酒屋さんがもうすでに設置しております。あるいは店頭にいる人な、ジュースとかそういうものと一緒に設置しておりますものにつきましては、やはりこれは新しい免許問題というものは生じないで、規制できないというのが現実でございます。

しかし、私もいたしまして、関係業界に對して、こういうことがあつてはならないということ、機会のあるごとに、未成年者の飲酒防止というところにつきましての配慮、それから呼びかけというところを行つておるわけでございまして。たとえば私もとしてお願いしてやっておりますのは、「未成年者飲酒禁止」というステッカーと「飲酒運転防止」というステッカーを自動販売機に張りつけていただくというふうなこと、それから、自動販売機の故障とか苦情につきまして管理責任をはつきりさせるようなステッカーをつけていただくこと、それから、夜の十一時から朝の五時までは、飲まれないでという問題もございまして、その間に飲まれてしまふという問題もございまして、自動販売機による酒類の販売は自粛してくださいというところもお願いしておるわけでございまして。ここ数年來たびたびお願いしております、そういうふうな点からいまして、自動販売機による販売というのはいささか自粛されてきたの

ではないかと、こう思つておるわけでございます。
○市川房枝君 自動販売機少し調べて、そういうのが張つてあるかどうかを見てみます。
厚生省の方来ていただいておりますが、アルコール中毒患者の状況ですね。数だと状況だとか、あるいはそれに対する治療施設というものの、簡単にちよつとおっしゃつてくだされう。

○説明員(目黒克己君) 厚生省の方の患者調査によりますれば、現在まで通院及び入院のアルコール中毒の患者の数は、昭和五十年で約一万八千人といふふうになつてゐるわけでございます。また、これに対する医療施設といたしまして、国立の久里浜病院以下施設がございまして、総計千二百九十一床分の施設が医療施設としてあるわけでございます。

○市川房枝君 大蔵省に、五十三年度済んじやったんですが、五十四年度でもう少しこれを拡張するような要求を少ししていただかうか、そういうことを特に家庭の婦人は望んでゐるのですけれども、それをひとつお考えおきいただかうかと思ふんです。

それから最後に、これは酒税ではありませんけれども、最近新聞をにぎわせてゐる国会議員の励ます会、励ますパーティーというのが盛んに出ておりますが、私のところへもパーティーへの出席の勧誘が二、三参つておりますけれども、会費は二万円と書いてあります。新聞の報ずるところによると一回で一千万円、二千万円、三千万円ぐらゐもうかるというんですけれども、ところがそれに対しては全く課税はない、これは国税庁がそうおっしゃつてゐるということ、毎日新聞の四月の初めにそうちよつと書いてあるのですけれども、大蔵省、これはどう考へておいでになるか。この問題については、本当は私はもつと時間をとつて伺ひたいと思ふのですが、簡単に伺つておきます。

○政府委員(水口昭君) ただいま国税庁の話がございましたが、国会議員の先生方が励ます会を開催されておるといふことは私もよく承知をしており

ます。
そこで、その場合の課税関係でございますが、一つは、励ます会というのは税の執行から考えますと一体何であらうかということがあるわけでございますが、簡単に申しますと、われわれはこの励ます会というのは税法上の人格のない社團等である場合が多いのではないかと考へております。そうだとすれば、これが収益事業に該当いたしませんと課税の対象にならない。したがつて、励ます会そのものは課税の対象にならない、こう考えます。

そこで、実質的には励ます会でもつて収益が上がつたといひますと、それが政治家の先生に帰属する。それでは政治家の先生の課税関係はどうなるか、こういうことでございしますが、その場合は、政治家の先生が一般に法人、個人からいろいろの政治献金を受けられます。それが政治資金収入になるわけでございますが、それと全く同じであるといふふうにお考えいただければいいのではないかと。したがつて、税法上はその励ます会の収益は先生の雑所得の収入金額になるわけでございます。したがつて、その他の政治資金と合計をいたしまして、それから政治家の先生でございしますからいろいろ政治活動上の経費が必要かと思ひます、そういうのをさつ引いて残りがあれば課税の対象になる、残りがなければ課税の対象にならない、こういうことでございします。

○市川房枝君 いまの御説明はよく存じ上げておるんですが、一般国民からいふと、そんなに一千万も二千万ももうかつて、そして全然課税の対象にならないといふことはどうしても納得がいかないといひますか、いや、いままでの政治資金に対する政治家の収入、雑所得として、そして政治活動に使つて残りがあつたら課税すると言ふんでしよう。ところがそれともう事実上は全然課税をしてないといふことになつて、それ自身納得のいかない問題があるんですが、それはまた改めて伺ひたいと思ひます。ありがたうございました。

○委員長(嶋崎均君) 両案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。
次回は四月二十日午前十時開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後六時二十五分散会

四月十三日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は四月十二日)
一、各種手数料等の改定に関する法律案

四月十四日本委員会に左の案件を付託された。
一、土地譲渡益重課制度の一部改正に関する請願(第四〇一八号)
一、宅地の買換えについての税の軽減措置に関する請願(第四〇一九号)
一、中古住宅取得についての税の軽減措置に関する請願(第四〇二〇号)
一、個人の土地建物譲渡所得の区分に関する請願(第四〇二二号)
一、個人の土地建物長期譲渡所得課税に関する請願(第四〇二二二号)
一、ネズミ講禁止法の立法化に関する請願(第四〇二二六号)
一、舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に関する請願(第四〇二七号)
一、ネズミ講禁止法の立法化に関する請願(第四〇二九号)
一、日本銀行に係る法人関係税に関する請願(第四〇三三九号)
一、舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に関する請願(第四〇二二九号)
一、宅地の買換えについての税の軽減措置に関する請願(第四〇二四二二号)(第四〇二四三三三三)(第四〇二四四四四四)(第四〇二四五五五五)
一、中古住宅取得についての税の軽減措置に関する請願(第四〇二四六六六六)(第四〇二四七七七)(第四〇二四八八八八)(第四〇二四九九九)
一、舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に関する請願(第四〇二五〇〇〇)

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第四〇一九号 昭和五十三年三月三十一日受理
土地譲渡益重課制度の一部改正に関する請願
請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ六 六社団法人全国宅地建物取引業協会連合会内 木村勉
紹介議員 柿沢 弘治君
この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第四〇二〇号 昭和五十三年三月三十一日受理
中古住宅取得についての税の軽減措置に関する請願
請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ六 六社団法人全国宅地建物取引業協会連合会内 木村勉
紹介議員 柿沢 弘治君
この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第四〇二二二号 昭和五十三年三月三十一日受理
個人の土地建物長期譲渡所得課税に関する請願
請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ六 六社団法人全国宅地建物取引業協会連合会内 木村勉
紹介議員 柿沢 弘治君
この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四〇二二二二号 昭和五十三年三月三十一日受理
個人の土地建物長期譲渡所得課税に関する請願
請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ六 六社団法人全国宅地建物取引業協会連合会内 木村勉
紹介議員 柿沢 弘治君
この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四〇二二二二二号 昭和五十三年三月三十一日受理
個人の土地建物長期譲渡所得課税に関する請願
請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ六 六社団法人全国宅地建物取引業協会連合会内 木村勉
紹介議員 柿沢 弘治君
この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四〇二二二二二二号 昭和五十三年三月三十一日受理
個人の土地建物長期譲渡所得課税に関する請願
請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ六 六社団法人全国宅地建物取引業協会連合会内 木村勉
紹介議員 柿沢 弘治君
この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四〇二二二二二二二号 昭和五十三年三月三十一日受理
個人の土地建物長期譲渡所得課税に関する請願
請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ六 六社団法人全国宅地建物取引業協会連合会内 木村勉
紹介議員 柿沢 弘治君
この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四〇二二二二二二二二号 昭和五十三年三月三十一日受理
個人の土地建物長期譲渡所得課税に関する請願
請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ六 六社団法人全国宅地建物取引業協会連合会内 木村勉
紹介議員 柿沢 弘治君
この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ

六社団法人全国宅地建物取引業協
会連合会内 木村勉

紹介議員 柿沢 弘治君
この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

第四〇八六号 昭和五十三年四月一日受理

ネズミ講禁止法の立法化に関する請願

請願者 奈良県大和高田市東雲町一ノ二

四 田中義一外七十七名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一五七〇号と同じである。

第四一〇七号 昭和五十三年四月一日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 福島県会津若松市新横町四ノ一

九 外島陽子外二百三十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第四一一九号 昭和五十三年四月一日受理

ネズミ講禁止法の立法化に関する請願

請願者 島根県松江市浜佐田町五四六ノ

五 亀岩一男外九十七名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一五七〇号と同じである。

第四一三四号 昭和五十三年四月三日受理

日本銀行に係る法人関係税に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県

議会議長 館石基治

紹介議員 岩動 道行君

日本銀行は昭和五十二年上期決算において、運
用により法人関係税の課税対象額を前期に比し著
しく減額し、結果的には国庫納付金が増加したた
め、地方財源が激減したことは、最近の厳しい地
方財政の運営に、更に一層の困難を加えることと
なった。よって、今後、今回のような事態が再び

起こらないよう法律を改正し、日本銀行の国庫納
付金相当額を法人関係税の課税対象とするよう措
置されたい。

第四二一九号 昭和五十三年四月四日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 福井市新田塚二ノ一〇ノ八 田

崎三五男外三百九十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第四二四二号 昭和五十三年四月五日受理

宅地の買換えについての税の軽減措置に関する請
願

請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ

六社団法人全国宅地建物取引業協
会連合会内 高木新作

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第二八九号と同じである。

第四二四三号 昭和五十三年四月五日受理

宅地の買換えについての税の軽減措置に関する請
願

請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ

六社団法人全国宅地建物取引業協
会連合会内 田村柳治

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第二八九号と同じである。

第四二四四号 昭和五十三年四月五日受理

宅地の買換えについての税の軽減措置に関する請
願

請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ

六社団法人全国宅地建物取引業協
会連合会内 勝又 武一君

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第二八九号と同じである。

第四二四五号 昭和五十三年四月五日受理

宅地の買換えについての税の軽減措置に関する請
願

請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ

六社団法人全国宅地建物取引業協
会連合会内 森実

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第三八九号と同じである。

第四二四六号 昭和五十三年四月五日受理

中古住宅取得についての税の軽減措置に関する請
願

請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ

六社団法人全国宅地建物取引業協
会連合会内 高木新作

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四二四七号 昭和五十三年四月五日受理

中古住宅取得についての税の軽減措置に関する請
願

請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ

六社団法人全国宅地建物取引業協
会連合会内 田村柳治

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四二四八号 昭和五十三年四月五日受理

中古住宅取得についての税の軽減措置に関する請
願

請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ

六社団法人全国宅地建物取引業協
会連合会内 勝又 武一君

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ

六社団法人全国宅地建物取引業協
会連合会内 森実

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四二五〇号 昭和五十三年四月五日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 千葉市生実町一、一四五ノ一四

六 古関和子外六百一名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第四二五一号 昭和五十三年四月五日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 群馬県高崎市飯塚町一、七三五ノ

六 池田美奈子外五百四十名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第四二五二号 昭和五十三年四月五日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 福岡市南区若久三二六ノ二三 神

野悦子外千五百十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

昭和五十三年五月十日印刷

昭和五十三年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K